

園田学園女子大学

論文集

第49号

- 
- 女子大生の身体活動状況と運動セルフエフィカシー  
および運動意思決定バランス …………… 赤井クリ子・山川 正信 (1)
- 教育支援センター（適応指導教室）における保健管理と保健教育  
——全国の教育支援センターへの質問紙調査結果より—— …………… 江崎 和子・角田智恵美 (9)
- 大学女子ソフトボール選手の生活習慣と食習慣 …………… 衣笠 治子・赤井クリ子 (39)  
田原 茜・石川 真衣
- ホエール・ウォッチング  
——小さな捕鯨の島・ベクウェイ島の厄介な問題—— …………… 浜 口 尚 (55)
- 英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学  
——ギデンズ、エスピン-アンデルセンらの社会哲学を中心に—— …………… 田 邊 泰 美 (67)
- 幼児の粘土作品と創造性との関連について …………… 中見 仁美・桂田恵美子 (87)
- 平成 25 年度 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 共同研究終了報告 …… (97)
- 平成 26 年度 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 共同研究一覧 …… (104)
- 

平成27年 1 月

未来デザイン学部 人間健康学部 人間教育学部 短期大学部

# SONODA JOURNAL

## Volume 49

---

- Exercise self-efficacy and decision-making balance for exercise which were seen  
from the physical activity situation in a women's college student  
..... Kuriko AKAI, Masanobu YAMAKAWA (1)
- Health care and health education for students attending adaptation classes  
——Through the investigation in the students attending adaptation classes——  
..... Kazuko EZAKI, Chiemi TSUNODA (9)
- Lifestyle and eating habit of female collegiate softball players  
..... Haruko KINUGASA, Kuriko AKAI (39)  
Akane TAHARA, Mai ISHIKAWA
- Whale Watching :  
Trouble on the Small Whaling Island of Bequia ..... Hisashi HAMAGUCHI (55)
- A Study of Child Protection in U.K.  
——social philosophy of child-centred investment strategy—— ..... Yasumi TANABE (67)
- Clay-works and Creativity in kindergarten-aged children  
..... Hitomi NAKAMI, Emiko KATSURADA (87)
- Reports of The Team-studies in 2013 Academic Year  
The Team-studies in 2014 Academic Year
- 

2015

SONODA WOMEN'S UNIVERSITY

# 女子大生の身体活動状況と運動セルフエフィカシー および運動意思決定バランス

赤井クリ子<sup>1</sup>・山川 正信<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 園田学園女子大学

<sup>2</sup> 大阪教育大学

## 緒 言

健康の保持・増進および疾病予防に関する身体活動・運動の効果<sup>1)</sup>は明らかにされている一方で、若年者、特に思春期女性における身体活動量が減少しているとの報告<sup>2)</sup>もあり、若年女性における身体活動量増加の重要性の認識は広まっている。

身体活動量を増やし、運動を継続することができる要因の一つに社会的認知理論がある。社会的認知理論は、1980年代に米国の心理学者バンデューラ<sup>3)</sup>によって提唱され、運動行動の促進を狙った試みを行う際にも多く適用されている理論の一つである。社会的認知理論は人の行動を説明する場合、環境だけではなく、人の認知過程についても重点をおき、人の行動を説明した理論である。これは人が自身に対して持つ与えられた課題の達成のための活動を組織し、遂行する能力を評価するもので、人が行動を遂行するには、実際に人が持つ技能ではなく、どのような技能レベルであっても、その人がいかに自身の能力を評価しているかが重要であるという理論である。

社会的認知理論の代表的な概念として、「結果予期」および「効力予期」の2つがあり、前者は「行動を起こすことによってどのような結果が得られるか」についての予測で、後者は「行動を起こすことがどのくらいできるか」についての自信感を表す。この2つが高い者ほど行動変容を起こす可能性が高いと考えられている<sup>4)</sup>。自分がどの程度の「効力予期」をもっているかを認知した時にセルフ・エフィカシーがあるという<sup>5)</sup>。また、「効力予期」は運動行動にも適用することができ<sup>6)</sup>、運動セルフ・エフィカシーを高めることによって身体活動量の増加につながり、将来の健康維持増進に寄与すると考えられる。

前稿<sup>7)</sup>は、女子大生の身体活動量と生活習慣および健康度について調査し、身体活動量が多く運動習慣のある学生は健康度が高いことを明らかにしている。そこで本研究では、女子大生における身体活動状況と運動経験、運動セルフ・エフィカシー、運動に対する恩恵と負担などの心理的要因について調査し、身体活動量の少ない女子学生の身体活動量増加のための資料を得ることを目的とする。

## 研究方法

### 1. 調査対象と時期

調査は A 大学 3 年次生および 4 年次生 64 名（平均年齢  $20.6 \pm 1.0$  歳）を対象とし、2013 年 4 月から 7 月に実施した。対象者には事前に参加は任意であり、調査を拒否しても不利益にならないこと、途中で撤回することができることなどを説明した。なお、本研究は大阪教育大学倫理委員会の承認を得て実施した。

### 2. 調査方法

対象者に身体活動量計測直前に、自記式質問紙を直接配布し、記入後その場で回収し、記入漏れや記入間違いがある場合、後日再度記入を依頼した。

### 3. 調査項目

#### 1) 身体活動量

身体活動量は、ライフコーダ PLUS（スズケン社製）を用いて 1 週間の身体活動量を計測した。普段の学校生活における身体活動量の測定を目的としているため、学校生活に支障をきたさないよう配慮し、長期休暇を除く、春期休暇後の 2013 年 4 月から夏期休暇前の同 7 月 30 日に実施した。ライフコーダは、原則として起床から就寝まで装着し、入浴時および部活動等で接触を伴う激しいスポーツ活動時などは外すように指示した。併せて毎日の活動を記録表に記入させた。

#### 2) 運動に関する心理得点

##### ①運動セルフ・エフィカシー

Marcus らの身体活動・運動に関連するセルフ・エフィカシー尺度を参考に日本の気候風土や文化的背景を考慮して岡ら<sup>8)</sup>が作成した 1 因子 5 項目（1 項目は無関心項目）からなる運動セルフ・エフィカシー尺度（以下「運動 SE 尺度」と記す）を用いた。運動 SE 尺度は定期的に運動を行う場合に、多様に異なる障害に直面しても、逆戻りすることなく、その運動を継続して行うことができる見込み感を評価する目的で作成されており、一般成人に活用できるものである。運動 SE 尺度は無関心項目を除く 4 項目について 1. まったくない から 5. 非常にある、の 5 段階リッカートタイプ尺度でたずね、合計得点を求めた 4-20 点で評価され、尺度の信頼性（再検査信頼性  $r=0.78$ 、内的整合性  $r=0.84$ ）は確認されている。

##### ②運動意思決定バランス

Janis ら<sup>9)</sup>は行動変容にともなって個人が自覚する恩恵と負担のバランスを意思決定バランスと提唱した。本研究では、岡ら<sup>10)</sup>が作成した「運動に対する意思決定のバランス尺度」を用いた。この尺度は、運動を実際に行動に移すことに対する恩恵（Pros）と負担（Cons）の知覚を調査す

るもので、恩恵 10 項目、負荷 10 項目（各 5 件法）で構成され、それぞれの合計点は 10～50 点である。得点の算出方法は、Z 得点（ $Z = (\text{対象者ごとの合計得点} - \text{全対象者の平均値}) / \text{全対象者による標準偏差}$ ）を算出し、この Z 得点を用いて T 得点（ $T = (10 \times Z \text{ 得点} + 50)$ ）に変換して用いた。

#### 4. 解析方法

今回調査した 64 名中、指示通りの記録が提出された 55 名（有効回答率 85.9%）を分析対象とした。1 日の運動によるエネルギー消費量（kcal/日）が 300 kcal 以上の者を「運動量多群」、300 kcal 未満の者を「運動量少群」に分類し、運動量の多少と運動に関する心理的得点および健康度との関連をみた。

統計処理には、SPSSver.22.0 を使用し、独立した 2 群間の平均値の比較には t 検定および、Mann-Whitney の U 検定、2 群間の割合の差の比較には  $\chi^2$  検定、変数同士の分析は Spearman の順位相関係数により相関分析を行った。3 群間の比較には一元配置分散分析（多重比較）を行った。統計学的有意水準は何れも 5% とした。

## 結 果

対象者の運動経験年数と運動に関する心理得点を表 1 に示す。運動経験年数を見ると、運動経験なしの割合は 10.9% と少なく、最も多い年数は 9～15 年が 63.6% で、運動経験年数の長い集団であった。

運動 SE 得点と運動量、運動経験年数および運動に関する心理得点の相関を表 2 に示す。運動 SE 得点は運動経験年数、運動量、歩数および運動に対する恩恵と正の相関がみられ、運動に対する負担と負の相関が認められた。運動経験年数と運動に対する恩恵では正の強い相関が、運動に対する負担に負のやや強い相関が認められた。運動量、歩数ともに運動に対する恩恵、負担との関連は認められなかった。

運動経験の有無と身体活動や運動に関する心理得点の関係を表 3 に示す。運動経験あり群はなし群に比べて運動エネルギー消費量、歩数、運動 SE 得点、運動に対する恩恵が有意に高かった（ $p < 0.01$ ）。運動部活動の有無と運動経験年数および運動に関する心理得点の関係を表 3 に示す。運動部活動あり群はなし群に比べて、運動経験年数と運動 SE 得点は有意に高く（ $p < 0.01$ ）、運動に対する恩恵と負担には、群間の有意差はみられなかった。運動量別に運動経験年数と運動に関する心理得点を表 5 に示す。運動量多群は運動量少群に比べて、運動経験年数、運動 SE 得点が有意に高かったが（ $p < 0.01$ ）、運動に対する恩恵および負担には群間に有意な差はみられなかった。

運動経験が 9 年以上と長い者について、運動部活動の有無および運動量別に運動 SE 得点を比較すると表 6 に示すとおりで、運動量多群は運動量少群に比べて運動 SE 得点が有意に高かった

( $p < 0.05$ )。

表 1 対象者の運動経験年数と運動に関する心理得点 (n=55)

項目	mean ± SD	
運動経験年数	8.2 ± 4.2	
運動 SE 得点	12.5 ± 4.2	
運動に対する恩恵	50.1 ± 9.9	
運動に対する負担	50.0 ± 5.9	
運動経験年数	人数	%
0 年	6	10.9
1～8 年	14	25.5
9～15 年	35	63.6

表 2 運動 SE と身体活動量および運動に関する心理得点の相関 (n=55)

	運動 SE 得点	運動 経験年数	運動エネルギー消費量	歩数	運動に対する恩恵	運動に対する負担
運動 SE 得点	1	0.49**	0.40**	0.35**	0.34*	-0.29*
運動経験年数		1	0.40**	0.28*	0.41**	-0.31*
運動エネルギー消費量			1	0.89**	0.06	0.02
歩数				1	0.02	0.03
運動に対する恩恵					1	-0.38**
運動に対する負担						1

\*\* ;  $p < 0.01$ , \* ;  $p < 0.05$

表 3 運動経験と身体活動および運動に関する心理得点 (n=55)

項目	運動経験あり (n=49)			運動経験なし (n=6)			Sig.
	中央値	min.	max	中央値	min.	max	
運動エネルギー消費量(kcal/日)	293.4	119.4	～ 775.0	159.4	81.4	～ 316.4	**
歩数(歩/日)	12521	5327	～ 24909	7485	4900	～ 9561	**
運動 SE 得点	13.0	5	～ 20	8.0	4	～ 8	**
運動に対する恩恵	53.5	17	～ 65	41.5	28	～ 49	**
運動に対する負担	49.1	29	～ 80	53.0	46	～ 67	

\*\* ;  $p < 0.01$ , \* ;  $p < 0.05$

表 4 運動部別にみた運動経験年数と運動に関する心理得点 (n=55)

項目	運動部あり (n=21)			運動部なし (n=34)			Sig.
	中央値	min.	max	中央値	min.	max	
運動経験年数	12.0	9	～ 15	6.0	0	～ 12	**
運動 SE 得点	15.0	9	～ 20	11.0	4	～ 19	**
運動に対する恩恵	52.6	39	～ 63	50.8	17	～ 65	
運動に対する負担	51.3	29	～ 65	49.6	36	～ 80	

\*\* ;  $p < 0.01$ , \* ;  $p < 0.05$

表5 運動量別にみた運動経験年数と運動に関する心理得点 (n=55)

項目	運動量多 (n=24)			運動量少 (n=31)			Sig.
	中央値	min.	max	中央値	min.	max	
運動経験年数	11.0	0	~ 15	8.0	0	~ 14	**
運動 SE 得点	15.0	6	~ 20	11.0	4	~ 19	**
運動に対する恩恵	52.6	39	~ 63	52.6	17	~ 65	
運動に対する負担	51.3	29	~ 80	47.9	36	~ 77	

\*\* ; p<0.01, \* ; p<0.05

表6 運動経験長 (9~15年) の運動部活動別および運動量別 SE 得点 (n=35)

	運動部あり (n=21)			運動部なし (n=14)			Sig.
	中央値	min.	max	中央値	min.	max	
	15.0	9	~ 20	11.5	5	~ 19	
運動 SE	運動量多 (n=20)			運動量少 (n=15)			Sig.
	中央値	min.	max	中央値	min.	max	
	15.0	11	~ 20	11.0	5	~ 19	*

\* ; p<0.05

## 考 察

本研究では運動セルフ・エフィカシー（以下、運動 SE）を身体活動量、運動の経験年数、運動に対する恩恵と負担から検討した。その結果、運動量の多い者、運動部に所属している者の運動 SE 得点有意に高く、また、過去に運動経験がある者の運動 SE 得点は高かったが、運動経験年数による違いはみられなかった。つまり、経験の長さではなく現在の運動実施状況が運動 SE 得点に関係していると考えられる。佐藤ら<sup>11)</sup>は一般の大学生の運動 SE 得点の平均は 6.58 と報告しているが、今回の本学生では 12.5 (±4.2) と高く、とくに運動部に所属者の運動 SE 得点は 15.4 (±3.2) と高かった。これは今回の対象の約 9 割が運動経験を有し、運動経験年数も 9 年以上の者が多い集団であったこと、および運動 SE 得点が現在の運動実施状況に関連しているためと考える。

また、運動経験年数の短い者の中に現在運動部に所属している者はみられなかったため、運動経験年数が 9 年以上の者について、運動部所属の有無、運動量の多少別に運動 SE 得点を比較した結果、運動部所属の有無で運動 SE 得点に違いはみられず、運動量が多い者で運動 SE 得点は高かった。このことから運動経験年数の長い者では、運動部に所属することよりも運動量を多く維持することが運動 SE 得点を上げることに繋がると考えられる。また、運動経験年数の長短ではなく、運動経験が短い者でも定期的に運動を実施した経験を有する者では、運動実践の自信が高くなると考えられる。

運動経験者では運動 SE 得点の他に、運動エネルギー消費量、歩数、運動に対する恩恵得点が高かった。運動経験年数と運動に対する恩恵の得点には有意な正の相関が認められ、運動エネルギー消費量および歩数にも正の相関が、運動に対する負担の得点の間には負の相関が認められた。このことから過去に運動した経験を有する者では、運動に対する肯定的な意識や運動遂行の自信が高く、運動エネルギー消費量や歩数といった身体活動量の増加に繋がっていると考えられる。また、運動経験がある者となない者では、運動経験があることで身体活動量が多くなる結果であることから、過去の運動経験は現在の身体活動量に影響していることが示唆された。

岡ら<sup>7)</sup>は運動行動の変容ステージと運動に関する意思決定バランス得点について、運動に対する恩恵の得点は無関心期、関心期、準備期、実行期、維持期の順でステージが上がるほど高くなり、運動に対する負担はその逆の傾向を示すと述べている。今回の結果では、運動経験のない者の運動に対する恩恵得点は低く、運動経験年数が長い者ほど高くなっており、運動に対する負担得点は、その逆の傾向を示した。運動経験年数の長い者は、維持期にあると考えられ、運動の効果の実感が運動継続に繋がっていると考えられる。一方、運動経験のない者では、運動の効果よりも運動を行うことの負担が大きく、運動に対する関心が低い状態、つまり無関心期あるいは関心期にあると言える。

運動に対する恩恵の得点が、運動経験の有無で差がなく、運動経験のない者も運動をすることの恩恵は認知しているためと考えられるが、これは今回の対象が所属する学科が健康学を基礎に運動や健康に関する多くの科目を履修する専攻であることも関係していると考えられる。

次に本研究で運動 SE 得点が高かった理由についてセルフ・エフィカシーを高める 4 つの情報源<sup>4)</sup>、「成功経験」、「代理体験」、「言語的説得」、「生理的・情動的状態」との関連から検討した。成功経験を積むことはセルフ・エフィカシーを高める最も有効な方法であるとされているが、今回の対象には運動経験の長い者が多く、運動経験者が 9 割を占め、運動部所属者が 6 割と多い集団で、運動経験年数が長く、運動部に所属していたことから、運動経験を積む機会に恵まれ、多くの課題に成功した経験（成功体験）を有していることがセルフ・エフィカシーを高めていたと考える。また、運動を継続する中で自分に似た他者が成功する姿を多く観察（代理体験）していることがセルフ・エフィカシーを高め、自分にとって重要な仲間や指導者からの励ましや賞賛など肯定的な評価（言語的説得）が自信につながり、肯定的感情が高まったと考える。また、運動を長く継続することで実感される様々な効果（生理的・情動的状態）が自信につながり、セルフ・エフィカシーが高かったと考える。

以上の検討から、本学学生には少ないものの運動経験のない学生、運動部に所属せず運動 SE 得点の低い学生へ一定の運動量を維持するためのアプローチが今後の課題と考える。また、運動 SE を高めるには、過去に行っていた運動経験の中で、どのような効果を体験したかも関連すると考えられることから、今後、それぞれ 4 つの情報源に着目して、過去の体験と運動 SE 得点の関連についても検討を重ね、学生の運動継続の要因を明らかにしていきたい。



## 結 論

先行研究<sup>7)</sup>では身体活動量が健康に及ぼす影響として、身体活動量の強度、実施状況及び生活習慣等を検討し、運動部に所属し定期的に体を動かすことが健康度を上げる為に重要であることが示唆されている。本研究では、女子学生の身体活動量を増強することを目的に、運動 SE の多少や運動に対する心理的要因、過去現在の運動経験から身体活動状況との関連を検討した。

その結果、運動 SE 得点は、過去に運動経験のある者で高く、運動経験年数の長さで差はみられないことが明らかとなった。つまり現在運動を継続していない者でも、過去に運動経験がある者はない者よりも運動を遂行する自信があるためと考えた。運動経験年数の長い者では、運動部や団体に所属してスポーツとして実施していなくても、運動 SE 得点は高く、一定の運動量を確保している者がみられた。一方、運動経験があっても経験年数が短い者では、運動 SE 得点が高いにも関わらず運動を継続している者が少ないことが明らかとなった。過去の運動経験は運動 SE 得点を高くしており、運動に対する肯定的感情を覚えているため運動を実施する機会があれば、運動量を増やすことができる集団と考えたが、経験年数の短い者には、本学のように運動部活動が盛んで、運動の機会が容易に得られる環境であっても運動が実践できていなかった。

本研究で、運動経験や運動 SE の高い者は運動による身体活動量の高いことが明らかになったが、今回は、運動 SE と身体活動量や運動経験年数との関係を検討することに留まったが、今後は運動を継続していない理由ややめた時期等についても調査し、検討を重ねる必要がある。

### 謝辞

本研究を完成するにあたり、ご協力とご支援をいただいた皆様に感謝申し上げます。

### 引用文献

- 1) Paffenbarger RS Jr et al : A natural history of athleticism and cardiovascular health, JAMA, 252 : 491-495, 1984.
- 2) 上地広昭、竹中晃二、鈴木英樹：子どもにおける身体活動の行動変容段階と意思決定バランスの関係、教育心理学研究, 51 : 288-299, 2003.
- 3) アルバート・バンデューラ編監訳：本明寛、野口京子：激動社会の中の自己効力 Self-efficacy in changing societies, 金子書房、1997.11
- 4) 竹中晃二（編）：運動と健康の心理学、朝倉書店 p 44-46, p 165, 2012.
- 5) 坂野雄二、前田基成編著：セルフ・エフィカシーの臨床心理学、北大路書房 p 4, 2002.
- 6) 竹中晃二、上地広昭：身体活動・運動関連研究におけるセルフエフィカシー測定尺度、体育学研究 47 : 209-229, 2002.
- 7) 赤井クリ子、山川正信：女子大生における身体活動量と生活習慣および健康度の関連、園田学園女子大学論文集第 48 号 1-11, 2014.
- 8) 岡浩一郎：中高年者における運動行動の変容段階と運動セルフ・エフィカシーの関係、日本公衆衛生雑誌 50.
- 9) 木内敦詞、荒井弘和、浦井良太郎、中村友浩：行動変容科学に基づく体育プログラムが大学生新入生の身体活動関連変数に及ぼす効果 Project FYPE、体育学研究、54 : 145-159, 2009.

- 10) 岡浩一郎、平井啓、堤俊彦：中高年者における身体不活動を規定する心理的要因－運動に関する意思決定バランス－、行動医学研究、9：23-30, 2003.
  - 11) 佐藤憲子、酒井太一、佐々木久美子、安斎貴子：大学生における身体活動・運動習慣に焦点をあてた日常生活の実態調査－加速度計（ライフコーダ）を用いての検討－、宮城大学看護学部紀要、8(1)：127-134, 2005.
- 

〔あかい くりこ 健康科学〕  
〔やまかわ まさのぶ 人間生態学〕

# 教育支援センター（適応指導教室） における保健管理と保健教育

—全国の教育支援センターへの質問紙調査結果より—

江壽 和子・角田智恵美

## I. はじめに

文部科学省は「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果を公表している。それによると、平成23年度の小中学校における不登校児童生徒数は、小学校で22,622人、中学校で94,836人、計117,458人で、前年度より約2,500人減少している。しかし、在籍児童生徒数に対する割合からすると0.01%の減少に相当しており、巨視的にみた場合、平成10年度以降は基本的に横ばい状態といえる<sup>1)</sup>。学年別に見ると、例年の傾向と変わらず、小中学校ともに学年が進むに連れて多くなっており、中学校3年生が最も多い。このような不登校児童生徒を対象にした学校教育の推進は、現在でも喫緊の課題と認識され、自治体や学校現場で様々な教育支援がなされている。

不登校児童生徒が相談、指導を受けた機関等としては、小学校では「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（教育支援センターを除く）」が最も多く、中学校では「教育支援センター（適応指導教室）」が最も多かった。文部科学省は不登校への対応について、『教育委員会が設置・運営し不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進する』等の取組を行っており、教育支援センターの、不登校問題における役割が期待されている。

教育支援センターに関する研究は、児童生徒・指導員に関するもの、プログラムに関するものなど数多くあるが、保健管理と保健教育に関するものはほとんどない。

本研究は、「教育支援センターにおける保健管理と保健教育の実態」を明らかにし、その在り方について検討する目的で行った。

## II. 方 法

1. 対象：「平成23年度全国適応指導教室連絡協議会」名簿に掲載されている267ヶ所の教育支援センター（適応指導教室）を対象に郵送法による自記式無記名の質問紙調査を行った。センター内での記入者については、「平成23年度に子どもたちと直接関わった指導員1名」という設定

で記入依頼をした。実際のアンケート用紙を本文「VI. 資料」に添付する。

2. 期間：平成 24 年 4 月 2 日～4 月 28 日

3. 調査内容

- (1) 入級時の「身体と心の健康」情報について
- (2) 「身体と心の健康」専門職の配置について
- (3) 日常の保健管理について
- (4) 日常の保健教育について
- (5) 「身体と心の健康」についての原籍校との連携について

\* 調査における文言の定義を以下のように記した。

本調査における「健康課題」とは「保健管理」及び「保健教育」における「課題」をいいます。

○「保健管理」の内容は、救急処置、健康観察、保健調査、健康診断と事後措置、健康相談、学校環境衛生活動、感染症や食中毒の予防等です。

○「保健教育」の内容は、保健学習（体育科・保健体育科）と保健指導で、保健指導は学級活動やホームルーム活動における保健指導、健康安全、体育的行事の保健に関する指導、児童会活動・生徒会活動における保健に関する指導、養護教諭などによる個別・集団指導等のことをいいます。

さらに、文中では「健康」を「身体と心の健康」と表記しています。

### Ⅲ. 結 果

質問紙を送付した 267 ケ所のセンターのうち、14 ケ所は宛先不明で返送されたため、結果的に 253 ケ所への発送となった。101 ケ所（回収率 39.9%）から回答を得た。

#### 1. 通所人数

平成 23 年度の、子どもたちの一日平均通所人数を尋ねたところ、97 センター（96.3%）より回答があった。小学生の人数で最も多かったのは 6 名、最も少なかったのは 0 名であった。中学

表 1 平成 23 年度一日平均通所人数 (n=97)

年令	合計	1 センター当たりの平均人数
小学生	156.2 人	1.6 人
中学生	787.6 人	8.1 人
その他	19 人	

生の人数で最も多かったのは 30 名、最も少なかったのは 0 名であった。回答結果を表 1 に示す。

#### 2. 「身体と心の健康」情報

##### (1) 入級時の「身体と心の健康」情報システム

「入級時『身体と心の健康』情報はシステムとしてどこから得ていますか」という設問の回答結果（複数回答）を図 1 に示す。

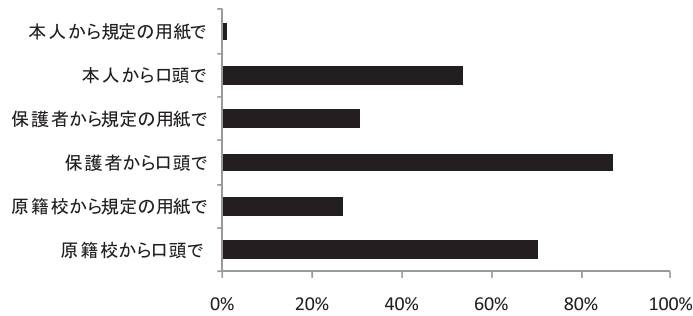


図1 健康情報はどこから (複数回答) N=101

最も多かったのは「保護者から口頭で」で 88 センター (87.1%) であった。次いで多かったのは「原籍校から口頭で」の 71 センター (70.3%)、「本人から口頭で」の 54 センター (53.5%) であった。

### (2) 「身体と心の健康」情報の内容

「身体と心の健康」情報はどのような内容ですかという設問の回答結果を図2に示す。最も多かったのは「不登校に関わるエピソード」で 81 センター (80.2%) であった。次いで多かったのは「生活習慣 (睡眠・食事など) について」、「原籍校での欠席・遅刻について」で共に 79 センター (78.2%)、「現病歴 (慢性疾患や最近罹患した病気などの経過と現在の様子) について」の 72 センター (71.3%) であった。

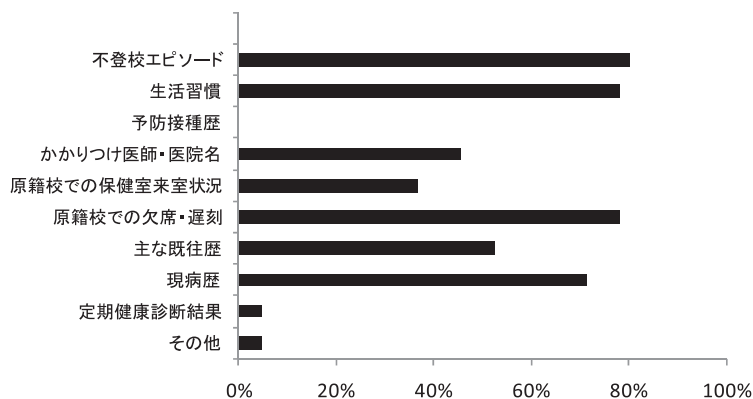


図2 健康情報の内容 (複数回答) N=101

### (3) 現状のシステムの役立ち感

「『身体と心の健康』情報を現状のシステムや内容で得ることは、日頃の子どもたちへの対応に役立っているか」という設問の回答結果を図3に示す。「役に立っている」が最も多く、75 センター (73.4%) であった。次いで多かったのは、「まあ役に立っている」で 23 センター (22.8%) であった。「あまり役に立っていない」「役に立っていない」「無回答」がいずれも 1 センター (1%) であった。

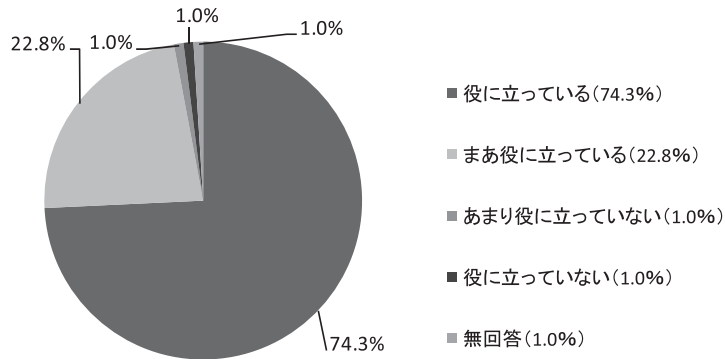


図3 現状のシステムの役立ち感 N=101

### 3. 「身体と心の健康」専門職の配置

#### (1) 「身体と心の健康」専門職配置の有無

『「身体と心の健康」専門職の配置の有無を尋ねた設問の回答結果は、「専門職はいない」は52.5%、「専門職がいる」は47.5%であった。「いる」と回答した48センターに人数を尋ねたところ、合計108名で、平均2.3人であった。

#### (2) 「専門職」の資格

さらにその資格について尋ねた結果（複数回答）を図4に示す。臨床心理士が最も多く、59名（54.6%）であった。次いで、NPO・教育委員会認定等のカウンセラー、学校心理士、認定心理士23名（21.3%）、養護教諭6名（5.6%）であった。その他は15名（13.9%）であったが、その内訳は、社会福祉士・精神保健福祉士・臨床発達心理士・助産師・アートセラピスト・小児科医・中高の保健体育教師などであった。

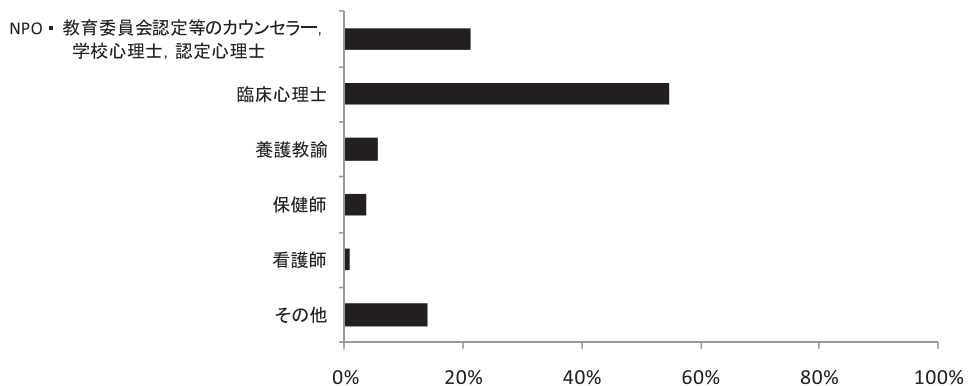


図4 「身体と心」専門職の資格（複数回答） n=108

### 4. 日常の保健管理

#### (1) 朝の健康観察

朝の健康観察をどのようなシステムで行っているかという設問の回答結果（複数回答）を図5

に示す。最も多かったのは「保護者から、訴えがあった時のみ口頭で聞き、指導員が記録している」で35センター（34.7%）であった。次いで多かったのは「本人から、訴えがあった時のみ口頭で聞き指導員が記録している」と「保護者から、訴えがあった時のみ口頭で聞き、特に記録はしていない」で30センター（29.7%）であった。

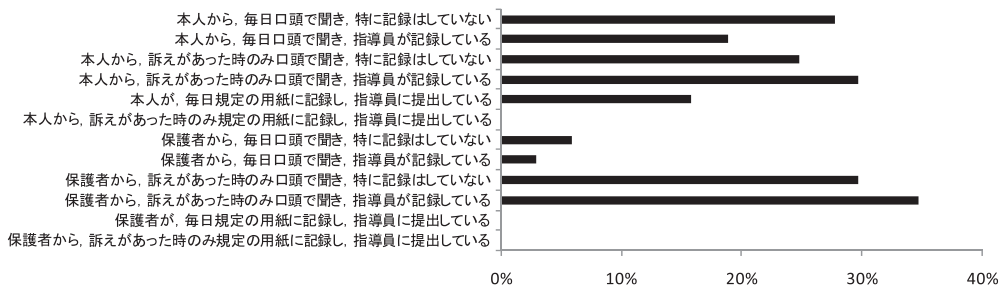


図5 朝の健康観察のシステム（複数回答）N=101

## (2) 保健室

学校の「保健室」に該当するような救急処置専用の場所についての設問の回答結果を図6に示す。最も多かったのは「救急処置用と決めている部屋やコーナーはなく、臨機応変に対応している」で69センター（68.3%）であった。次いで多かったのは「救急処置専用ではないが、救急処置の時に使用すると決めている部屋がある」の14センター（13.9%）であった。

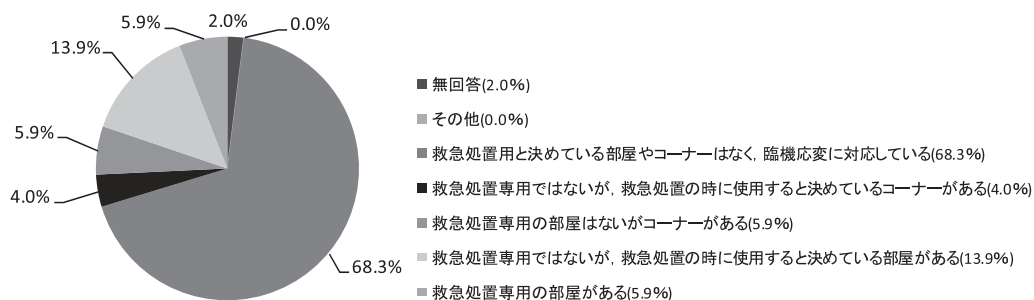


図6 救急処置専用の場所（保健室）N=101

## (3) 救急設備・用品の設置状況

救急設備・用品としてどのようなものを設置しているかという設問の回答結果（複数回答）を図7に示す。最も多かったのは「消毒薬・絆創膏など」で93センター（92.1%）であった。次いで多かったのは「体温計」の90センター（89.1%）で、「衛生材料（脱脂綿・ガーゼ・マスク・使い捨てゴム手袋など）」83センター（82.2%）、「外用薬」72センター（71.3%）、「ベッド（ソファ・畳）」47センター（46.5%）、「内服薬」20センター（19.8%）の順であった。

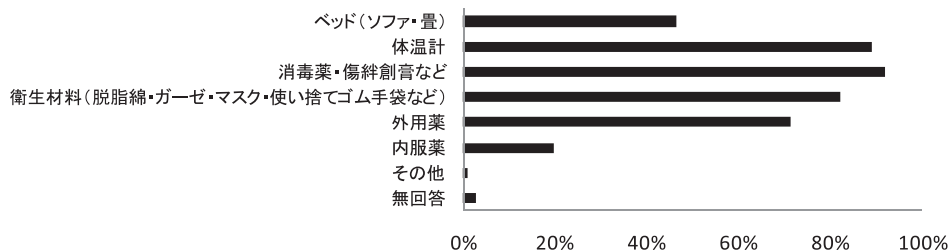


図7 救急設備・用品の設置状況（複数回答）N=101

#### (4) 救急処置の記録

救急処置の記録をしているかという設問の回答結果を図8に示す。

最も多かったのは「特に記録はしていない」で51センター（50.5%）であった。次いで多かったのは「規定の用紙は特にないが、記録はしている」の41センター（40.6%）であった。

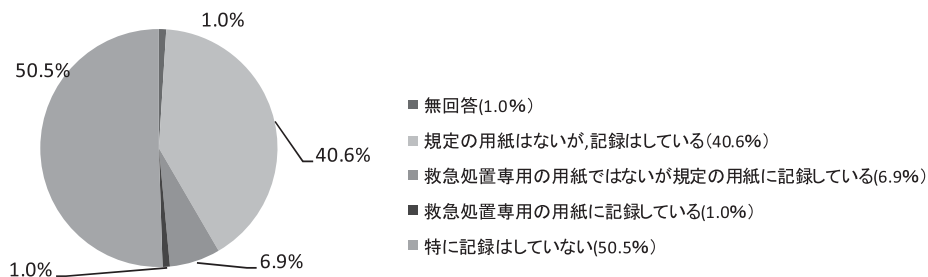


図8 救急処置の記録 N=101

#### (5) 平成23年度の救急処置件数

平成23年度救急処置の件数を尋ねたところ、回答があったのは91センターであった。内訳をみると、内科的救急処置の合計が101件（1センター当たり平均1.1件）で、外科的救急処置の合計が205件（1センター当たり平均2.3件）であった。但し、内科的救急処置件数0件が63センター、外科的救急処置件数0件が46センターあった。

そして、平成23年度の病院への救急搬送件数を尋ねたところ、89センターから回答があり、救急搬送したのは1センターで1件であった。

#### (6) 身体の疾患（主に慢性疾患）

過去約3年間で、在籍した子どもたちの身体の疾患（主に慢性疾患）について尋ねたところ、101センターのうち81センターから回答を得た。81センターにおける回答結果（複数）を図9に示す。最も多かったのは「起立性調節障害」で45センター（55.6%）であった。次いで多かったのは「アトピー性皮膚炎」44センター（54.3%）で、「食物アレルギー」37センター（45.7%）、「喘息」33センター（40.7%）の順であった。



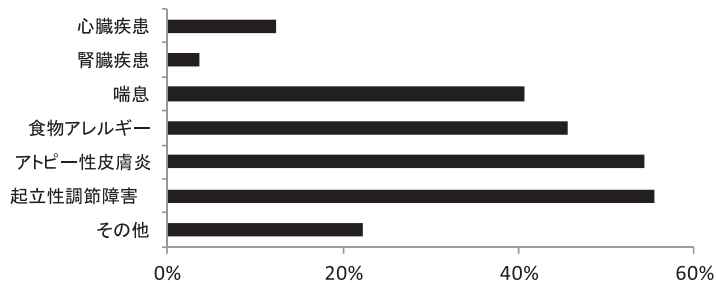


図9 過去3年間に在籍した子どもたちが持っていた身体の疾患（主に慢性疾患 複数回答）n=81

なお、「その他」18センター（22.2%）に書かれていた疾患名は合計20で以下に示す。但し、これらには精神疾患や心因性と思われる疾患も含まれていた。「てんかん（6センター）」「解離性障害」「パニック障害（2センター）」「抗リン脂質抗体症候群」「摂食障害」「小児麻痺」「広汎性発達障害」「小児うつ病」「早老病」「過呼吸」「偏頭痛」「マルファン症候群」「糖尿病」「花粉症」また、疾患名以外の記述では「昼夜逆転等」「頭痛・腹痛」があった。

## 5. 日常の保健教育（保健学習・保健指導）

### (1) 保健教育実施の有無

保健教育の実施は行っているかという設問の回答結果は、「行っていない」が56センター（55.4%）で「行っている」は44センター（43.6%）であった（「無回答」1センター）。

### (2) 保健教育の実施方法

保健教育を「行っている」と回答した44センターにどのように行っているか尋ねた回答結果（複数回答）を図10に示す。最も多かったのは「全員に不定期に行っている」で25センター（56.8%）であった。次いで多かったのは「個別に不定期に行っている」で14センター（31.8%）であった。

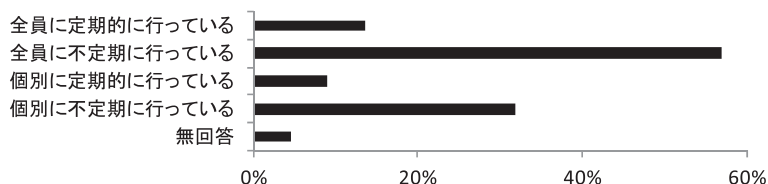


図10 保健教育をどのように行っているか（複数回答）

### (3) 保健教育における教材の使用

保健教育を「行っている」と回答した44センターに教材を使用しているかどうか尋ねた回答結果（複数回答）を図11に示す。最も多かったのは「使っていない」で24センター（54.5%）であった。次いで多かったのは「使う時と使わない時がある」で13センター（29.5%）であった。

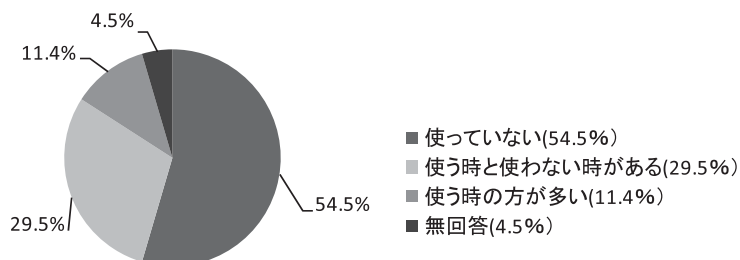


図 11 保健教育における教材の使用 n=44

#### (4) 具体的な教材

保健教育で教材を使用している 18 センターに、具体的な教材について尋ねた回答結果（複数回答）を表 2 に示す。

表 2 具体的な教材

項目	センター数
① 「ほけんだより」や「教室だより」を作成し、行っている。	2
① 体育科の教科書を使って行っている。	3
② 「ほけんだより」「教室だより」「教科書」以外に資料を作成し、行っている。	5
③ その他の教材等 * 学校から養護教諭に入室してもらって授業をしてもらう。 * 外部講師を招いた際の映像・画像・資料 * 各校で作成された「ほけんだより」等 * 講師を招く。DVD 教材を使う。 * トレーナーによる独自の教材 * 新聞記事など * 新聞記事、チラシ等子どもが興味関心があるもの * 無記入 (2)	9

## 6. 原籍校との連携

### (1) 連携頻度

「身体と心の健康」に関する原籍校との連携について尋ねた回答結果を図 12 に示す。最も多かったのは「ほぼ全員入級時以外にも行った」で 37 センター（36.6%）であった。次いで「ほとんどの子どもは入級時のみであるが、一部の子どもは入級時以外にも行った」が 23 センター（22.8%）、「一部の子どもは入級時のみであるが、ほとんどの子どもについて入級時以外にも行った」が 19 センター（18.8%）、「全員入級時のみ行って、あとは行っていない」15 センター（14.9%）、「無回答」7 センター（6.9%）の順であった。

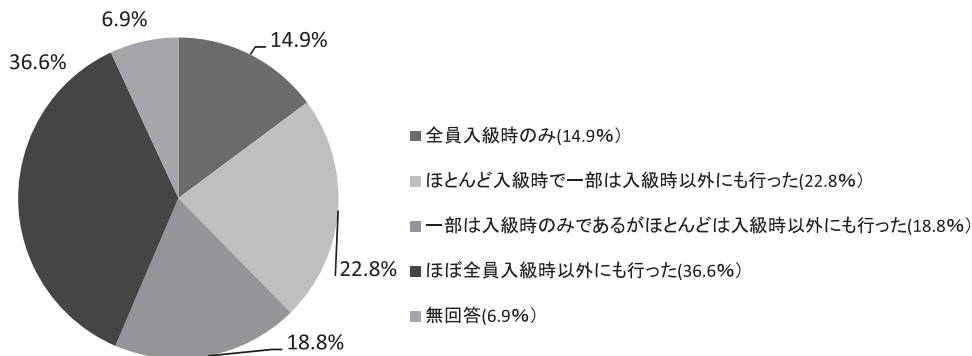


図 12 原籍校との連携頻度 N=101

## (2) 連携場所

連携頻度で「全員入級時のみ行って、あとは行っていない」と回答した 15 センター以外の 86 センターを対象に、連携場所について尋ねた設問の回答結果（複数回答）を図 13 に示す。最も多かったのは「教育支援センター」で 64 センター（74.4%）であった。次いで多かったのは「原籍校」52 センター（60.5%）であった。

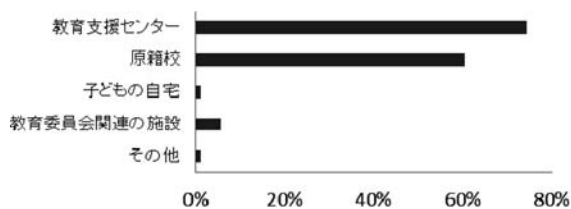


図 13 原籍校との連携場所 n=86

## (3) 原籍校の連携担当者

連携頻度で「全員入級時のみ行って、あとは行っていない」と回答した 15 センター以外の 86 センターを対象に、原籍校の連携担当者について尋ねた設問の回答結果（複数回答）を図 14 に示す。最も多かったのは「担任」で、74 センター（86.0%）であった。次いで「養護教諭」44 センター（51.2%）、「学年主任」40 センター（46.5%）、「校長」「教頭」共に 38 センター（44.2%）、「教育相談担当教員」35 センター（40.7%）、「カウンセラー」34 センター（39.5%）の順であった。

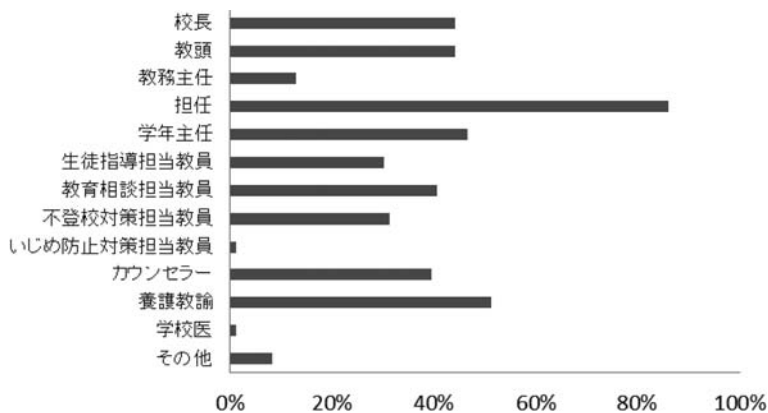


図 14 原籍校との連携担当者 n=86

## 7. 「保健管理」、「保健教育」、「原籍校との連携」における課題と工夫

「保健管理」、「保健教育」、「原籍校との連携」、それぞれに「課題」と「工夫」に関する回答を自由記述で求め、KJ法を活用して構造化した。

「保健管理で最も課題だと思うこと」は44センターより、「日頃の保健管理で工夫している点」は50センターより、「保健教育で最も課題だと思うこと」は28センターより、「日頃の保健教育で工夫している点」は29センターより、「『身体と心の健康』についての原籍校との連携で最も課題だと思うこと」は32センターより、「『身体と心の健康』についての原籍校との連携で工夫している点」は39センターより、回答があった。

自由記述の記述内容全てをラベル化した。そして、多段ピックアップを行い、狭義のKJ法の手順ののっとり構造化し、図解を作成し、叙述化した。KJ法活用の過程では、KJ法の教育者である川喜田晶子氏によるスーパーバイズを受けた。叙述化ではシンボルマークを【 】で、各島の表札を《 》、元ラベルを「 」で示している。

### (1) 保健管理で最も課題だと思うこと

図解を図15に示す。なお、KJ法の図解化では図解化の過程で記入が必須である4項目注記及び関係線の凡例を図解の右下に示し、統合段階を明確にするための●印(統合の過程で他のラベルと統合されなかったラベルや表札)や番号(統合の段階を示している)による印を図中に付けている(以後省略)。

「保健管理の課題」では、【緊急時の判断・対応への不安】という教育支援センターならではの不安が浮上した。これは、《専門職や施設設備が不足しているので保健面の判断や非日常的な活動の対応場面に困る》という課題を表している。

この不安は、以下のいくつかの困難さによりさらに増幅されていると思われる。それは、《健康診断を含めた健康情報の把握ができず、放置されがちである》という【健康情報の欠如と放置】、《子どもや保護者の健康面の自律意識を育てるのが難しい》という【自律意識の薄さ】、《心理や関係性に課題を抱えた子どもたちへの対応が難しい》という【心理・関係性の課題】、そして(健康面の)「症状が重症化している子どもが年々増えている」という【重症化への困惑】である。さらに、これらの困難さは互いに関連している。

### (2) 日頃の保健管理で工夫している点

図解を図16に示す。

「保健管理の工夫」では、9つの工夫が構造化された。

《食中毒や感染症の予防や対応として様々な感染源・感染経路対策を行っている》という【疾病を予防】する工夫は、《救急時も含めた心身に関わるプログラムではその対応や予防について、専門家がやっている》という【専門家の活用】や《感染症予防・対応を含めた家庭での健康管理についてお便りで啓発している》という【保護者啓発】の工夫と関連しながら、【自律意識の育成】を支えている。一方で、【自律意識の育成】を、直接支えるための【専門家の活用】もあるのではないだろうか。

# ～いざというときの頼りなさ（保健管理の課題）～

健康診断を含めた健康情報の把握ができず、放置されがちである。②

子供の既往歴や現在の健康状態を正確に把握すること。①

通念指導教室以前からの既往症を把握しておくこと（記録が必要）。

子どもの確かな健康状態の把握。

## 健康情報の欠如と放置

学校での健康診断を子どもの拒否感や保護者の都合で受けられないままになっている場合がある。①

学校での健康診断を受診しないとそのまま健診が行われないこと。

通級生の保健に関する意識が低く、検尿、血液検査、心電図検査を全員がやり運せていない、発熱で他の生徒と余りのを嫌がったり、保護者が病院へ検査に向く余裕がなかったりする。

## 子どもや保護者の健康面の自律意識を育てるのが難しい。②

自転車で遠くから来ている生徒に対する交通事故 食生活について。●

子どもが心身への気づきを促し、健康管理能力を育てること。①

無理をしていることに気づかず、活動を遅めてしまっていることがある。補かことへの気づきが、気配りが必要である。

子ども自身が自分で健康管理ができるよう支拂すること。

## 自律意識の薄さ

保護者との連絡や情報交換が不十分なため救急時の対応に苦慮している。①

現病歴・既往歴をこちらに書いたらない保護者がおられます。救急時、どのように対応したらいいのかわからないときが以前にありました。スムーズに情報が得られる方法があればと思います。

緊急時に保護者と連絡がつかない可能性がある。常時使っている指定病院を確認していない。

衛生、健康に関する保護者の意識低下。●

子どもや保護者の基本的な生活習慣の確立が必要である。①

不規則な生活をしている児童生徒が多いため保護者も含め基本的な生活習慣の指導が重要である。

規則正しい生活習慣の確立。

## 重症化への困惑

症状が重症化している子どもが年々増えている。●●

## 心理や関係性に課題を抱えた子どもたちへの対応が難しい。②

## 心理・関係性の課題

コミュニケーションの不得手から生じるストレスの解消。●

心理面の課題を抱えた子どもたちへの専門的な対応が困難である。①

多動や情緒不安等による危険な行動に対する予防・対応。

子どもの心の面（心療内科での支援がますます課題になってきている。）臨床心理士や医師に随機応変にサポートしてもらえような体制づくりが大切だと思う。

専門職や施設設備が不足しているので保健面の判断や非日常的な活動の対応場面に困る。②

## 緊急時の判断・対応への不安

保健関連や特別な活動時に必要な施設設備がない。①

救急設備・用品等がない。

スポーツ活動や体験活動の実施に必要な施設の設置。

公民館の一室を借用して、教室を運営しているため、休養したり、相談したりできる部屋がない。

感染症や食中毒の予防や対応について不明確である。①

調理実習時の食中毒の予防。

感染症についての規定はないのでどうしていくか？など。

保健に関する養護教諭などの専門職の配置がなく緊急時の対応が心配である。①

身体の健康管理や専門家の配置。

救急処置など適切な対応ができる養護教諭もしくは資格を持った職員の配置。

養護教諭など専門家もなく、救急処置の設備もない為、病気や事故など緊急対応が必要になった時の対応が心配である。たまたま現在まで起きていないが。

事故や急な発病等で、学校医に相談するケースが出た場合の対応マニュアルや連携が確立されていないので、そのシステム構築が必要である。●

凡例

関係がある  
(左から右へ) 影響を及ぼしている

- 1) 2014.9.19
- 2) 菊池 健
- 3) 全国の教育支援センターへの調査「保健管理の課題」  
51枚-25枚多段ピックアップ
- 4) 江崎和子

図 15 ～いざというときの頼りなさ（保健管理の課題）～

## ～育てるために (保健管理の工夫) ～

個別できめ細やかな対応を通して子ども心身の健康実態を把握し、共通理解をもつようになっている。②

### 細やかな健康観察と情報共有

子どもたちの心身の日常と変化への個別の観察・判断を行い、共通理解をもつようになっている。①

子ども達の通塾時間がまちまちなので入室時に個別に顔色や身体の様子を観察し生徒をよく観察する。精神面からくるものか、そうでないものかをよよく見極める。

ホームルームの時間を利用して通塾の指導員が健康観察を行っている。

生活リズムがくずれている子どもが多いため、その乱れからくる健康観察が中心である。

日々の様子を観察し、通常と異なる様子が見られたら、セリタ一指導員全員で協議し、共通理解のもと対応している。

救急時も含めた心身に關わるプログラムではその対応や予防について、専門家がやっている②

### 専門家の活用

心身に直接關わるプログラムの実施や救急時には医師・看護・心理の専門家が携わる。①

専門職としては配置していないが、養護教諭経験者が救急処置できるようにしています。

健康相談など保健師等の資格者が行っている。

負担の強い体験活動では参加希望者に臨床心理士の資格をもつ小児科医の健康相談を実施し、参加できるかどうかの最終判断をしている。

食中毒や感染症の予防や対応として様々な感染源・感染経路対策を行っている。②

### 疾病を予防

食中毒予防のための感染源・感染経路対策に配慮している。①

給食でなく弁当などで夏場の食品管理(冷蔵・保温・レンジで加熱)している。

調理実習時のアルコール消毒。

かぜやインフルエンザ対策として手洗いや手指の消毒、うがい、マスク、換気、出席停止などの感染経路対策を行っている。①

インフルエンザ感染予防として、通塾生が感染した際には、適応指導教室を閉鎖し、通塾生が濃厚接触者の場合はその子のみ通塾を中止としている。

野外での活動が終わったり、入室する際うがいが手洗いの励行。

冬期は加湿器の使用と換気に注意している(マスク、手の消毒剤は常備)。

玄関に消毒薬(手洗い)設置。

手洗い・うがい・換気をまめにやっている。

### 必要な健康診断

学校で行う健康診断はなるべく全生徒に受けさせるようになっている。●●

### 自律意識の育成

無理強いせずこころを極力おさえながら、今すべきことを示唆していている点。●●

### 安全な居場所

安全面の特に日頃の環境整備。●●

子ども自身や家族の健康情報を、学校・保護者を通じて定期的、あるいは不定期に入手している②

### 健康情報の把握

子どもたちの健康状態を把握するため学校訪問や保護者面談を定期的に行っている①

本人の健康状況や既往症等について学校(保健室)や保護者との情報の共有をすするため定期的に学校訪問や保護者との面談を行っている。

入室時及び学期はじめの定期的な親子同伴での通塾相談実施における健康状態の把握。

学校以外での家族を含めた子どもたちの健康情報を入力するようになっている①

行事の際には保健調査を行う。

家族が患っている病気(インフルエンザ等)も知っておくようになっている。

子どもたち自身が自分の健康状態を言葉や記録で点検できるように配慮している。①●●

### 自己管理能力の育成

食事や睡眠、その他心身の不調がないか、子どもが話しやすい環境となるよう配慮しています。

毎日(毎朝)チェックシートを書くことで、気分・睡眠時間、朝食を食べたかどうか等、自己確認している。

感染症予防・対応を含めた家庭での健康管理についてお便りで啓発している。①●●

### 保護者啓発

インフルエンザが流行する前に予防について、本人や家族に症状が出た場合の対応について、お知らせをお願いの文書を配布している。

お便り等で健康管理を促している。

1) 2014.9.28  
2) 園田学園女子大学 江崎研究室  
3) 全国の教育支援センターへの調査「保健管理の工夫」63枚→30枚多段ピックアップ  
4) 江崎和子

凡例  
関係がある(左から右へ)影響を及ぼしている(右が左へ)支える

図 16 ～育てるために (保健管理の工夫)～

さらに、《子どもたち自身が自分の健康状態を言葉や記録で点検できるように配慮している》という【自己管理能力の育成】は「学校で行う健康診断はなるべく全生徒に受けさせるようにしている」という【必要な健康診断】を受けさせるという工夫や、《子ども自身や家族の健康情報を、学校・保護者を通じて定期的、あるいは不定期に入手している》という【健康情報の把握】という工夫と関連しながら、【自律意識の育成】に影響を及ぼしていると思われる。また、【健康情報の把握】は、《個別できめ細やかな対応を通して子どもの心身の健康実態を把握し、共通理解をもつようにしている》という【細やかな健康観察と情報共有】と深く関連していると考えられる。

一方で、子どもたちにとって【安全な居場所】であるということが【自律意識の育成】を支えるとも思われる。

そして、【自律意識の育成】と【自己管理能力の育成】は互いに影響を及ぼしているのではないだろうか。

### (3) 保健教育で最も課題だと思うこと

図解を図 17 に示す。

「保健教育の課題」では、その背景に「家庭と足並みをそろえていくことが難しい」という【家庭と共に歩む難しさ】を抱えた4つの課題が浮上した。《学校でのように保健教育が必須のものとして位置づけられていない》という【実施されないカリキュラム】の存在、《子どもたちの抱えている個別の課題に対応するのが難しい》という【準備性の違い】、《自我の確立や他者との関係づくりへの支援が必要だ》という【自我の不安定さ】、《健康・生活の自律性を高める指導が必要である》という【自律性を高める難しさ】である。

これら4つの課題は個々に【家庭と共に歩む難しさ】と関連しており、解決のためには家庭との連携が必須ではないだろうか。

そして、【実施されないカリキュラム】と【準備性の違い】、【自我の不安定さ】と【自律性を高める難しさ】は互いに因果関係であると思われる。

### (4) 日頃の保健教育で工夫している点

図解を図 18 に示す。

「保健教育の工夫」では、5つの島が浮上した。《様々な指導機会や子どもたちへの振り返り（記録）を活用して一斉指導や個別指導を臨機応変に行っている》という【個と集団を臨機応変に】指導しているという指導員の姿、《栄養や睡眠に関する基本的生活習慣の指導や交通安全指導は子どもたちの実態に合わせて、その場で行っている》という【その子をその場で】の指導を大切にしている指導員の姿がうかがえる。

この2つは互いに関連し、もう1つの島である、《季節の保健指導や、心の健康、性教育を養護教諭や医師などの専門家が実施している》という【専門職の力を借りて】の指導に支えられていると思われる。

さらに、これら2つは《保健に関する測定器や掲示物を設置することで啓発に心掛けている》

# ～育ちにくさの構図 (保健教育の課題) ～

学校でのように保健教育が必須のものとして位置づけられていない。①●●

**実施されないカリキュラム**

集団指導による、インフルエンザ・性指導も必要だと感じている。

学校で行っているような多面的な指導はできていない。

保健に関する指導の時間をカリキュラムに位置づけること。

**自我の不安定さ**

コミュニケーションの不得手から生じるストレス解消。

多動や情緒不安等による危険な行動に対する予防・対応。

自分自身を更つめ直す機会をうまくっていくこと。

自己肯定感の低い生徒たちへのカリキュラムの工夫。

自我の確立や他者との関係づくりへの支援が必要だ。①●●

**家庭と共に歩む難しさ**

家庭と足並みをそろえていくことが難しい。●●

子どもたちの抱えている個別の課題に対応するのが難しい。②

**準備性の違い**

保健教育の準備性が一人一人違うので一律の指導が難しい。①

個々の実態が異なるため対応が難しい。

学年や既習の内容個人個人異なるため系統的な学習が難しい。

保健学習は行われていないので、子ども達に理解させるのに難しい面がある。

健康・生活の自律性を高める指導が必要である。②

**自律性を高める難しさ**

疾病予防、食生活、睡眠などの基本的な生活習慣の育成が課題である。①

生活習慣の乱れている子が多い中、食生活と睡眠についての指導が課題。

うがい手洗いの励行や、運動後の汗拭き・着がえ等健康管理の定着。

学校に行っていない人達なので風邪気味の人のと接触についてなど気をつけていないことが多い。手洗いうがいについても無頓着。

基本的な生活習慣の確立。



- 1) 2014.9.29
- 2) 園田学園女子大学 江岸研究室
- 3) 全国の教育支援センターへの調査 「保健教育の課題」 2.9枚～2.0枚多段ピッチアップ
- 4) 江岸和子

図 17 ～育ちにくさの構図 (保健教育の課題) ～



# ～様々なリソースを活用して（保健教育の工夫）～

様々な指導機会や子どもたちの振り返り（記録）を活用して一斉指導や個別指導を随機応変に行っている。②

栄養や睡眠に関する基本的な生活習慣の指導や交通安全指導は子どもたちの実態に合わせて、その場で行っている①●●

### 個と集団を随機応変に

日常や、体験活動前後、長期休みの際などの指導機会を捉え、一斉指導や個別指導を随機応変に行っている。①	様々な年齢の子どもの発達段階や成長、状態に応じて必要だと考えたものを取り入れている。
健康教育を取り上げた一斉指導は難しいので、体験活動の事前指導・事後指導の際に保健教育に関わる内容の指導を随機的に行うようにしている。	長期休みの際には、保健指導と生活指導を行うことにしている。
	朝の会で健康に関する話を取り上げる。

### その子とその場で

通室する児童生徒の交通安全指導（自転車の児童生徒もいるので）、個別指導を行っている。●●

原簿時を利用した栄養指導や実態に合わせた睡眠指導など基本的な生活習慣の育成を行っている。①	原簿時に関し、甘い食べ物の好き嫌い、甘い物のとりすぎに關してのことは、原簿時折にふれて話している。
原簿時を利用した栄養指導や実態に合わせた睡眠指導など基本的な生活習慣の育成を行っている。①	原簿時の食べ物の指導（履食も多い）。

### 毎日の振り返りを児童生徒が書き、それに対して指導員がコメントを書き返している。その中で児童生徒の気持ちや思いに気づくように心がけている。●●

季節の保健指導、心の健康、性教育を養護教諭や医師などの専門職が実施している。①●●●

### 専門職の力を借りて

市内の主任養護教諭に依頼してもらい、保健学習「生命の学習」を2～3年に一度指導してもらっている。

それぞれ、季節に応じた留意点を養護教諭有資格者を中心に指導している。

心の健康並びに性教育を毎年実施している通室生の学年が様々で積み重ねができていく面がある。毎年の実情を話して、それに即合するように保健所とか病院の医師を講師に招いて実施している。

ストレッチやヨガなど屋内の様々な身体活動を取り入れ、子どもたちの心身の非活動性をほぐすようにしている。①●●●

### 身体から緩めて

あまり、身体を動かすことが好きな子はいないので、ヨガなどをやり、ゆったり身体を動かしてリラクゼーションできるようにしている。

ストレッチ体操は、毎朝行い、気持ちよく活動に入る準備を行っている。

心の健康を保つためには、身体の健康が大切だと思います。そこで毎日体育活動ができる時間を確保するようにしています。

引きこもりがちな子どもたちが多いため、外で体を動かしたり、多目的室を活用したりする機会を増やすようにしている。

保健に関する測定器や掲示物を設置することで啓発に心掛けています。①●●●

### 興味をひく

室内に身長計と体重計を常設し、各自が自由に計れるようにしている。

消毒液を玄関口に設置したり、「手洗いうがい」励行のポスターなど掲示している。

- 1) 2014.9.29
- 2) 園田学園女子大学 江崎研究室
- 3) 全国の教育支援センターへの調査「保健教育の工夫」40枚→20枚多段ピックアップ
- 4) 江崎和子

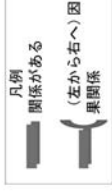


図18 ～様々なリソースを活用して（保健教育の工夫）～

## ～誰のための連携か（原籍校との連携の課題）～

センター内、センターと原籍校における連携をもっと密にすべきである。②

### 希薄な関係

センターも原籍校も連携を行うにあたっての人や時間等が不足している。①

1校に複数の生徒が在籍しているため、複数の担任の共通の空き時間がみつけない。

生徒に関わる職員（適応指導教員の）が打ち合わせをする時間が少ない。

センター側には必要に応じて対応できる担当者や施設など備わっていない

学校は忙しい為、面談等により直接的な連携を図ることが難しい。



### 学校間の差

学校ごとの差が少しあるように感じている。●●

### 実態把握と緻密な連携

現状の把握と解決するための細やかな連携。●●●

### 個別で効果的な支援の在り方

発達障害等の支援を要する子どもへの対応について、原籍校との共通理解。

できるだけ発達段階に応じた支援をしたいので、学校と共通認識の上に進めることが必要。

共通理解した後の指導。●

子どもの思いや課題、発達に応じた支援を原籍校や保護者と共通理解することが必要だ。①

子どもにとって効果的だと考えられる支援についての共通理解。

子どもの気持ちや学校に共通理解を要すること。しかし、それぞれ環境も違う中、子どもをまん中に据えて伝え合うこと。

### 心身の疾患への対応について、専門医や心理士との連携が難しい。①●●●

### 専門家不足

医学的内容のことが発生したときどう対応するか？  
病院に通院している場合（心の問題で）、主治医との連携がとれどいいがなかなか難しい。

専門医にもけるための手立て

起立性調節障害、摂食障害、不安障害、統合失調症等の診断を受けている方の場合、医師や臨床心理士等との連携が必要であるが原籍校の理解が得ることが困難であること。又、原籍校で理解があっても、重篤な場合があること。

心の健康は、要因が強していたり、家庭環境による影響が少なからずあつたりするので支援に難しさを感じている。スクールカウンセラーが学校だけでなく、教育支援センターにも定期的に来てもらえるようなシステムが必要だと思ふ。

- 1) 2014.9.29
- 2) 園田学園女子大学 江崎研究室
- 3) 全国の教育支援センターへの調査「原籍校との連携の課題」35校→25校多岐多岐ピックアップ
- 4) 江崎和子



### 家庭・子ども⇄学校・担任との間の溝を埋めること。②

#### 家庭と学校の溝

子どもと担任との心のつながりが課題だ。①

担任と親密な心の連携。

担任に合うことを拒否する子どもがいる。

親（子）と学校側の感情の溝がある場合が多く、面に入つて話を聞く。●

子どもたちが学校から放置されること。①

不登校の子どもたちはおとなしく、学校でさわいで迷惑をかけるなどの問題行動がないせいで忘れられてしまうことがある。

学校によっては、あずけっぱなしで全く連携がないところもある。

### 子どもの心の健康のための日常的な支援が必要。①●●●

#### 日常的な心の関わり

行動・出次ではなく、心の寄り添い目を向けること。

友人との仲間内作り。

図 19 ～誰のための連携か（原籍校との連携の課題）～

## ～多様な在り方で（原籍校との連携の工夫）～

連携のねらいや目的のために必須の参加者やチームでの支援を大切にしている。②

学校管理職に入ってもらったり、チーム支援を行ってほしい。①

チーム支援を中心に行っている。

場を定めては月1回し担当者だけでなく必ず管理職にも入ってもらいたい。体制として動きやすい工夫をお願いしている。互いに把握している保護者の思いや本人の様子を共有している。

### チームやキーパーソンを大切に

学習指導や進路指導も含めた連携のため、事前に授業の空き時間等を考慮して各担当の参加できる共通の時間を教頭に調整してもらっている。●

学校でこそ得られる健康情報や健康評価の把握に努めている。①

### 学校を通して健康情報を

学校から提出してもらった相談者の中に、病歴名など連絡先または通所している関係機関名を書いてもらっている。

4月から始まる健康診断（内科検診・耳鼻科検診・眼科等）は担当学年日（その時間）に生徒を連れていくようにしています。

家庭環境が原因の課題は学校と密な情報交換を行ったり、学校のカリキュラムで解決するようにしている。①

### 学校を通して家庭の課題を

家庭環境が原因の課題は相談が来る児童生徒について、家庭の情報等を密に交換する。

家庭環境が原因と思われる児童生徒の個別については、給食指導を中心として学校復帰に取り組んでいる。

学校とセンターそれぞれの情報を交換しながら精度の高い共通理解を図っている。①

### 精度の高い共通理解を

学校で知りえている情報とセンターで知りえている情報をお互いに誤差なく、伝え合うように努めている。

毎月子どもたちの状況を原籍校に報告し、原籍校から、体や心の健康、登校への気持ちなどを報告してもらい、情報交換している。

担任やSOの訪問を直接的、間接的に促し、センターや子どもたちの様子を見てもらおう①

### 来室を求めて

教育センターの行事（お別れパーティ、運動会など）に原籍校の先生を招待する。現在の様子を見たい。

スクールカウンセラーには可能な限り来室していただき、職員に指導をしていただいたり、運営生（原籍校）の状況把握をしていただいている。

先生に声をかけていただく巡回指導員が2名いる（各学校と教育支援センターを繋ぐ人）。

連携の機会と方法を多様に柔軟に設定する。②

### 機会・方法の多様なセッティング

原籍校と定期的な連絡を確保し、面談や文書で行っている。①

原籍校とは毎週交流を実施し、その中で「身体と心の健康」についても話している。

年3回原籍校に出向いて関係者と連絡会を行っている。

各学期末ごとに面談を定例化している。

教育支援教室の様子を毎月ノートに記入し、原籍校担任に月1度コピーを送っている。

学校連絡相談月間を年間3回設定している。

子どもにとって必要と認められた場合、電話にて情報を提供している。

気になることがあれば常に学校と連絡をとっている。

タイムリーな情報交流。

原籍校との連携は機を逃さず不定期にも行っている。①

定期的に行われている担任との面談だけでなく、必要に応じて行うようにしている。

子どもにとって必要と認められた場合、電話にて情報を提供している。

気になることがあれば常に学校と連絡をとっている。

タイムリーな情報交流。

- 1) 2014.9.28
- 2) 園田学園女子大学
- 3) 江崎研究室
- 3) 全国の教育支援センターへの調査
- 「原籍校との連携の工夫」
- 4.7枚～2.5枚
- 多岐ビックアップ
- 4) 江岸和子

凡例  
関係がある（左から右へ）影響を及ぼしている

図 20 ～多様な在り方で（原籍校との連携の工夫）～

という子どもたちの【興味をひく】指導員の工夫とも関連している。

一方で指導員は《ストレッチやヨガなど屋内外の様々な身体活動を取り入れ、子どもたちの心身の非活動性をほぐすようにしている》という【身体から緩める】という工夫もしており、【その子をその場で】という島と関連している。

#### (5) 『身体と心の健康』についての原籍校との連携で最も課題だと思うこと

図解を図 19 に示す。

「原籍校との連携」では、「学校ごとの差が少しあるように感じている」という【学校間の差】に起因する【実態把握と緻密な連携】が課題であることが考えられる。その周辺には《心身の疾患や対応について、専門医や心理士との連携が難しい》という【専門家不足】や、《子どもの心の健康のための日常的な支援が必要》という【日常的な心の関わり】、《家庭・子どもと学校・担任間との間の溝を埋めること》という【家庭と学校の溝】、《子どもの個性に対応した効果的な支援の共通理解と指導が課題である》という【個別的で効果的な支援の在り方】という4つの課題があり、いずれも【実態把握と緻密な連携】課題と関連している。

そして、【日常的な心の関わり】の不足によって【家庭と学校の溝】を深めてしまっているのではないだろうか。

一方で、《センター内、センターと原籍校における連携をもっと密にすべきである》という【希薄な関係】が【家庭と学校の溝】や【個別的で効果的な支援の在り方】という課題を課題として増幅させていると思われる。

#### (6) 『身体と心の健康』についての原籍校との連携で工夫している点

図解化を図 20 に示す。

「原籍校との連携」では、《連携の機会と方法を多様に柔軟に設定する》という【機会・方法の多様なセッティング】が大きな島として浮上した。この工夫が5つの工夫に影響を及ぼしていると思われる。

5つの工夫とは、《連携のねらいや目的のために必須の参加者やチームでの支援を大切にしている》という【チームやキーパーソンを大切に】した工夫、《学校でこそ得られる健康情報や健康評価の把握に努めている》という【学校を通して健康情報を】得る工夫、《家庭環境が原因の課題は学校と密な情報交換を行ったり、学校のカリキュラムで解決するようにしている》という【学校を通して家庭の課題を】解決していこうとする工夫、《学校とセンターそれぞれの情報を交換しながら精度の高い共通理解を図っていく》という【精度の高い共通理解を】行っていく工夫、《担任や SC の訪問を直接的、間接的に促し、センターや子どもたちの様子を見てもらう》というセンターへの【来室を求めて】いくという工夫である。

つまり、5つの工夫は、【機会・方法の多様なセッティング】という工夫が深められたり、広められたり、次の工夫に繋がられたりして発展したと思われる。

そして、【学校を通して健康情報を】得る工夫は【学校を通して家庭の課題を】解決していこうという工夫と関連し、【チームやキーパーソンを大切に】という工夫は、センターへの【来室を

求めて】いくという工夫と関連していると考え。

## IV. 考 察

### 1. 入級時の「身体と心の健康」情報

児童生徒が教育支援センターを利用するにあたっては、入級手続きが必要になってくる。石田ら<sup>1)</sup>が「入級手続きの方法は、面接してから入級させたり、本人の希望と学校長の推薦があれば即入級できたり、地域や教室によって様々である。」と述べているように、教育支援センターによって様々な入級方法がある。

しかし、共通しているのは入級時の情報を得ることである。山田<sup>2)</sup>は「本人や本人が置かれている状況を理解するための必要な情報として①不登校の始まる前から現在に至るまでの経過②本人の現在の生活状況③本人の生育歴及び性格や対人関係などの特徴④家族構成や家族歴、家族それぞれの特徴や相互の関わりのある方などの家族状況⑤本人の不登校を他の家族はどのように感じ、どのように見て、どのように関わっているか。またそのことを保護者はどのように受け止め、感じているか」を挙げている。

本研究でも、情報の内容として「不登校エピソード」「生活習慣（睡眠・食事など）について」「原籍校での欠席・遅刻について」「現病歴（慢性疾患や最近罹患した病気などの経過と現在の様子）について」は7割以上のセンターが入手していることが分かった。一方で、「健康」という視点では、「健康診断結果」は5センター（5.0%）しか得ておらず、「かかりつけ医師・医院名」や「原籍校での保健室来室状況」は約4割のセンターしか得ていないことも分かった。また、「身体と心の健康」情報は、保護者から、原籍校の教職員から、本人からのいずれも「規定の用紙で」より「口頭で」入手している方が多いことが分かった。

学校において、定期健康診断や保健室来室状況などの健康評価はその記録と共に「子どもの心身の健康を守り、安心・安全を確保する」ために重要な位置づけにある。教育支援センターにおいても、そこに児童生徒が存在する限り、学校に準じて考えていくべきではないだろうか。

「身体と心の健康」情報を得るシステムについては、約7割以上のセンターが、現状のシステムで日頃の子どもたちへの対応に役立っていると回答した。現状のシステムで機能しており、問題はないと考えることもできるが、「健康」という視点で再考することで、システムへの認識も変わってくるのではないだろうか。

### 2. 「身体と心の健康」専門職

「身体と心の健康」専門職が配置されていたのは約半数のセンターで、合計108名が配置されていた。内訳をみると、約半数が臨床心理士で、約2割が学校心理士・認定心理士であった。これらの専門家はいわば「心の健康」に関する専門家であるが、「身体と心の健康」に関する専門家ではない。学校で「身体と心の健康」の専門家は、唯一無二の存在として「養護教諭」が挙げられるが、配

置されていた養護教諭は108名中わずか6名であった。教育支援センターでの「支援」に「健康」という概念を取り入れるならば、「養護教諭」の配置を今後はもっと検討していくべきではないだろうか。

### 3. 日常の保健管理

「朝の健康観察」は、「保護者から」で、多かったのは、「訴えがあった時のみ口頭で聞き、指導員が記録している」が約3割強であった。多くの教育支援センターでは子どもたちの自主性を尊重し、通室（所）時間は子どもたちに任されている。また、所在地も原籍校より遠方になる場合が多い。子どもたちの毎日の「身体と心の健康情報」や「安全」を配慮すると保護者との電話連絡は欠かせない。従って、電話で、口頭で聞き、記録しておくことは必須であろう。

「本人から」で、多かったのは、「訴えがあった時のみ口頭で聞き、指導員が記録している」が約3割であった。「本人から」の場合、子どもたちの通室（所）時間や実態に合わせたアプローチで行われていると思われ、一律に望ましい方法はないかもしれない。いずれにしても、健康評価として記録していくことは重要である。

『保健室』に該当するような救急処置専用の部屋・コーナーについては約7割がそういった場所はなく臨機応変に対応している実態が分かった。これは、各自治体でどういった施設に「教育支援センター」を設置しているかによる。新築はほとんどなく、既存の施設の一部に設置されていることが推測される。従って、「保健室」設置が必須である学校のようにはいかないであろう。しかし、「保健室」に代わる部屋やコーナーを決めておくことは、救急体制や感染防止などを考えると必要ではないだろうか。

救急薬品・用品の設置状況では、約9割のセンターが「消毒薬・傷絆創膏」「体温計」を設置していた。多くのセンターで、外科的・内科的主訴に対して最低限の対応ができるように設置されていることが分かった。「外用薬」や「内服薬」を設置しているセンターもあるが、取り扱いには「学校薬剤師」「養護教諭」など専門家との連携が必要である。

平成23年度1年間の救急処置件数をみると、非常に少ない結果であった。そのためか救急処置の記録は、約半数のセンターはしていないことが分かった。

過去3年間に在籍した子どもたちの身体の疾患（主に慢性疾患）では、回答があったセンターの約半数が「起立性調節障害」を挙げ、次いで、約4割～5割が「アトピー性皮膚炎」「食物アレルギー」「喘息」のアレルギー疾患を挙げていた。一概に言えないが、これらの疾患がある子どもたちは不登校のリスクが高いということが推測されるのではないだろうか。今後の研究に繋がっていききたい。

自由記述をKJ法で構造化し、図解化したところ、保健管理における課題と工夫が現実味を帯びて浮上してきた。課題は、【健康情報の欠如と放置】【自律意識の薄さ】【心理・関係性の課題】【重症化への困惑】という4つの困難さに影響を受けている【緊急時の判断・対応への不安】という教育支援センターならではの不安である。

一方、工夫は、子どもたちの【自律意識の育成】をめぐる様々な工夫がなされていた。

【疾病を予防】【専門家の活用】【保護者啓発】は関連しながら【自律意識の育成】を支え、【安全な居場所】も【自律意識の育成】を支えている。

また、【自己管理能力の育成】は【必要な健康診断】【健康情報の把握】【細やかな健康観察と情報共有】と関連しながら【自律意識の育成】と互いに影響し合っている。

工夫の図解から推測されることは、課題として浮上した【緊急時の判断・対応への不安】を解決するための工夫がセンターによって様々にされているということであり、保健管理という管理面の工夫を通して、子どもたちを育てるという教育面の工夫に繋がっているということである。この結果からは、保健管理と保健教育が不可分であることが言えよう。

KJ法で浮上した【安全な居場所】と【必要な健康診断】について考察する。

近年、自然災害や子どもたちが犯罪に巻き込まれるなどの事件・事故が発生しており、子どもたちの安全の確保が重要な課題となってきた。従って、教育支援センターにおいても、学校での作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が必要ではないだろうか。生活安全・交通安全・災害安全の全ての局面で、最悪の事態を想定し、発生した時、指導員も子どもたちもどう行動するのか考え、共通理解しておくことは「子どもの生命を守る」ことである。

教育支援センターへ通室（所）する子どもたちにとって、学校の健康診断を十分受けられていないということは重要な課題ではないだろうか。「工夫」の中に「学校の健康診断はなるべく受けさせるようにしている」と記入したセンターがある。指導員がそのように意識することが大切であろう。しかし、通室（所）する子どもたちの中には、学校の子どもたちや教師に会いたくないと思う子どももいる。その場合は、例えば、放課後にできる内容であれば放課後に実施してもらい、開業している学校医のところへ直接向かい学校検診の一環としてもらうなどの個別の工夫が求められる。学校の健康診断は確定診断ではなくスクリーニングではあるが、発育・発達や疾病異常に関する現状や問題点を明らかにするという重要な意義がある。教育支援センターで共通理解の下に様々な対策を講じる必要がある。

#### 4. 日常の保健教育

保健教育（保健学習・保健指導）は約半数が行っていないという実態であった。行っているセンターでも、約半数が「全員に不定期に行っている」という結果で、約3割が「個別に不定期に行っている」という結果であった。また、教材の使用は、約半数はしていないということが分かった。使っている19センターでは、教材は「ほけんだより」「教室だより」「体育科の教科書」「DVD教材」「新聞記事」「講師持参の教材」「自作の教材」などを使っていることも分かった。

教育支援センターで行われる学習は、高校受験を見据え、基礎学力定着（学力保障）のためには欠かせない。そして、学力保障の基盤となるのが、保健教育である。保健教育は、学校であれば、学校保健計画の下、計画的・系統的に実施される。教育支援センターの子どもたちは、例え

不登校が一時的なものであっても、その間、保健教育を受けられないことになる。今後、教育支援センターでも、方法を工夫しながらも全員にあるいは個別に実施する必要があると思われる。

自由記述を KJ 法で構造化し、図解化したところ、教育支援センターならではの様々な課題や工夫が浮上した。課題は、【家庭と共に歩む難しさ】と、これと個々に関連する【実施されないカリキュラム】【準備性の違い】【自我の不安定さ】【自律性を高める難しさ】である。つまり、教育支援センターで行う保健教育は、家庭の実態も含めた子どもたち個々の違いに起因する困難さの中で行われているということではないだろうか。

そんな中、工夫は、【専門職の力を借りて】、あるいは、子どもの【興味をひく】ように、【その子をその場で】【身体から緩める】ということもしながら、【個と集団を臨機応変に】指導するというように、教育支援センターのリソースを活用して、様々に工夫されていることがうかがえる。今後は、こういった教育支援センターの取組や実践をさらにバックアップしていくことが求められるのではないだろうか。

## 5. 原籍校との連携

入級時、原籍校との連携はほとんどの教育支援センターで行われているだろう。しかし入級時以外に、ほぼ全員について連携を行ったセンターは約 4 割に止まっていることが分かった。また、一部の子どもであっても入級時以外に連携を行っている 86 センターに「連携場所」について尋ねたところ、「教育支援センター」が約 7 割、「原籍校」が約 6 割であった。

自由記述を KJ 法で構造化し、図解化した。課題では、【学校間の差】に起因する【実態把握と緻密な連携】が挙げられる。そして、【実態把握と緻密な連携】という課題は、【日常的な心の関わり】の不足によって【家庭と学校の溝】を深めてしまっているということとも関連しており、身体と心の健康に関する【専門家不足】であるという実態や、一人一人の子どもに向き合った【個別的で効果的な支援の在り方】が難しいという課題とも関連している。さらに、教育支援センター内や、原籍校との【希薄な関係】が【家庭と学校の溝】や【個別的で効果的な支援の在り方】という課題を、課題として増幅させていると思われる。

そして、原籍校との連携に関する工夫が、様々な在り方でなされている。個別の連携ではなく、【チームやキーパーソンを大切に】した連携、【学校を通して健康情報を】得て、さらに【学校を通して家庭の課題を】得るという連携、教育支援センターの方から原籍校に【来室を求めて】いくという連携、密な情報交換から【精度の高い共通理解を】図るという連携である。これらの連携は【機会・方法の多様なセッティング】という工夫が深められたり、広められたり、次の工夫に繋がられたりして発展したと思われる。

教育支援センターと原籍校との連携で大切なことは、連携は誰のためのものであるかという原点に立ち返ることではないだろうか。その上で、現在工夫されている連携の在り方を発展させ、システム化していくことではないだろうか。子どもたちは日々成長している。そのことを、教育支援センターと原籍校が互いに確認し合い、子どもたち一人ひとりの自律・自立をきめ細やかに



支援するという視点を忘れてはならないと考える。

以上のように、教育支援センターにおける健康課題を明らかにし、実際に行われている各センターの工夫や努力から、教育支援センターにおける健康教育の在り方について検討した。今後は、先行研究<sup>3)</sup>にもあるように、現在「学校」という“場”にいない不登校児童生徒を対象にした新たな「健康教育システム」の構築が必要ではないかと考える。

#### 引用文献

- 1) 石田絢子ら「日本における適応指導教室に関する文献展望」『上智大学心理学年報』上智大学心理学科 第26巻 2002
- 2) 山田俊介「適応指導における不登校への初期の援助に関する一考察」『松山東雲女子大学人文学部紀要』松山東雲女子大学人文学部 第9巻 2000.3
- 3) 江崎和子「教育支援センターに通級する児童生徒の健康評価についての一考察～日常の活動支援や活動日誌の分析を通して～」『九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター紀要』九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学 第17号 2012

---

[えぞき かずこ 養護学]  
[つのだ ちえみ 学校保健学]

## VI. 資料

### 1. 調査用紙

#### 「教育支援センター（適応指導教室）における健康課題」に関する調査

【貴教育支援センター（適応指導教室）で、平成23年度、子どもたちと直接関わられた指導員様にお尋ねいたします。】

本調査における「健康課題」とは「保健管理」及び「保健教育」における「課題」をいいます。

- 「保健管理」の内容は、救急処置、健康観察、保健調査、健康診断と事後措置、健康相談、学校環境衛生活動、感染症や食中毒の予防等です。
- 「保健教育」の内容は、保健学習（体育科・保健体育科）と保健指導で、保健指導は学級活動やホームルーム活動における保健指導、健康安全・体育的行事の保健に関する指導、児童会活動・生徒会活動における保健に関する指導、養護教諭などによる個別・集団指導等のことをいいます。さらに、文中では「健康」を「身体と心の健康」と表記しています。

#### 1. 子どもたちの入級時の「身体と心の健康」情報についてお尋ねします。

(1) 入級時「身体と心の健康」情報はシステムとしてどこから得ていますか。該当する番号にいくつでも○を記入してください。

- ( ) ①原籍校から口頭で
- ( ) ②原籍校から規定の用紙で
- ( ) ③保護者から口頭で
- ( ) ④保護者から規定の用紙で
- ( ) ⑤本人から口頭で
- ( ) ⑥本人から規定の用紙で

#### 【お願い】

②④⑥に○をつけた方をお願いいたします。「規定の用紙」の雛形をよろしければ、一部お送りいただけますでしょうか。是非、研究に活用させていただきたいと思っております。

(2) (1)の質問に一つでも○をつけた方にお尋ねします。現在、得ている「身体と心の健康」情報はどのような内容ですか。該当する番号をいくつでも選び、( )内に○を記入してください。

- ( ) ①定期健康診断結果について
- ( ) ②現病歴（慢性疾患や最近罹患した病気などの経過と現在の様子）について
- ( ) ③主な既往歴について
- ( ) ④原籍校での欠席・遅刻状況について
- ( ) ⑤原籍校での保健室入室状況について
- ( ) ⑥かかりつけ医師名や医院名について
- ( ) ⑦予防接種歴について
- ( ) ⑧生活習慣（睡眠・食事など）について
- ( ) ⑨不登校に関わるエピソードについて
- ( ) ⑩その他 ( )
- ( )
- ( )

(3) (1)の質問に一つでも○をつけた方にお尋ねします。子どもたちの「身体と心の健康」情報を現状のシステムや内容で得ることは、日頃の子どもたちへの対応に役立っていますか。該当する番号一つを選び ( )内に○を記入してください。

- ( ) ①役に立っている
- ( ) ②まあ役に立っている
- ( ) ③あまり役に立っていない

(4) (3) の質問で③あるいは④に○をつけた方にお尋ねします。役に立っていないと思われる理由をお教えてください。また、今後どのようなシステムや内容であれば、役に立つとお考えですか。自由にお書きください。

役に立っていないと思う理由

--

今後どのようなシステムや内容であれば、役に立つとお考えですか

--

2. 「身体と心の健康」専門職の配置についてお尋ねします。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日現在の、貴教育支援センター（適応指導教室）における「身体と心の健康」に関する専門職の配置の「有無」と「人数」をお尋ねします。「有無」は該当する番号一つを選び（ ）内に○を記入していただき、「いる」の場合、人数とその方の資格（免許）をお教えてください。

- ( ) ①「身体と心の健康」専門職はいない。  
( ) ②「身体と心の健康」専門職がいる。（勤務日数・時間は問わない）

(2) (1) で②の「いる」に○をつけた方にお尋ねします。人数をお教えてください。お一人で複数の資格（免許）をお持ちでも一人と数えてください。（ ）人

(3) (1) で②の「いる」に○をつけた方にさらにお尋ねします。その方の資格をお教えてください。この場合、お一人で複数の資格をお持ちの場合、一つの資格を一人と数えてください。

- ①看護師（ ）人 ②保健師（ ）人 ③養護教諭（ ）人 ④臨床心理士（ ）人  
⑤NPO・教育委員会認定等のカウンセラー（ ）人 ⑥その他（ ）（ ）人

3. 日常の保健管理についてお尋ねします。

（「保健管理」の内容は、学校では、救急処置、健康観察、保健調査、健康診断と事後措置、健康相談、学校環境衛生活動、感染症や食中毒の予防等です。これらに準ずる内容とお考えください。）

(1) 朝の健康観察（心身の体調把握）はどのようなシステムで行なっていますか。該当する番号をいくつでも選び、（ ）に○を記入してください。

- ( ) ①本人から、毎日口頭で聞き、特に記録はしていない。  
( ) ②本人から、毎日口頭で聞き、指導員が記録している。  
( ) ③本人から、訴えがあった時のみ口頭で聞き、特に記録はしていない。  
( ) ④本人から、訴えがあった時のみ口頭で聞き、指導員が記録している。  
( ) ⑤本人が、毎日規定の用紙に記録し、指導員に提出している。  
( ) ⑥本人が、訴えがあった時のみ規定の用紙に記録し、指導員に提出している。  
( ) ⑦保護者から、毎日口頭で聞き、特に記録はしていない。  
( ) ⑧保護者から、毎日口頭で聞き、指導員が記録している。  
( ) ⑨保護者から、訴えがあった時のみ口頭で聞き、特に記録はしていない。  
( ) ⑩保護者から、訴えがあった時のみ口頭で聞き、指導員が記録している。  
( ) ⑪保護者が、毎日規定の用紙に記録し、指導員に提出している（子どもに持たせている。）  
( ) ⑫保護者が、訴えがあった時のみ規定の用紙に記録し、指導員に提出している。（ ” ）

【お願い】

⑤⑥⑪⑫に○をつけた方をお願いいたします。「規定の用紙」の雛形を、よろしければ一部同封していただけないでしょうか。是非、研究に活用させていただきたいと思ひます。

(2) 学校の「保健室」に該当するような救急処置専用の場所がありますか。該当する番号一つを選び、( ) 内に○を記入してください。

- ( ) ①救急処置専用の部屋がある。  
( ) ②救急処置専用ではないが、救急処置の時に使用すると決めている部屋がある。  
( ) ③救急処置専用の部屋はないがコーナーがある。  
( ) ④救急処置専用ではないが、救急処置の時に使用すると決めているコーナーがある。  
( ) ⑤救急処置用と決めている部屋やコーナーはなく、臨機応変に対応している。  
( ) ⑥その他 ( )

(3) 救急設備・用品としてどのようなものを設置していますか。該当する番号すべてを選び ( ) 内に○を記入してください。

- ( ) ①ベッド (ソファや畳など、子どもたちが安静にできる場所も含む)  
( ) ②体温計  
( ) ③消毒薬・傷絆創膏  
( ) ④衛生材料 (脱脂綿・ガーゼ等)  
( ) ⑤外用薬 あるもの全てに○をつけてください。  
( ) 抗生物質軟膏 ( ) かゆみ止め軟膏 ( ) 湿布薬  
( ) その他 ( ) ( ) ( )  
( ) ⑥内服薬 あるもの全てに○をつけてください。  
( ) 解熱薬 ( ) 鎮痛薬 ( ) 胃腸薬 ( ) 風邪薬  
( ) その他 ( ) ( ) ( )  
( ) ⑦その他 ( ) ( ) ( )

(4) 救急処置の記録はしていますか。該当する番号を一つ選び ( ) 内に○をつけてください。

- ( ) ①特に記録はしていない  
( ) ②救急処置専用の用紙に記録している  
( ) ③救急処置専用の用紙ではないが規定の用紙に記録している  
( ) ④規定の用紙は特になが、記録はしている

【お願い】

(4) の質問で②あるいは③に○をつけた方をお願いいたします。「救急処置専用の用紙」あるいは「規定の用紙」の雛形を、よろしければ一部お送りいただけますでしょうか。是非、研究に活用させていただきたいと思ひます。

(5) 平成 23 年度の救急処置の件数を記入してください。(記録されていない場合は概数で結構です。)  
内科的救急処置 ( ) 件  
外科的救急処置 ( ) 件

(6) 平成 23 年度の 1 年間で、貴教育支援センター (適応指導教室) から病院へ救急搬送した事例が何件ありましたか。0 以上の数字を記入してください。 ( ) 件

(7) 過去3年間ぐらいの間に、貴教育支援センター(適応指導教室)に在籍した子どもたちで、どのような「身体の疾患」(主に慢性疾患)を持っていた子どもたちが在籍しましたか。該当する番号をいくつでも選び、( )内に○をつけてください。(診断名がついていた場合のみ)

- ( ) ①心臓疾患 ( ) ②腎臓疾患 ( ) ③喘息 ( ) ④食物アレルギー  
( ) ⑤アトピー性皮膚炎 ( ) ⑥起立性調節障害  
( ) ⑦その他 ( ) ( )  
( ) ( ) ( )

(8) 日頃、保健管理で「工夫されている点」や「最も課題だと思われること」をお教えてください。  
(「保健管理」の内容は、学校では、救急処置、健康観察、保健調査、健康診断と事後措置、健康相談、学校環境衛生活動、感染症や食中毒の予防等です。これらに準ずる内容とお考えください。)

工夫されている点

--

最も課題だと思われること

--

#### 4. 日常の保健教育についてお尋ねします。

(「保健教育」の内容は、学校では、保健学習(体育科・保健体育科)と保健指導で、保健指導は学級活動やホームルーム活動における保健指導、健康安全・体育的行事の保健に関する指導、児童会活動・生徒会活動における保健に関する指導、養護教諭などによる個別・集団指導等のことです。これらに準ずる内容の指導についてお尋ねします。)

(1) 保健指導や保健学習は行っていますか。該当する番号を一つ選び( )内に○をつけてください。

- ( ) ①行っていない。 ( ) ②行っている

(2) (1)で②「行っている」に○をつけた方にお尋ねします。どのように行っていますか。該当する番号すべてを選び( )内に○を記入してください。

- ( ) ①全員に定期的に行っている  
( ) ②全員に不定期に行っている  
( ) ③個別に定期的に行っている  
( ) ④個別に不定期に行っている

(3) (1)で②「行っている」に○をつけた方にお尋ねします。教材は使っていますか。該当する番号を一つ選び( )内に○をつけてください。

- ( ) ①使っていない  
( ) ②使う時と使わない時がある  
( ) ③使う時の方が多い

(4) (3)で②あるいは③に○をつけた方にお尋ねします。どのような教材を使っていますか。該当する番号すべてを選び( )内に○を記入してください。

( ) ①「ほけんだより」や「教室だより」を作成し、行っている

( ) ②体育科の教科書を使って行っている

( ) ③「ほけんだより」「教室だより」「教科書」以外に自作の資料を作成し、行っている。

( ) ④その他の教材( )

(5) 日頃、保健教育で「工夫されている点」や「最も課題だと思われること」をお教えてください。

(「保健教育」の内容は、学校では、保健学習(体育科・保健体育科)と保健指導で、保健指導は学級活動やホームルーム活動における保健指導、健康安全・体育的行事の保健に関する指導、児童会活動・生徒会活動における保健に関する指導、養護教諭などによる個別・集団指導等のことです。これらに準ずる内容の指導とお考えください。)

工夫されている点

--

最も課題だと思われること

--

5. 「身体と心の健康」についての原籍校との連携についてお尋ねします。

この場合の「連携」とは、電話やメールではなく面談による、主に情報交換や指導方針の共通理解のことをいいます。また、回数は「学習指導・進路指導」の連携とは区別していただきたいのですが、「学習指導・進路指導」の連携と合わせて行った場合も含めます。

(1) この一年間で、「身体と心の健康」について、原籍校との連携を、入級時とは別に1回以上行いましたか。該当する番号を一つ選び( )内に○をつけてください。

( ) ①全員入級時のみ行って、あとは行っていない

( ) ②ほとんどの子どもが入級時のみであるが、一部の子どもは入級時以外にも行った

( ) ③一部の子どもは入級時のみであるが、ほとんどの子どもについて入級時以外にも行った

( ) ④ほぼ全員入級時以外にも行った

(2) (1)で②③④に○をつけた方にお尋ねします。この一年間で「身体と心の健康」について、原籍校と連携を行った場所はどこですか。該当する番号をいくつでも選び、( )内に○をつけてください。

( ) ①教育支援センター(適応指導教室)

( ) ②原籍校

( ) ③子どもの自宅

( ) ④教育委員会関連の施設

( ) ⑤その他( ) ( )

(3) (1)で②③④に○をつけた方にお尋ねします。この一年間で、「身体と心の健康」について、原籍校との連携に参加した「原籍校の教職員」をお教えてください。該当する番号をいくつでも選び、( )内に○をつけてください。

(複数の校務分掌をお持ちでしたら、主にどの立場で参加されたかということでお答えください。)

( ) ①校長 ( ) ②教頭 ( ) ③教務主任 ( ) ④担任 ( ) ⑤学年主任  
( ) ⑥生徒指導担当教員 ( ) ⑦教育相談担当教員 ( ) ⑧不登校対策担当教員  
( ) ⑨いじめ予防対策担当教員  
( ) ⑩スクールカウンセラーor カウンセラー ⑪ ( ) 養護教諭 ⑫ ( ) 学校医  
( ) ⑬その他 ( ) ( ) ( )

(4) 「身体と心の健康」についての原籍校との連携で「工夫されている点」や「最も課題だと思われること」をお教えてください。

工夫されている点

--

最も課題だと思われること

--

6. 貴教育支援センター（適応指導教室）における、平成23年度の、子どもたちの一日平均通所人数をさしつかえなければお教えてください。（概数で結構です。）

小学生 ( ) 人ぐらい  
中学生 ( ) 人ぐらい  
その他 ( ) 人ぐらい ( ) ( ) ( )

年度初めのお忙しいところご記入をありがとうございました。

ご記入いただいたことを、現場の実践に役立てていただけるような研究としてまとめていきたいと思っています。

アンケートは無記名ですが、今回のアンケート結果をご送付させていただいてもよければ、都道府県名と貴教育支援センター（適応指導教室）名をお書き添えください。プライバシーは厳守させていただきます。

都道府県名 ( )

教育支援センター（適応指導教室）名 ( )

# 大学女子ソフトボール選手の生活習慣と食習慣

衣笠 治子<sup>1</sup>・赤井クリ子<sup>1</sup>  
田原 茜<sup>2</sup>・石川 真衣<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 園田学園女子大学 人間健康学部総合健康学科

<sup>2</sup> 筑紫野市立山口小学校

<sup>3</sup> 大阪市立真住中学校

## 1. 緒 言

女子アスリートの健康管理上の問題点として、アメリカスポーツ医学会は女性アスリートの三主徴 (FAD: Female Athlete Triad)、「無月経」「骨粗鬆症」「摂食障害 (後に利用可能エネルギー不足と変更)」を発表し、女子アスリートの健康管理のための情報公開を行っている<sup>1,2)</sup>。日本スポーツ振興センターでも、女性トップアスリート<sup>3)</sup>に対して情報を提供し、啓蒙を行っている。特に、陸上競技や痩身系のスポーツなど体重制限がかかるものでは、FAD の症状は顕著であり、特に摂食行動に関する報告や対策に関する報告は多くみられる。竹中ら<sup>4)</sup>は全国大会に出場するレベルの女子大学生で、ダンス、陸上競技など痩身体、体重制限の必要なスポーツ選手と必要のないスポーツ選手の身体状況を比較し、月経異常は競技特性と摂食活動によって引き起こされると考察している。このように、体重制限のかかるトップアスリートに対しては、注目されているが、一般大学生アスリートに対しては啓蒙活動の不足が現状である。

高校までの比較的管理された環境から離れ、自由な行動が可能となる大学生の生活習慣や食生活の現状と問題点についての報告は数多くみられる。政府による朝食摂取習慣を増やすためのさまざまな試みがなされているにも関わらず、数多くの調査がある朝食の欠食率<sup>5-7)</sup>では、女子大生の10~20%の学生が全く食べていないと回答している。男子大学生の欠食率20~30%に比べ、女子大学生は少ないとはいえ、これは平成24年日本人の女性の平均朝食欠食率9%<sup>8)</sup>と比較すると明らかに多い。食習慣は体調と密接に関わっており、欠食の多いものは睡眠障害との関連も示唆されており<sup>9)</sup>、それらによる疲労は大学生スポーツ選手の障害発生要因である<sup>10)</sup>。

摂食行動は生活習慣と生活環境に大きく影響を受ける。睡眠時間は男子より女子が少なく、睡眠時間の少ないものはストレスを感じる割合が多い<sup>11-13)</sup>。大学生の睡眠時間は平均6時間で、睡眠時間が6時間以下の女子大学生は、食事が不規則になる傾向にあり<sup>14)</sup>。加えて、睡眠の質が悪いと、野菜摂取不足と高糖質の食事を摂る傾向になる報告もある<sup>15)</sup>。

これらの傾向をふまえ、体重制限などが特に必要とされない、生活習慣や食生活に関する先行報告の少ない女子ソフトボール選手を対象に調査を行った。この報告では、関西大学1部リーグ



に所属する女子ソフトボール選手の生活習慣や食習慣を調査し、その傾向と問題点を抽出することを目的とする。

## 2. 方 法

### (1) 調査時期と調査対象

調査は2012年5月～6月に実施した。関西大学女子1部リーグに所属する女子ソフトボール選手に対して、調査の目的と方法、得られた回答は本研究の目的以外には使用しないこと、回答に対してプライバシーが保護されることを文書および口頭で説明した。そして同意を得られた245名を対象にアンケートを行い、そのうち有効な回答を得られた211名について集計、分析を行った。(有効回答率86.1%)なお、調査は平成24年度本学人間健康学部、総合健康学科、総合健康研究の一環として実施した。

### (2) アンケート調査内容

被験者の身体状況として身長、体重、生活環境については、1日の平均的な練習時間、平均的な起床時間と就寝時間、住居形態、自炊の有無、栄養指導や相談をしてくれる人がいるかどうかを回答してもらった。アンケートの質問は、生活習慣、体調、食生活に関する項目で、そう思う、ややそう思う、ややそう思わない、そう思わないの4段階に回答する形式で行った。また、食事、間食を選ぶときの選択基準を、量、値段、おいしさ、栄養、安全性、外観、その他の7つから2つ選んでもらった。

### (3) 集計および分析

解析はSPSS Ver.20を用いて行った。クロス集計の有意差検定は $\chi^2$ 検定、相関分析を行い、いずれも有意水準は5%とした。

## 3. 結果と考察

### (1) 属性

表1に被験者の属性を示した。年齢は平均19.6歳で、その内訳は18歳20.6%(51名)、19歳20.6%(51名)、20歳20.6%(51名)、21歳19.0%(47名)、22歳4.4%(11名)となり、どの学年もほぼ同じ割合であった。また平均身長は160.6cm、平均体重は58.1kg、BMIは22.5であった。また居住形態は自宅44.1%(93名)、寮19.0%(40名)、下宿37.0%(78名)である。によると、私立大学の場合一般学生では63%が自宅から通っているという報告があるが<sup>16)</sup>今回の被験者は41%であり、自宅通学の割合が少ない集団である。女子ソフトボールでは全国レベルの大学も含まれていることから、下宿、寮などでの生活が多

表1 被験者の属性

	平均 ± 標準偏差	中央値
年齢(才)	19.6 ± 1.2	20
身長(cm)	160.6 ± 5.3	161
体重(kg)	58.1 ± 5.7	58
BMI	22.5 ± 1.8	22.5

いことを予想し、自炊の割合を調査したところ、36.5%（77名）が自炊、63.5%（134名）が自宅、寮などで作ってもらっていると回答した。また40%（n=84）の学生が栄養摂取について相談できる人がいると答えている。平均睡眠時間は6.9±1.4時間、平均練習時間は3.7±1.3時間であった。

## (2) 身体状況

被験者は大学1年生から4年生で、ソフトボールの競技特性によって身体状況が変化することが予想される。そこで年齢別に身長と体重を集計し、同年代の女性の平均身長、体重<sup>8)</sup>と比較した(表2)。スポーツ選手である被験者集団は同年代の一般女性と比べ、身長、体重ともに多く、特に年齢が上がるに従って身長、体重が増加していた。久松<sup>17)</sup>は、スポーツ経験のない一般女子学生と、中学・高校・大学と一貫した種目でよい成績をおさめている学生を対象に調査した結果、身長ではスポーツ経験のない一般学生も、スポーツ選手も全国平均値とほぼ平行に移行するが、体重では15・16歳頃より全国平均では緩やかになるのに対し、スポーツ選手は上昇すると報告している。今回の結果でも同様であり、身体の発達がみられる。

## (3) 生活習慣に関するアンケート項目

生活習慣に関する6つのアンケート項目の回答結果を表3に示した。被験者集団は、いつも眠く感じると思う人は70.5%、ストレスを感じている人は54.5%、いつも疲れていると思う人は60.2%となり、不定愁訴の傾向がみうけられる。相関分析の結果、いつも眠く感じるという項目は、いつも疲れている( $p=0.000, r=0.434$ )とストレスを感じる( $p=0.035, r=0.145$ )という2つの項目に有意差があった。Fukudaは<sup>18)</sup>、心理的ストレスが入眠阻害や中途覚醒に影響を及ぼすと報告しており、今回の被験者集団も同様な結果が推察できる。この結果は、チームで競技するソフトボールの競技特性との関連もあるのではないかと考察できることから、今後心理学的調査が必要であろう。

健康意識については、貧血がおけると回答した人の割合は22.8%、生理が不順であるとの回答は36.9%、便秘があると回答した人は26.5%となった。これは相関分析では、貧血がおけると

表2 大学女子ソフトボール選手および一般女性の年齢別身長と体重

年齢 (才)	身長 (cm)				体重 (kg)			
	被験者		全国平均 (2012年)		被験者		全国平均 (2012年)	
	平均値	±標準偏差	平均値	±標準偏差	平均値	±標準偏差	平均値	±標準偏差
18	159.6	± 5.1	159	± 5.7	57.5	± 6.6	50.9	± 6.4
19	160.7	± 5.7	157.7	± 5.2	58.5	± 5.6	47.1	± 5.5
20	161.3	± 4.7	157.8	± 5.6	58.9	± 5.2	51.6	± 6.5
21	160.1	± 5.6	157.9	± 4.8	56.9	± 5.0	51.9	± 10.4
22	163.3	± 4.7	157.4	± 5.1	59.9	± 5.2	51.1	± 8.3

表3 大学女子ソフトボール選手の健康意識と食習慣に関するアンケート結果 (n=211)

質問項目	そう思わない		やや そう思わない		やや そう思う		そう思う	
	%	(n)	%	(n)	%	(n)	%	(n)
いつも眠く感じる	10.0	(21)	18.5	(39)	50.7	(107)	20.9	(44)
貧血がおこる	58.8	(124)	18.5	(39)	19.0	(40)	3.8	(8)
生理が不順である	46.0	(97)	17.1	(36)	21.3	(45)	15.6	(33)
便秘がある	48.8	(103)	24.6	(52)	14.7	(31)	11.8	(25)
ストレスを感じる	10.0	(21)	35.5	(75)	39.8	(84)	14.7	(31)
いつも疲れている	7.6	(16)	32.2	(68)	46.0	(97)	14.2	(30)
規則正しい生活をしている	15.2	(32)	37.9	(80)	30.8	(65)	16.1	(34)
朝食は毎日食べる	6.2	(13)	15.2	(32)	15.2	(32)	63.5	(134)
昼食は毎日食べる	1.9	(4)	3.3	(7)	11.4	(24)	83.4	(176)
夕食は毎日食べる	2.4	(5)	6.2	(13)	18.5	(39)	73.0	(154)
間食を毎日食べる	7.1	(15)	29.9	(63)	33.6	(71)	29.4	(62)
欠食(食事をぬく)の理由は時間が無いからである	32.2	(68)	25.6	(54)	22.7	(48)	19.4	(41)
欠食の理由は習慣的なものである	59.7	(126)	20.9	(44)	10.9	(23)	8.5	(18)
欠食の理由は食欲が無いからである	39.3	(83)	24.6	(52)	27.0	(57)	9.0	(19)
栄養バランスのよい食事を心がけている	7.1	(15)	27.5	(58)	43.6	(92)	21.8	(46)
食べ物の好き嫌いがある	35.5	(75)	23.2	(49)	17.5	(37)	23.7	(50)
自分の一日のエネルギー必要量をおよそ把握している	40.8	(86)	34.1	(72)	19.9	(42)	5.2	(11)
自分の一日の栄養素必要量をおよそ把握している	43.6	(92)	35.1	(74)	17.5	(37)	3.8	(8)
パフォーマンス向上のために栄養摂取を意識している	20.4	(43)	30.3	(64)	37.0	(78)	12.3	(26)

答えた人は有意に ( $p=0.000, r=0.176$ ) いつも疲れており、便秘があると答えた人は有意に ( $p=0.014, r=0.169$ ) ストレスを感じており、有意に ( $p=0.000, r=0.2471$ ) いつも疲れていると回答していた。また、53.1%と半数以上の人々が、規則正しい生活を送っていないと答えていた。

#### (4) 食習慣に関するアンケート項目

朝食を毎日食べるかという質問に対して6%がそう思わないと回答し、15.2%がややそう思わないと回答していた。朝食欠食に関する先行研究は多いが、本研究と類似した質問方式で女子大学生の調査結果<sup>7)</sup>では、朝食を全く食べない人が9%、週に2~5日食べない人は25.5%という結果が示されており、本研究の被験者は、一般の女子大学生と比べ、欠食率が低いといえる。欠食状況は住居形態に関連していると考えられることから、表4、図1に本研究の被験者の住居形態別の朝食摂取状況を表した。濱中ら<sup>8)</sup>は寮で生活している男女大学生アスリートの朝食欠食率を調査し欠食率4.3%で、そのうち女性では1%であると報告しているが、本研究での寮生活者の欠食者は5%であった。図1でも明らかのように被験者のうち下宿している人の朝食欠食は、そう思わない、ややそう思わない、を合計すると34.6%となり、下宿者の生活習慣が崩れていることが危惧される。

欠食の理由は、表3に記述したように、時間が無いと回答した人が、そう思う、ややそう思うの合計で42.1%となり、圧倒的に多い。今回のアンケートの結果からは朝食・昼食・夕食のど

表4 大学女子ソフトボール選手の住居形態による朝食摂取状況

		そう思わない	やや そう思わない	ややそう思う	そう思う	$\chi^2$	<i>p</i>
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)		
朝食を毎日食べる	自宅	6.5 (6)	7.5 (7)	10.8 (10)	75.3 (70)	31.018	0.000**
	寮	5.0 (2)	7.5 (3)	7.5 (3)	80.0 (32)		
	下宿	6.4 (5)	28.2 (22)	24.4 (19)	41.0 (32)		

■そう思わない ■ややそう思わない ■ややそう思う ■そう思う

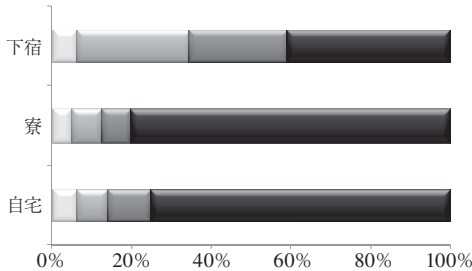


図1 大学女子ソフトボール選手の住居形態による朝食摂取状況

の項目についての欠食理由なのかは不明である。今回の調査では項目を入れていないが、時間的理由に加え、経済的な理由も欠食理由に挙げられるという報告<sup>20)</sup>があり、理由について調査を進め、欠食による身体への影響を理解させるべきであろう。

被験者のうち、栄養バランスを心がけているかという質問に、そう思う、ややそう思うと答えた人は 65.4% となった。相関分析では、栄養

バランスを心がけている人は有意に ( $p=0.000, r=0.238$ ) 自分の1日のエネルギー必要量をおよそ把握しており、有意に ( $p=0.000, r=0.277$ ) 自分の1日の栄養素必要量をおよそ把握しており、有意に ( $p=0.000, r=0.449$ ) パフォーマンス向上のために栄養摂取を意識していた。この結果から、栄養バランスを心がけている人は食に対する意識が高いと推察できる。しかし、1日のエネルギー必要量をおよそ把握している人の割合は 25.1%、栄養素必要量をおよそ把握している人は 21.3% である。大学生アスリートは、競技レベルに関係なく栄養摂取の重要性は認識しているが、適した食事を食べていないとの報告<sup>20)</sup>があり、Spronk らは、相応しい食生活を行っているエリートアスリートは、栄養知識が高く、またそれは男性より女性のほうが高いことを報告している<sup>21)</sup>。本調査の集団は、よりよい栄養摂取をしようとする意欲は高いが、栄養知識が不足しているのではないかと推察される。

### (5) 食事選択の基準

図3に示した結果は被験者が食事を選ぶときの基準を、量、値段、おいしさ、栄養、安全性、外観その他の7つの中から2つ選んでもらった結果である。15名が1つしか選択していなかったため、結果は集計のまま図に示している。学生の食事選択の基準は「おいしさ」、「値段」、「栄養」の順となった。また、間食を選択する基準を同様に選択してもらったところ図3の通り「おいしさ」、「値段」、「量」の順となった。食事の選択と間食の選択基準について上位2項目は同じであるが、食事に関しては栄養摂取のためという意識があると推察できる。また間食を毎日食べるかという質問に、そう思わない、ややそう思わないと回答した人は合計で 37.0% であり、女性としては間食の摂取頻度は少ないといえる。長谷川ら<sup>22)</sup>の女子大学生の食に関する優先順位の研究によると、昼食は「値段」、「おいしさ」、「量」、「味・具材の種類」となり、菓子類は「お

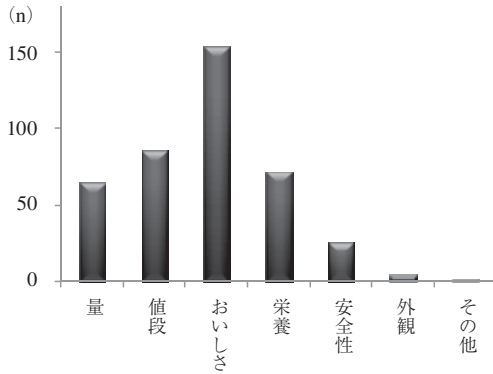


図2 大学女子ソフトボール選手の食事選択基準 (n=407)

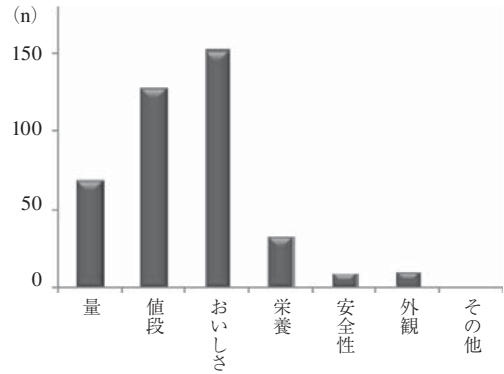


図3 大学女子ソフトボール選手の間食選択基準 (n=403)

いしさ)、「値段」、「味の種類」、「量」の順である。そして女性が菓子類を選ぶ時の特徴としてカロリーの低さ、味の種類や季節限定商品を優先し、量・値段を優先しないと報告している。本調査の被験者は、ソフトボール競技者であり、体づくりも必要だと意識していると予想され、一般の女子大生に比べると食事から摂る栄養に関する意識が高いといえる。しかし間食の栄養意識は低い。アスリートにとって間食は補食でもある。練習やトレーニングのため、食事時間が不規則になりがちな生活習慣のなか、間食を栄養摂取の機会ととらえ、補食になりえる食品を摂取できるような指導が必要であろう。

#### (6) 自炊の有無と食習慣、食品摂取頻度、生活習慣の関連

大学の授業と練習の両立をしている大学生アスリートにとって、自炊をすることはかなり負担であると推察する。そこで自炊している学生群と食事を作ってもらっている学生群について食習慣に関する項目と摂取している食品頻度をクロス集計した。被験者の自炊の割合は 36.5% (n=77) で、食事を作ってもらっている割合は 63.5% (n=134) であった。表5に示したように、 $\chi^2$

表5 大学女子ソフトボール選手の自炊の有無と食習慣の関連

(自炊している n=77, 食事を作ってもらっている n=134)

自炊の有無	そう 思わない	ややそう 思わない	やや そう思う	そう思う	p	
	% (n)	% (n)	% (n)	% (n)		
朝食を毎日食べる	自炊している	6.5 (5)	29.9 (23)	22.1 (17)	41.6 (32)	0.000**
	作ってもらっている	6.0 (8)	6.7 (9)	11.2 (15)	76.1 (102)	
栄養バランスのよい食事を心がけている	自炊している	7.8 (6)	31.2 (24)	39.0 (30)	22.1 (17)	0.734
	作ってもらっている	6.7 (9)	25.4 (34)	46.3 (62)	21.6 (29)	
自分の一日のエネルギー必要量をおよそ把握している	自炊している	38.8 (26)	37.7 (29)	24.7 (19)	3.9 (3)	0.297
	作ってもらっている	44.8 (60)	32.1 (43)	17.2 (23)	6.0 (8)	
自分の一日の栄養素必要量をおよそ把握している	自炊している	35.1 (27)	35.1 (27)	23.4 (18)	6.5 (5)	0.081
	作ってもらっている	48.5 (65)	35.1 (47)	14.2 (19)	2.2 (3)	
パフォーマンス向上のために栄養摂取を意識している	自炊している	19.5 (31)	24.7 (39)	44.2 (35)	11.7 (13)	0.382
	作ってもらっている	20.9 (12)	33.6 (25)	32.8 (43)	12.7 (13)	

検定で有意差の得られたものは朝食に関する項目で、朝食を毎日食べるかという質問に、そう思わないと答えたものは自炊しているもの 6.5%、作ってもらっているもの 6.0% とほとんど違いはなかったが、ややそう思わないと答えたものは、自炊しているもの 29.9%、作ってもらっている者 29.9% と大きく差があった。

表 6 は、自炊の有無によって摂取頻度がどのように違うのか示したものである。食事を作って

表 6 大学女子ソフトボール選手の自炊の有無と食品摂取頻度

(自炊している n=77, 食事を作ってもらっている n=134)

自炊の有無		週に1回以下 % (n)	週に数回 % (n)	毎日1回 % (n)	1日3回 % (n)	$\chi^2$	p
穀類	自炊している	3.9(4)	0.0(0)	42.9(33)	53.2(41)	4.514	0.105
	作ってもらっている	3.0(4)	0.0(0)	29.1(39)	67.9(91)		
揚げ物	自炊している	39.0(30)	57.1(44)	3.9(3)	0.0(0)	8.696	0.034**
	作ってもらっている	23.9(32)	62.7(84)	11.9(16)	1.5(2)		
野菜サラダ	自炊している	3.9(3)	48.1(37)	41.6(32)	6.5(5)	13.730	0.003**
	作ってもらっている	0.7(1)	27.6(37)	56.0(75)	15.7(21)		
野菜の煮物	自炊している	44.2(34)	44.2(34)	7.8(6)	3.9(3)	23.780	0.000**
	作ってもらっている	15.7(21)	64.2(86)	18.7(25)	1.5(2)		
乳製品	自炊している	5.2(4)	46.8(36)	39.0(30)	9.1(7)	23.780	0.231
	作ってもらっている	6.0(8)	40.3(54)	50.0(67)	3.7(5)		
肉や魚	自炊している	3.9(3)	44.2(34)	49.4(38)	2.6(2)	11.473	0.009**
	作ってもらっている	0.7(1)	64.3(46)	49.3(66)	15.7(21)		
卵	自炊している	7.8(6)	53.2(41)	35.1(27)	3.9(3)	10.831	0.013*
	作ってもらっている	1.5(2)	40.3(54)	54.3(73)	3.7(5)		
果物	自炊している	36.4(28)	50.6(39)	13.0(10)	0.0(0)	17.020	0.001**
	作ってもらっている	13.4(18)	60.4(81)	24.6(33)	1.5(2)		

表 7 大学女子ソフトボール選手の自炊の有無と生活習慣の関連

(自炊している n=77, 食事を作ってもらっている n=134)

自炊の有無	そう 思わない	ややそう 思わない	やや そう思う	そう思う	p	
	% (n)	% (n)	% (n)	% (n)		
いつも眠く感じる	自炊している	13.0(10)	20.8(16)	49.4(38)	16.9(13)	0.488
	作ってもらっている	8.2(11)	17.2(23)	51.5(69)	23.1(31)	
貧血がおこる	自炊している	64.9(50)	16.9(13)	15.6(12)	2.6(2)	0.545
	作ってもらっている	55.2(74)	19.4(26)	20.9(28)	4.5(6)	
生理が不順である	自炊している	42.9(33)	18.2(14)	19.5(15)	19.5(15)	0.641
	作ってもらっている	47.8(64)	16.4(22)	22.4(30)	13.4(18)	
便秘がある	自炊している	51.9(40)	26.0(20)	9.1(7)	13.0(10)	0.384
	作ってもらっている	47.0(63)	23.9(32)	17.9(24)	11.2(15)	
ストレスを感じる	自炊している	11.7(9)	31.2(24)	45.5(35)	11.7(9)	0.434
	作ってもらっている	9.0(12)	38.1(51)	36.6(49)	16.4(22)	
いつも疲れている	自炊している	6.5(5)	41.6(32)	40.3(31)	11.7(9)	0.181
	作ってもらっている	8.2(11)	26.9(36)	49.3(66)	15.7(21)	
規則正しい生活をしている	自炊している	18.2(14)	45.5(35)	26.0(20)	10.4(8)	0.115
	作ってもらっている	13.4(18)	33.6(45)	33.6(45)	19.4(26)	

もらっている群では、揚げ物、野菜サラダ、野菜の煮物、肉や魚、卵、果物が有意に高く、バラエティのある食事を摂っていることが予想される。一方、自炊している群では食品の種類が少ないことが予想される。西尾ら<sup>23)</sup>は、自炊生のビタミンやミネラル不足を指摘しており、今回の被験者も同様である。穀類や乳製品は比較的簡単に摂取できることから、自炊群でも有意差はみられなかった。表7には自炊の有無と生活習慣について示した。自炊の有無と生活習慣の関連はみられなかった。

#### (7) 練習時間と食習慣、食品摂取頻度、生活習慣の関連

被験者の1日の平均練習時間は3.7時間であったが、中央値は3時間であり、1時間から8時間までのばらつきがあった。ヒストグラムにより分散を検討した結果、平均値より下の群と平均

表8 大学女子ソフトボール選手の練習時間と食習慣

(練習時間 平均以上 n=118, 平均未満 n=93)

	練習時間	そう 思わない	ややそう 思わない	やや そう思う	そう思う	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
朝食を毎日食べる	平均以上	8.5(10)	16.1(19)	18.6(22)	56.8(67)	0.089
	平均以下	3.2(3)	14.0(13)	10.8(10)	72.0(67)	
栄養バランスのよい食事を 心がけている	平均以上	7.6(9)	33.9(40)	39.8(47)	18.6(22)	0.102
	平均以下	6.5(6)	19.4(18)	48.4(45)	25.8(24)	
自分の一日のエネルギー必 要量をおよそ把握している	平均以上	50.8(60)	31.4(37)	13.6(16)	4.2(5)	0.004**
	平均以下	28.0(26)	37.6(35)	28.0(26)	6.5(6)	
自分の一日の栄養素必要量 をおよそ把握している	平均以上	50.8(60)	32.2(38)	12.7(15)	4.2(5)	0.056
	平均以下	34.4(26)	38.7(35)	23.7(26)	3.2(6)	
パフォーマンス向上のため に栄養摂取を意識している	平均以上	26.3(31)	33.1(39)	29.7(35)	11.0(13)	0.024**
	平均以下	12.9(12)	26.9(25)	46.2(43)	14.0(13)	

表9 大学女子ソフトボール選手の練習時間と食品摂取頻度

(練習時間 平均以上 n=118, 平均未満 n=93)

	練習時間別	週に1回以下	週に数回	毎日1回	1日3回	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
穀類	平均以上	0.0(0)	4.3(4)	26.9(25)	68.8(64)	0.130
	平均以下	0.0(0)	2.5(3)	39.8(47)	57.6(67)	
揚げ物	平均以上	24.7(23)	60.2(56)	14.0(13)	1.1(1)	0.120
	平均以下	33.1(39)	61.0(72)	5.1(6)	0.8(1)	
野菜サラダ	平均以上	0.0(0)	29.0(27)	53.8(50)	17.2(16)	0.038*
	平均以下	3.4(4)	39.8(47)	48.3(57)	8.5(10)	
野菜の煮物	平均以上	20.4(19)	60.2(56)	16.1(15)	3.2(3)	0.376
	平均以下	30.5(36)	54.2(64)	13.5(16)	1.7(2)	
乳製品	平均以上	3.2(3)	41.9(39)	48.4(45)	6.5(6)	0.537
	平均以下	7.6(9)	43.2(51)	44.1(52)	5.1(6)	
肉や魚	平均以上	1.1(1)	39.8(37)	43.0(40)	16.1(15)	0.100
	平均以下	2.5(3)	36.4(43)	54.2(64)	6.8(8)	
卵	平均以上	4.3(4)	43.0(40)	49.5(46)	3.2(3)	0.907
	平均以下	3.4(4)	46.6(55)	45.8(54)	4.2(5)	
果物	平均以上	18.3(17)	51.6(48)	29.0(27)	1.1(1)	0.048*
	平均以下	24.6(29)	61.0(72)	13.6(16)	0.8(1)	

表 10 大学女子ソフトボール選手の練習時間と生活習慣

(練習時間 平均以上 n=118, 平均未満 n=93)

	練習時間	そう 思わない	ややそう 思わない	やや そう思う	そう思う	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
いつも眠く感じる	平均以上	17.5(11)	33.3(21)	73.0(46)	23.8(15)	0.064
	平均以下	8.5(10)	15.3(18)	51.7(61)	24.6(29)	
貧血がおこる	平均以上	73.0(46)	31.7(20)	34.9(22)	7.9(5)	0.015*
	平均以下	66.1(78)	16.1(19)	15.3(18)	2.5(3)	
生理が不順である	平均以上	58.7(37)	30.2(19)	39.7(25)	19.0(12)	0.128
	平均以下	50.8(60)	14.4(17)	16.9(20)	17.8(21)	
便秘がある	平均以上	76.2(48)	28.6(18)	19.0(12)	23.8(15)	0.165
	平均以下	46.6(55)	28.8(34)	16.1(19)	8.5(10)	
ストレスを感じる	平均以上	11.1(7)	42.9(27)	63.5(40)	30.2(19)	0.068
	平均以下	11.9(14)	40.7(48)	37.3(44)	10.2(12)	
いつも疲れている	平均以上	9.5(6)	34.9(22)	79.4(50)	23.8(15)	0.082
	平均以下	8.5(10)	39.0(46)	39.8(47)	12.7(15)	
規則正しい生活をしている	平均以上	17.5(11)	44.4(28)	52.4(33)	33.3(21)	0.025*
	平均以下	17.8(21)	44.1(52)	27.1(32)	11.0(13)	

値より上の群に分け、食習慣と食品摂取頻度に関してクロス集計を行った。

表 8 に示した通り、食習慣の項目で有意差のあったものは「自分の 1 日のエネルギー必要量を知っている」、「パフォーマンス向上のために栄養摂取を意識している」という項目であった。練習時間が多いものは、意識も高く、栄養摂取を心掛けようという意識がある。しかしそれはエネルギー摂取量にとどまり、栄養素摂取量までは至らないようである。表 9 には練習時間の違いによる食品摂取頻度を示した。有意差のあるものは、野菜サラダ、果物の摂取頻度であり、食事を作ってもらえる環境にある選手は定期的に、食物繊維やビタミン、ミネラルの給原となる食品を摂取していた。生活習慣の項目に関しては、表 10 の通りである。練習時間の多いものは、規則正しい生活をしていると答えており、意識の高さがこの項目でもみられるが、貧血がおこりやすいという回答が多いのは、深刻な問題である。生理が不順であると答えた学生も、有意差はないものの、若干練習時間の多い群が高いことから、その危険性を自覚してもらえるような指導も必要であろう。

#### (8) 睡眠時間と食習慣、食品摂取頻度、生活習慣の関連

本被験者集団の睡眠時間の平均は 6.9 時間 ± 1.4、最小値 3 時間、最大値 10.3 時間であり、全国の大学生の平均睡眠時間、6.7 時間<sup>16)</sup>とほぼ同様の値であった。睡眠時間と食習慣や生活習慣は関連が深く、睡眠に関する問題を抱える大学生は、食生活に対する意識も低く、生活習慣においても良好な状態ではなく<sup>24)</sup>、不規則な食事をしているもの、起床時間の不規則なものは精神的健康度が低いとの報告<sup>25)</sup>もある。そこで、本集団の睡眠時間で平均より上の群 (n=134) と下の群 (n=70) に分け、食習慣、食品摂取頻度、生活習慣のそれぞれの項目について、クロス集計をした結果が表 11、表 12、表 13 である。



表 11 大学女子ソフトボール選手の睡眠時間と食習慣

(睡眠時間 平均以上 n=134, 平均未満 n=70)

	睡眠時間	そう 思わない	ややそう 思わない	やや そう思う	そう思う	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
朝食を毎日食べる	平均以上	3.7(5)	19.4(26)	17.9(24)	59.0(79)	0.012*
	平均以下	10.4(0)	7.8(6)	10.4(8)	71.4(56)	
栄養バランスのよい食事を 心がけている	平均以上	5.2(7)	28.4(38)	49.8(64)	18.7(26)	0.168
	平均以下	10.4(8)	26.0(20)	36.4(28)	27.3(21)	
自分の一日のエネルギー必 要量をおよそ把握している	平均以上	38.1(51)	38.8(52)	20.1(27)	3.0(4)	0.089
	平均以下	45.5(35)	26.0(20)	19.5(15)	9.1(7)	
自分の一日の栄養素必要量 をおよそ把握している	平均以上	41.8(56)	36.6(49)	17.9(24)	3.7(5)	0.909
	平均以下	46.8(36)	32.5(25)	16.9(13)	3.9(3)	
パフォーマンス向上のため に栄養摂取を意識している	平均以上	18.7(25)	27.6(37)	41.0(55)	12.7(17)	0.373
	平均以下	23.4(18)	35.1(27)	29.9(23)	11.7(9)	

表 12 大学女子ソフトボール選手の睡眠時間と食品摂取頻度

(睡眠時間 平均以上 n=134, 平均未満 n=70)

	睡眠時間	週に1回以下	週に数回	毎日1回	1日3回	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
穀類	平均以上	0.0(0)	2.2(3)	39.6(53)	58.2(78)	0.062
	平均以下	0.0(0)	5.2(4)	24.7(19)	70.1(54)	
揚げ物	平均以上	27.6(37)	63.4(85)	8.2(11)	0.7(1)	0.736
	平均以下	32.5(25)	55.8(43)	10.4(8)	1.4(1)	
野菜サラダ	平均以上	2.2(3)	35.1(47)	48.1(70)	10.4(14)	0.695
	平均以下	1.3(1)	35.1(27)	48.1(37)	15.6(12)	
野菜の煮物	平均以上	27.6(37)	54.5(73)	15.7(21)	2.2(3)	0.808
	平均以下	23.3(18)	61.0(47)	13.0(10)	2.6(2)	
乳製品	平均以上	5.2(7)	42.5(57)	47.0(63)	5.2(7)	0.947
	平均以下	6.5(5)	42.9(33)	44.2(34)	6.5(5)	
肉や魚	平均以上	2.2(3)	38.8(52)	50.7(68)	8.2(11)	0.407
	平均以下	1.3(1)	36.4(28)	46.8(36)	15.6(12)	
卵	平均以上	5.2(7)	50.7(68)	55.0(55)	4.0(4)	0.038*
	平均以下	1.3(1)	35.1(27)	58.4(45)	5.2(4)	
果物	平均以上	22.4(30)	63.4(85)	14.2(19)	0.0(0)	0.004**
	平均以下	20.8(16)	45.5(35)	31.2(24)	2.6(2)	

被験者のうち睡眠時間と食習慣の関連は、有意差のあった項目は朝食のみであった。平均時間の少ない群は朝食を毎日食べている者が多いことより、時間が無いという理由より、準備されたら食べるといった受動的な状況であるとも考えられる。また、睡眠時間の少ないものは、卵や果物の摂取頻度が有意に高い傾向にある。食事を作ってもらっているものは、食品の摂取頻度が自炊しているものより少ないことから、睡眠時間と住居形態、食品摂取頻度との関連を今後検討すべきであろう。生活習慣については、睡眠時間の少ないものは有意にいつも眠く感じており、いつも疲れていると感じていた。とくに「いつも疲れている」という項目に、そう思うと答えたものが26%となっており、深刻な状況である。またストレスを感じている、便秘しているという

表 13 大学女子ソフトボール選手の睡眠時間と生活習慣

(睡眠時間 平均以上 n = 134, 平均未満 n = 70)

	睡眠時間	そう 思わない	やや 思わない	やや そう思う	そう思う	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
いつも眠く感じる	平均以上	11.9(16)	23.9(32)	52.2(70)	11.9(16)	0.000*
	平均以下	6.5(5)	9.1(7)	48.1(37)	36.4(28)	
貧血がおこる	平均以上	59.7(80)	17.2(23)	20.1(27)	3.0(4)	0.728
	平均以下	57.1(44)	20.8(16)	16.9(27)	5.2(4)	
生理が不順である	平均以上	39.6(53)	18.7(2)	24.4(34)	16.4(22)	0.079
	平均以下	57.1(44)	14.3(11)	14.3(11)	14.3(11)	
便秘がある	平均以上	51.5(69)	28.4(38)	12.7(17)	7.5(10)	0.023*
	平均以下	44.2(34)	18.2(14)	18.2(14)	19.5(15)	
ストレスを感じる	平均以上	10.4(14)	29.6(15)	41.0(5)	9.0(12)	0.018*
	平均以下	9.1(7)	28.6(22)	37.7(29)	24.7(19)	
いつも疲れている	平均以上	6.7(9)	36.6(49)	49.3(66)	7.5(10)	0.002**
	平均以下	9.1(7)	24.7(19)	40.3(31)	26.0(20)	
規則正しい生活をしている	平均以上	13.4(18)	35.1(47)	36.6(49)	14.9(20)	0.122
	平均以下	18.2(14)	42.9(33)	20.8(16)	18.2(14)	

項目にも有意差がみられている。坂本<sup>26)</sup>は、睡眠時間とその質がストレス対処力と対応していることから、睡眠に関する教育の必要性を述べている。今回の調査でも、睡眠時間が食事のバランスだけでなく、同時に体調にも大きく関わっていることが改めて明らかとなった。ソフトボールはチームスポーツで、選手の心理的な状態も勝敗にかかわることから、睡眠に関する教育や支援が必要であろうと思われる。

(9) 栄養指導者の有無と食習慣、食品摂取頻度、生活習慣の関連

表 14、表 15、表 16 に示したものは栄養サポートの有無による各項目の結果である。今回の質問項目では、栄養や食事のことを相談できる人がいるかないかという質問形式だったので、こ

表 14 大学女子ソフトボール栄養サポートの有無と食習慣

(栄養指導者有 n = 84, 栄養指導者無 n = 127)

	栄養指導者の有無	そう 思わない	ややそう 思わない	やや そう思う	そう思う	p
		% (n)	% (n)	% (n)	% (n)	
朝食を毎日食べる	有	3.6(3)	13.1(11)	13.1(11)	70.2(59)	0.347
	無	7.9(10)	16.5(21)	16.5(21)	59.1(75)	
栄養バランスのよい食事を心がけている	有	2.4(2)	22.6(19)	47.6(40)	27.4(23)	0.044*
	無	10.2(13)	30.7(39)	40.9(52)	18.1(23)	
自分の一日のエネルギー必要量をおよそ把握している	有	33.3(28)	35.7(30)	23.8(20)	7.1(6)	0.255
	無	45.7(58)	33.1(42)	17.3(22)	3.9(5)	
自分の一日の栄養素必要量をおよそ把握している	有	35.7(30)	38.1(32)	20.2(17)	6.0(5)	0.199
	無	48.8(62)	33.1(42)	15.7(20)	2.4(3)	
パフォーマンス向上のために栄養摂取を意識している	有	10.7(9)	29.8(25)	45.2(38)	14.3(12)	0.024*
	無	26.8(34)	30.7(39)	31.5(40)	11.0(14)	

表 15 大学女子ソフトボール栄養サポートの有無と食品摂取頻度  
(栄養指導者有 n=84, 栄養指導者無 n=127)

	栄養指導者の有無	週に1回以下 % (n)	週に数回 % (n)	毎日1回 % (n)	1日3回 % (n)	$\chi^2$	p
穀類	有	0.0(0)	2.4(2)	25.0(21)	72.6(61)	6.031	0.043*
	無	0.0(0)	3.9(5)	40.2(51)	55.9(71)		
揚げ物	有	21.4(18)	63.0(53)	14.3(12)	1.2(1)	7.551	0.034*
	無	34.6(44)	59.1(75)	5.5(7)	0.8(1)		
野菜サラダ	有	0.0(0)	32.1(27)	53.6(45)	14.3(12)	3.649	0.003**
	無	3.1(4)	37.0(47)	48.8(62)	11.0(14)		
野菜の煮物	有	19.0(16)	60.7(51)	17.9(15)	2.4(2)	3.950	0.000**
	無	30.7(39)	54.3(69)	12.6(16)	2.4(3)		
乳製品	有	3.6(3)	35.7(30)	53.6(45)	7.1(6)	4.948	0.231
	無	7.1(9)	47.2(60)	40.9(52)	4.7(6)		
肉や魚	有	0.0(0)	32.1(27)	54.8(46)	13.1(11)	5.337	0.009**
	無	3.1(4)	41.7(53)	45.7(58)	9.4(12)		
卵	有	4.8(4)	36.9(31)	56.0(47)	2.4(2)	5.279	0.013*
	無	3.1(4)	50.4(64)	41.7(53)	4.7(6)		
果物	有	16.7(14)	53.6(45)	27.4(23)	2.4(2)	8.336	0.001**
	無	25.2(32)	59.1(75)	15.7(20)	0.0(0)		

表 16 大学女子ソフトボール栄養サポートの有無と生活習慣  
(栄養指導者有 n=84, 栄養指導者無 n=127)

	栄養指導者の有無	そう 思わない % (n)	ややそう 思わない % (n)	やや そう思う % (n)	そう思う % (n)	p
いつも眠く感じる	有	9.5(8)	19.0(16)	53.6(45)	17.9(15)	0.839
	無	10.2(13)	18.1(23)	48.8(62)	22.8(29)	
貧血がおこる	有	52.4(44)	20.3(17)	20.2(17)	7.1(6)	0.141
	無	63.0(80)	17.4(22)	18.1(23)	1.6(2)	
生理が不順である	有	50.0(42)	20.2(17)	17.9(15)	11.9(10)	0.341
	無	43.3(55)	15.0(19)	23.6(30)	18.1(23)	
便秘がある	有	7.1(6)	29.8(25)	50.0(42)	13.1(11)	0.098
	無	11.8(15)	39.4(50)	33.1(42)	15.7(20)	
ストレスを感じる	有	7.1(6)	27.4(23)	47.6(40)	17.9(15)	0.487
	無	7.9(10)	35.4(45)	44.9(57)	11.8(15)	
いつも疲れている	有	10.7(9)	34.5(29)	35.7(30)	19.0(16)	0.253
	無	18.1(23)	40.2(51)	27.6(35)	14.2(18)	
規則正しい生活をしている	有	10.7(9)	34.5(29)	35.7(30)	19.0(16)	0.253
	無	18.1(23)	40.2(51)	27.6(35)	14.2(18)	

の栄養サポートとはスポーツ栄養士などの専門家とは限らない。

表 14 のように栄養サポートを受けているものは、「栄養バランスの良い食事を心がけている」、「パフォーマンスのために栄養摂取を意識している」の項目で有意に高く、意識の高さがみられた。また表 15 でわかるように乳製品以外は有意に摂取している。生活習慣については、有意差がみられなかった。アスリートに対する栄養サポートは継続的に行うと効果的であることから、

近年さまざまな試みがなされている。著者<sup>20)</sup>は、高校生テニス部員を対象に、4か月間継続的に計6回の個別食事指導を行った後、6か月後にフォローアップ及び摂取栄養素量の調査を行った。6か月後の調査では指導を始める前の調査と比べ、自分の適正摂取量をほぼとらせることが可能となっていた。また、麻美ら<sup>28)</sup>は、大学生アスリートに対して、チェックツールとしてアスリートのためのバランスチェック表を用い、継続的な指導を行い、食事バランスが改善したと報告している。津吉ら<sup>29)</sup>の行った継続的な栄養サポートでは、球技系アスリートより、陸上競技や格闘技系など、食が直接パフォーマンスに影響する種目の方が効果があると述べているが、今回の調査では、球技系であるソフトボール選手にも栄養サポートの有無で明らかに栄養バランスにおける効果が表れている。

#### 4. ま と め

関西学生ソフトボール女子1部リーグに属している選手を対象に生活習慣、食習慣、食品摂取頻度を調査し、体重制限のない大学女子スポーツ選手の生活習慣や栄養摂取の傾向と問題点を抽出することを目的とした。

被験者集団の平均睡眠時間は6.9時間、平均練習時間は3.67時間、栄養サポートをうけているものが40%、自炊をしているものが36.7%であった。全国レベルの学生も多く、選手として活躍したい意識も大きいと推察され、食習慣について向上しようとする意識が高く、体重制限などのない球技系のアスリート集団ながら、栄養サポートを受ける環境にあるものは、ある程度の実践がともなっていた。しかし、被験者全体でみると、エネルギー摂取は十分であるものの、栄養バランスに関しては、実践の困難さが予想された。先行研究にも栄養指導の効果が一時的なものであり、指導後の実践が継続しない報告が多い<sup>30)</sup>が、継続的な指導をすることで効果をあげている報告もあり、栄養知識の高さは実践を継続させる一要因となる。簡単に継続性のある指導が望まれる。体調管理については、練習時間の多いグループは、規則正しい生活を心がけており、栄養バランスなど食事摂取などの意識は高いが、体調不調な傾向にあった。特に睡眠時間の少ないものは、体調不良を訴えているものも多く、栄養サポートにとどまらず、総合的に生活習慣の改善がパフォーマンス向上に繋がることを認識させるべきであろう。この調査結果をもとに、チームスポーツにおける選手の生活習慣や食習慣の改善に取り組むことが今後の課題である。

#### 文献

- 1) Nativ et al., American College of Sports Medicine position stand. The female Athlete Triad. *Medicine & Science in Sports & Exercise*, 2007, 39(10), 1867-1882
- 2) Joy E, De Souza MJ, Nattiv A, Misra M, Williams NI, Mallinson RJ, Gibbs JC, Olmsted M, Goolsby M, Matheson G, Barrack M, Burke L, Drinkwater B, Lebrun C, Loucks AB, Mountjoy M, Nichols J, Borgen JS. 2014 female athlete triad coalition consensus statement on treatment and return to play of the female athlete triad. *Curr Sports Med Rep.*, 2014, 13-4, 219-32

- 3) 女性アスリートのためのコンディショニングブック. 日本スポーツ振興センター 国立スポーツ科学センター. 2013, 8-11
- 4) 竹中晃二, 岡浩一郎, 大場ゆかり. 痩身および体重制限を強いられる女子スポーツ選手の摂食行動および月経状態に関する調査研究. 体育学研究, 1999, 44, 241-258
- 5) 戎利光, 竹内寛子, 富久尾典子, 横谷智久, 飛田芳江. 大学生のライフスタイルと血液循環動態及び肥瘦度との関連. 福井大学教育実践研究, 2014, 27-33
- 6) 相澤祐毅, 片岡幸雄, 村松成司. 大学生の生活実態調査からみた体調について -朝食摂取習慣に注目して-. 千葉大学人文社会科学部研究プロジェクト報告書, 2011, 205, 57-71
- 7) 内閣府食育推進室 平成 21 年大学生の食に関する実態・意識調査報告書
- 8) 厚生労働省 平成 24 年国民健康栄養調査
- 9) 宇和川小百合, 塩入輝恵, 関口紀子, 斎藤禮子. 女子大生の食生活状況調査 (第 7 報) 東京家政大学研究紀要, 1988, 28, 63-70
- 10) 池辺晴美. 大学運動部員におけるスポーツ傷害に関する調査 -非接触型スポーツと接触型スポーツの比較-. 太成学院大学紀要, 2012, 12, 1-5
- 11) 小田史朗. 大学生アスリートの睡眠状況について. 北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要創刊号, 2010, 3
- 12) 小田史朗. 大学生アスリートの睡眠と生活習慣に関する研究. 北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要, 2011, 2, 11-18
- 13) 佐々木浩子, 木下教子, 高橋光彦, 志渡晃一. 大学生における睡眠の質と関連する生活習慣と精神的健康. 北翔大学北方圏学術情報センター年報, 2013, 5, 9-16
- 14) 大滝まり子. 短大生の睡眠時間と食生活について. 北海道文教大学研究紀要, 2009, 33, 19-26
- 15) Katagiri R, Asakura K, Kobayashi S, Suga H, Sasaki S. Low Intake of Vegetables, High Intake of Confectionary, and Unhealthy Eating Habits are Associated with Poor Sleep Quality among Middle-aged Female Japanese Workers., 2014, J Occup Health (in press)
- 16) 独立行政法人日本学生支援機構, 平成 24 年度学生生活調査, 2014
- 17) 久松明子. 女子スポーツ選手の身体発育及び健康に関する調査. 中央大学体育研究室体育学研究, 社団法人日本体育学会, 1959, 4-1
- 18) Fukuda K, Ishihara K. Age-related changes of sleep pattern during adolescence Psychiatry Clin Neurosci. 2001, 55-3, 231-232
- 19) 濱中敦子, 広沢正孝. スポーツ系大学生における食行動と主観的健康に関する研究. 順天堂スポーツ健康科学研究, 2010, 2-1 (通巻 55 号), 15-17
- 20) 尾原遼平, 斎藤篤司, 小清水孝子. 競技レベル別にみた大学生アスリートの食事に対する意識. 健康科学, 2011, 33, 47-51
- 21) Spronk I I, Heaney SE, Prvan T, O'Connor HT. Relationship Between General Nutrition Knowledge and Dietary Quality in Elite Athletes. Int J Sport Nutr Exerc Metab. 2014 (in press)
- 22) 長谷川智子, 今田純雄, 川端一光, 坂井信之. 大学生の食態度, 食行動についての基礎的研究 - 食の優先順位 経済的要因の視点から -. 大正大学大学院研究論集, 2010, 34
- 23) 西尾恵理子, 太田成俊, 田中雄二. 大学生の居住形態別からみた食事状況および生活習慣状況調査. 日本食生活学会誌, 2014, 24-4, 271-230
- 24) 佐々木浩子, 木下教子, 高橋光彦, 志渡晃一. 大学生における睡眠の質と関連する生活習慣と精神的健康, 北方圏学術情報センター年報, 2013, 5, 9-15
- 25) 上岡洋晴, 佐藤陽治, 斎藤滋雄, 武藤芳照. 大学生の精神的健康度とライフスタイルとの関連. 学校保健研究, 1998, 40, 425-438
- 26) 坂本玲子. 大学生の睡眠傾向について - 新入生の睡眠調査を通して -. 山梨県立大学人間福祉学部. 2009, 4, 60-98

- 27) 衣笠治子, 岡本智子, 中大路真悠, 上村佳奈, 新井加受子. 食育ソフト「カロリーピッカー」による高校生テニス選手の食事選択能力の改善. 日本教育工学会第25回大会公園論文集, 2009, 783-784
  - 28) 麻美直美, 伊藤慧, 滝澤俊彦. アスリートのための「食生活バランスチェック票-3500 kcal 版-」を用いた食生活サポート. 筑波大学体育科研究紀要, 2010, 11, 59-67
  - 29) 武部礼子, 伊藤昭, 酒井克彦, 木下高志. 学生アスリートのための組織的な食育改善と食環境整備の構築. 大学行政研究, 2008, 3, 93-104
  - 30) 東庸介, 鉄口宗弘, 高橋哲也, 三村寛一. 大学生男子バスケットボール選手の食生活の実態について(第2報) 1年半の空白期を経て. 大阪教育大学紀要第4部門教育科学, 2012, 61-1, 131-136
- 

[きぬがさ はるこ 食品学・環境学]

[あかい くりこ 健康科学]

[たはら あかね 健康学]

[いしかわ まい 健康学]

# ホエール・ウォッチング

——小さな捕鯨の島・ベクウェイ島の厄介な問題——

浜 口 尚

**Abstract:** Since 1987, the harvesting of humpback whales by the Bequians of St. Vincent and the Grenadines has been approved by the International Whaling Commission (IWC) as a form of “aboriginal subsistence whaling.” However, in 2012 a non-profit organization launched an anti-whaling and pro-whale watching campaign. In this paper, I would like to take up issues that have resulted from the whale watching movement, and to offer a perspective on the future of whaling in Bequia.

はじめに

2014年2月のある日、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国（以下、「セント・ヴィンセント国」と表記）ベクウェイ島において、1996年以降2013年までの18年間、自らの捕鯨チームを率いてきた鯨捕りAは、捕鯨ボートを2年前から同島での捕鯨をホエール・ウォッチングに転換する運動を始めた団体、「セント・ヴィンセント国ナショナル・トラスト」（St. Vincent and the Grenadines National Trust）<sup>1)</sup>（以下、「SVGNT」と表記）に売却、捕鯨業から引退した。

過去18年間にザトウクジラ11頭を捕殺し、現存する銚手では最大の捕殺数を誇る人物の決断は、捕鯨の伝統を持つ地域に少なからぬ波紋を引き起こした。1991年以降、ベクウェイ島の捕鯨について彼から多くを学び、また彼と共に捕鯨の航海に出かけた経験のある筆者にとっても、この事態は予期しておらず、驚きであった<sup>2)</sup>。

以下、本稿においては、ベクウェイ島の捕鯨における中核人物であったこの銚手の転身を取り巻く諸状況について報告、考察する。

## 1. ホエール・ウォッチングへの道

ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は、1875–76年頃にアメリカ帆船式捕鯨から捕鯨技術を習得したベクウェイ島民によって創始された（Adams 1971: 60）。このザトウクジラ捕鯨は、1987年に開催された第39回国際捕鯨委員会年次会議において「先住民生存捕鯨」（aboriginal subsistence

whaling)として承認され、3年間の年間捕殺枠3頭が付与された(IWC 1988: 21, 31)。それ以降、バクウェイ島のザトウクジラ捕鯨については、捕殺枠の更新時ごとに捕殺対象や捕鯨方法をめぐって国際捕鯨委員会において議論が繰り返されてきた(浜口 2012: 90-100)。最新の捕殺枠は、2012年7月に開催された第64回国際捕鯨委員会年次会議において承認された「2013年から2018年までの漁期中に24頭を超えてはならない」(IWC 2013: 21, 152)である。

ところが、その第64回国際捕鯨委員会年次会議の場で、SVGNTの理事長を務める人物が他団体「環境認識のための東カリブ海地域連合」(Eastern Caribbean Coalition for Environmental Awareness)を代表して、次のような見解を表明した。すなわち、バクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は、アメリカ帆船式捕鯨から技術を学んで創業された捕鯨であり、現在ではイギリス、フランスからの入植者の子孫によって実施されている。それ故、先住民生存捕鯨ではなく、その捕殺枠は取り消されるべきである<sup>3)</sup>(IWC 2013: 20-21)。SVGNT理事長はバクウェイ島出身で、セント・ヴィンセント国元首相の次女、加えて法律事務所を主宰する弁護士である。そのプレゼンテーションにはそれなりのインパクトがあった。

ちなみにSVGNT理事長の父、元首相が首相在職時の1987年にセント・ヴィンセント国はバクウェイ島のザトウクジラ捕鯨について、国際捕鯨委員会に先住民生存捕鯨としての捕殺枠を要求し、承認されたのであった。また、元首相はバクウェイ島における捕鯨事業創始者の玄孫にあたる(see Mitchell 2006: photo 2, 3, 6; Ward 1995: back cover)。ということは、SVGNT理事長は創業5世代目になる。そういう人物の突然の宗旨替えであった。

SVGNT理事長によれば、彼女が小学生の頃、ザトウクジラが捕殺された時には小学校も休みとなり、彼女もプティ・ネイヴィス島にあった鯨体処理施設に解体見物に出かけ、祝祭を楽しんだ。当時、捕鯨は島全体の文化であった。ところが、鯨体処理施設が2003年にプティ・ネイヴィス島からサンプル・ケイに移設されて以降<sup>4)</sup>、立地場所の狭小さのため、多くの人々が解体見物に出かけることが困難となり、捕鯨は関係者だけの事業となった。捕鯨が島全体の文化でなくなった以上、彼女なりに捕鯨中止を求めてもよい理由が存するのである。

第64回国際捕鯨委員会年次会議以降、そのSVGNT理事長は、バクウェイ島での捕鯨のホエール・ウォッチングへの転換をめざして、早速運動を活発化させていく。

2012年11月、SVGNTは、バクウェイ島で捕鯨が実施されている2地区のうちの一つ、P地区のコミュニティ・センターにおいて、地元住民を対象としてホエール・ウォッチングに関する意見交換会を開催した(現地でも聞いた話では、この意見交換会における地元住民の反応は、SVGNT理事長にとって芳しいものではなかった。総スカンであったと語る人物もいた)。

2013年3月、SVGNTは、バクウェイ島の元鯨捕りB(後述するXが捕鯨ボート所有者兼鉗手を務める捕鯨チームの一員であった)を含むバクウェイ島の住民4人と農水省の役人1人<sup>5)</sup>を、ホエール・ウォッチングを体験させるためにドミニカ共和国へ派遣した。この派遣費用はSVGNTが負担した(この費用負担については、2014年3月に面談したSVGNT理事長本人から確認した)<sup>6)</sup>。Bによれば、同国では3種類のホエール・ウォッチングを体験したほか、ホエー



ル・ウォッチング事業関係者とも面談し、関連情報を収集した。

そして、2013年5月、SVGNTは、3月にドミニカ共和国へ派遣したBと農水省の役人に加えて、当時は現役の捕鯨ボート所有者兼鉬手であったAの3人を、オーストラリア、ブリズベンにおいて国際捕鯨委員会により主催されたホエール・ウォッチング事業者向けのワークショップへの参加を斡旋した。AおよびBに確認したところ、2人とも旅費は一切負担しておらず、旅費については「国際捕鯨委員会が負担した」(A)、「オーストラリア政府か、アメリカ合衆国政府が負担したと思う」(B)との答えであった。本件旅費負担についてSVGNT理事長に尋ねたところ、「旅費は国際捕鯨委員会が負担した」との回答であった。後日、国際捕鯨委員会の下部組織である科学委員会の報告書を読んだところ、このワークショップは「オーストラリア政府およびアメリカ合衆国政府の資金提供を受け、開催された」(IWC 2014: 54)との記載があった。Bの理解が真実に近いのであろう。

本件オーストラリア訪問について、Aは「ワークショップに鉬手として参加するのはまずいので、漁師兼大工として自己紹介しておいた。彼の地ではショッピングを楽しんできた」と自らの決断へのワークショップの影響はなかった旨を筆者に語ってくれた(実際、悪天候のため、現地において予定されていたホエール・ウォッチングは全て中止となった)。この発言からオーストラリア訪問当時、Aは捕鯨業の継続に十分意欲を持っていたとみなしうるが、あるいはホエール・ウォッチング事業について何らかのインスピレーションを得てきたのかもしれない。このオーストラリア訪問がAの捕鯨業からの引退に何らかの影響を与えたとするならば、SVGNT理事長の作戦勝ちである。

## 2. バクウェイ島の捕鯨の現状と鯨捕りAの決断

AがSVGNTに売却した捕鯨ボート*Rescue*(写真1)は、1995年にAと当時健在であった彼の父の2人が建造を始め、翌1996年からAはこの*Rescue*に乗り捕鯨事業に参画、1998年にザトウクジラ2頭の捕殺に成功し、1994年から1997年までの4年間捕殺ゼロに終わり、絶滅の危機に瀕していたバクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を文字どおり救出(rescue)した伝統ある捕鯨ボートであった(浜口1998)。

2012年8月に筆者がAに会った際には、彼はバクウェイ島において捕鯨のホエール・ウォッチングへの転換運動を開始したばかりのSVGNTおよびその理事長について批判的に話していた。それから1年半余りの間に彼に何が起こったのであろうか。

2014年3月にバクウェイ島を訪問した筆者は、Aに何故、捕鯨ボートをSVGNTに売却し、捕鯨業から引退したのかを尋ねた。彼が説明した理由の一つは、バクウェイ島の捕鯨に団結・統制がなくなったことであった。直接的には2013年漁期におけるAの捕鯨チームとXの捕鯨チームとの諍いである。Aが2013年4月13日に同年漁期最後のザトウクジラ1頭を鉬打ちし、仕留めた時、Aの捕鯨ボートが鉬打ち態勢に入っていたにもかかわらず、Yが交替鉬手を務め



写真1 捕鯨ボート *Rescue* (2005年)



写真2 同じザトウクジラ(中央)を狙う銚手 A(右)と銚手 Y(左)(2013年)

る X の捕鯨ボートがかなり接近してきた。セント・ヴィンセント国の捕鯨規則によれば、この状況下では A の捕鯨ボートに銚打ちの優先権がある<sup>8)</sup>。この規則を無視して、X の捕鯨ボートが銚打ち態勢に入りかけたことに A は立腹していた。この海上での出来事を、たまたま陸上から写真に収めた人物がおり(写真2)<sup>9)</sup>、その写真を入手した A は、X に写真を見せて抗議、その結果、2014 年漁期から Y は X の捕鯨チームから独立することになったのである。

結果として、2013 年漁期は両チームが2頭ずつザトウクジラを仕留めた形となっているが、X の捕鯨チームは X が銚手として捕鯨ボートに乗船していない時に、交替銚手の Y が2頭を仕留めている。A によれば、X の捕鯨チームには銚手が2人いるので、他の乗組員は誰の命令を聞くべきかに関して混乱をきたしている。それが、上述のような規則無視が起こることの原因の一つであるとのことであった。この3人の銚手 A、X、Y をめぐる複雑な関係を理解するには、バクウェイ島の捕鯨の歴史を少し遡ってみる必要がある。

1950 年代の終わり頃からバクウェイ島の捕鯨は、銚手アスニール・オリヴィエール(1921-2000 年)によって率いられてきた。彼は 2000 年に 79 歳で死去する直前まで捕鯨ボートに乗り続け、後継者の育成に努めてきた<sup>10)</sup>。A (1955 年生まれ)、X (1950 年生まれ)、Y (1958 年生まれ) の3人もアスニールから捕鯨の手ほどきを受けている。

A は 1991-92 年、アスニールの捕鯨ボート *Why Ask* のタブ・オールズマン、1993 年はボウ・オールズマンを務め<sup>11)</sup>、1996 年に自らの捕鯨ボート *Rescue* の銚手として独立を果している。X は 1996-97 年、*Why Ask* のキャプテン、1998 年はボウ・オールズマンを務め、2000 年に漁船を改装した自らの捕鯨ボート *Perseverance* (写真3) の銚手として独立した。一方、Y は 1996-97 年、A の捕鯨ボート *Rescue* のボウ・オールズマン、1998 年には *Why Ask* の交替銚手を務め、近年は X の捕鯨ボート *Perseverance* の交替銚手を務めていた。そして 2014 年に、自らの捕鯨ボート *Persecution* (写真4) の銚手として独立したのであった。

1997 年 3 月 22 日に筆者が A の捕鯨ボートに乗り、捕鯨航海に同行した際、その日はたまたま Y はカゼで出漁できず、X が代わりにボウ・オールズマンを務めていた(同日、*Why Ask* は



写真3 捕鯨ボート *Perseverance* (2014年)



写真4 捕鯨ボート *Persecution* (2014年)

出漁せず)。翌1998年にAに会った際、Aは筆者に「Yと諍いがあったため、今後は自らの捕鯨ボートにYを乗せない」と語っていた(AとYとの確執は昨日、今日に始まったものではないのである)。同年、アスニールはXを*Why Ask*の交替鉾手に推したが、他のクルーがYを推し、結局Yが交替鉾手を務めたという経緯もある。アスニールの下で3人は鯨捕りとして力をつけ、時には反目しながら、鉾手としての腕を磨いていったのであった。

アスニールの健在時、彼は偉大なる鉾手としてバクウェイ島全体のヒーローであり、彼の下でバクウェイ島の鯨捕りたちには団結・統制があった。アスニール亡き後も2003年から2010年漁期まではAの捕鯨チームとXの捕鯨チームは共同事業を営んでいた。すなわち、どちらの捕鯨チームがザトウクジラを捕殺しても対等にシェアを分配するという形がとられていた<sup>12)</sup>。ところが、2011年漁期から両チームは別個に事業を営むようになった。両チームの関係は協力・協調から、鯨をめぐる競合・競争へと変わったのである。

何故、競合・競争へと変わったのであろうか。Aは2000-10年漁期にザトウクジラを6頭捕殺し、Xは同漁期に7頭捕殺している(表1)。近年、2人の鉾手は大体同程度の力量を持つようになった。Aはバクウェイ島のQ地区に住み、XはP地区に住んでいる。Aが捕殺に成功すれば、彼はQ地区のヒーローであり、Xが捕殺に成功した時には、彼がP地区のヒーローとなる。隣接する狭い2地区に2人のヒーローは共存しにくい。両雄、相並び立たずである。ヒーローの活躍を求める地元の声が、2人に対する無言の圧力となったことは、想像に難くない。それだからこそ、Xは自分が出漁しない時には、自らの捕鯨ボートに交替鉾手のYを乗せ始めたのである。

Aにとって2013年漁期はXの捕鯨チームと鯨をめぐる競合し、2014年漁期からは新たにYの捕鯨チームも加わり、鯨をめぐる競争は一層厳しくなる。鯨捕り間に団結・統制がなくなり、捕鯨に負担(疲労)を感じ始めたAに、SVGNT理事長がそれなりの金額を提示して<sup>13)</sup>、

表1 ベクウェイ島、銚手別ザトウクジラ捕殺数一覧—1991–2013年—

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
A	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	—	2
X	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
Y	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Athneal Ollivierre	—	1	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—
Athneal's adopted son	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	(計)
A	—	—	1	—	—	—	1	1	—	—	2	11
X	1	—	—	1	1	1	—	1	—	1	—	8
Y	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2	4
Athneal Ollivierre	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
Athneal's adopted son	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1

[出典：筆者の調査]

捕鯨ボートの買収を申し入れたのは、彼にとって渡りに船だったのかもしれない。2009年漁期から3男（1987年生まれ）を後継者とすべく、時に代替乗組員として捕鯨に同行させていたAであったが、その3男の反対にもかかわらず、捕鯨ボートを売却したのであった。

### 3. ベクウェイ島の捕鯨の将来

目下のところ、ベクウェイ島の捕鯨をホエール・ウォッチングに転換するという SVGNT の計略は着々と進んでいる。特に、A の捕鯨ボート *Rescue* を購入できたことは大きな成果であった。SVGNT 理事長は、この *Rescue* を過去の遺物とすべく、2013年に開設された「ベクウェイ島ボート博物館」(Bequia Boat Museum) (写真5) に、同ボートの寄付を申し出ている<sup>14)</sup>。これでベクウェイ島において捕鯨が実施されていた2地区 (P地区、Q地区) のうち、Q地区には捕鯨ボートが存在しなくなった。2014年漁期、Xの捕鯨チームからYが独立し、結果として捕鯨チームが2チーム存在している状態に変わりはないが、捕鯨実施地区は狭められた。

また、Aの捕鯨ボート *Rescue* は、ベクウェイ島において伝統的に用いられてきたナンタケット型捕鯨ボートの最後のボートである (写真1)<sup>15)</sup>。これに対してXの捕鯨ボート *Perseverance* は、木造漁船にグラスファイバーを被覆して捕鯨ボートに改装したもの (写真3)、Yの捕鯨ボート *Persecution* も木造漁船に防水繊維シートを被覆して捕鯨ボートに改装したものである (写真4)。XもYも木造漁船に



写真5 ベクウェイ島ボート博物館 (2014年)

表2 ベクウェイ島、捕鯨ボート別ザトウクジラ捕殺数一覧—1991–2013年—

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
<i>Why Ask</i>	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	—
<i>Rescue</i>	—	—	—	—	—	0	0	2	1	1	0	2
<i>Perseverance</i>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	2	0
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	(計)
<i>Why Ask</i>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
<i>Rescue</i>	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2	11
<i>Perseverance</i>	1	0	0	1	1	1	0	2	1	1	2	12

[出典：筆者の調査]

グラスファイバーや防水繊維シートを被覆することにより、捕鯨ボートの耐久性は増加したと語っている。この小さな現代技術の採用が、現在のベクウェイ島の捕鯨は旧来の先住民生存捕鯨とは異なる状況にあるとして、反捕鯨団体に同島の捕鯨を批判する材料の一つを与えることになるかもしれないのである<sup>16)</sup>。

Xの捕鯨チーム(*Perseverance*)は2000–13年漁期に12頭のザトウクジラを捕殺している(表2)。このうち、Xが鉆打ちしたのが8頭、Yが鉆打ちしたのが4頭である(表1)。しかしながら、直近5年に限れば、Yが4頭、Xが2頭とその立場は逆転する(表1)。今後は、1958年生まれでXよりも8歳若いYが、捕鯨事業の中核を担っていくはずである。Yは30歳代の若い世代を捕鯨ボートに乗せ、後継者を育成しようとしている。また、Yに抜けられたXも別の交替鉆手を確保した。この2チームが競い合っていけば、当面ベクウェイ島の捕鯨は安泰であろう。

この2人はホエール・ウォッチングについて、それぞれ次のように語っている。「ホエール・ウォッチングについては特に反対ではない。やりたいのであるならば、やればよい。私たちは捕鯨を行う。ザトウクジラは通過するだけであり、次に現われるのは2、3週間後かもしれない。そんな所にホエール・ウォッチング客が来るのかなあ…」(X)

「P地区では誰もホエール・ウォッチングを支持しない。Bだけである。ホエール・ウォッチングは地元にお金を落とさない。鯨が獲れば、住民は鯨肉を食べられるだけではなく、[解体を見物に行く]ボート、[見物客を運ぶ]タクシー、[鯨が獲れたことを祝うパーティーで用いる飲食物を取り扱う]スーパーなどの間で、お金が循環する」(Y、[ ]内、筆者付記)

この2人からは、捕鯨の文化、伝統を守ろうと肩肘を張っている姿ではなく、淡々と、しかしながら自信を持って捕鯨を続けていこうとする姿を見てとることができた。

これに対して、SVGNT理事長は、「10–15年後にはベクウェイ島から捕鯨は消えているであろう」と中長期的に運動の成功を確信していた。「年間捕殺枠4頭という現在の小規模捕鯨は、ベクウェイ島およびセント・ヴィンセント国にとって大きな問題ではないが、観光業にとっては有害。捕鯨を中止すれば、もっと鯨がやってくる。観光客も」。「捕鯨とホエール・ウォッチングは両立すると考えるが、捕鯨はないほうがもっとよい」。このような発言から、声高に反捕鯨を叫

ぶよりは少しずつホエール・ウォッチングへの流れを作っていこうとする SVGNT 理事長の戦略を読み取ることができる。

また、ホエール・ウォッチングの実施手法について、SVGNT 理事長は「新たに創業するというよりはクルージングなど観光用の船を保有する既存のツアー・オペレーターと協力するのが現実的である」と語り、ホエール・ウォッチング船に新規投資をせずにホエール・ウォッチングを開始する方法を考えている。

さらに、「[元鯨捕りの] A も B もホエール・ウォッチングの最高の語り手である。彼らがホエール・ウォッチング船に乗り、鯨や捕鯨について語ったならば、ホエール・ウォッチング客は、たとえ鯨に出会わなかったとしても、満足するであろう」。「彼らには鳥類についても勉強してもらっている。ホエール・ウォッチング・ツアー時に、海鳥について話ができるようになれば、なおよい」とも語り、定住鯨ではないザトウクジラを対象とするホエール・ウォッチング事業の危機回避対策（鯨に遭遇しなかった場合の対応策）も考えている。なかなかの策士である。

ドミニカ共和国へのホエール・ウォッチング見学ツアーに参加した B は「ホエール・ウォッチングは雇用をもたらす。ドミニカ共和国は現在、ホエール・ウォッチングがブーム。[ホエール・ウォッチングの中心地サマナに向かうのに便利な] 新国際空港もできた。これに対してベクウェイ島の観光は停滞している」と語り、ホエール・ウォッチングによりベクウェイ島の観光開発が進展し、経済的に潤うことに期待を寄せている。

「ドミニカ共和国の公用語はスペイン語ではないのか」という筆者の質問に対して、B は「観光地では英語が通じる。それにホエール・ウォッチングはアメリカ人が運営している事業も多い」と答えてくれた。「それならば、ホエール・ウォッチングによる収益はアメリカ人に持っていかれるのでは…」と質問しようと思ったが、B のロマンを壊したくないので差し控えた。ベクウェイ島においてホエール・ウォッチング事業が実施されるようになったとしても、島外への経済的漏出を防ぐ仕組みが必要であろう。ロマンだけでは地元で金が落ちない<sup>17)</sup>。

一方、A は筆者に対して「誰かがホエール・ウォッチング船を提供し、船長をやれというのであれば、船長兼レポーターをやるかもしれない」と半分冗談、半分本気で語ってくれた。あるいはホエール・ウォッチングに新たなビジネス・チャンスを見出したのかもしれない。20年以上、A とつき合ってきた筆者にとって、彼の捕鯨業からの引退は正直、衝撃であった。筆者にとって、彼の転身を理解するにはもう少し時間が必要なのかもしれない。

## お わ り に

1991 年からベクウェイ島において捕鯨文化の調査を始めた筆者もそろそろ還暦が近くなった。「10-15 年後にはベクウェイ島から捕鯨は消えているであろう」とする SVGNT 理事長の予言の結末をこの目で見てみたい気もするが、それは体力的に少々きついかもかもしれない。当面の課題は、来年（2015 年）の還暦には現地を訪れ、ホエール・ウォッチング事業が始まっているか否

か、A と B がホエール・ウォッチング事業に参画しているか否か、についてこの目で確かめ、本稿の続編を書くことである。まだまだやるべき仕事は残されている。

#### 付記

本稿の一部は日本セトロジー研究会第 25 回大会（2014 年 5 月 25 日、愛媛大学）において口頭発表したものである。当日貴重なコメントを提供して下さった参加者の方々に記して謝意を表します。また、本研究は平成 25 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金・基盤研究（C）課題番号 25370957「現代社会における先住民生存捕鯨の社会文化的意義」（研究代表者・浜口尚）の助成を受けています。

#### 注

- 1) セント・ヴィンセント国ナショナル・トラストは、1969 年 10 月 25 日に施行された『セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ナショナル・トラスト法』（*Saint Vincent and the Grenadines National Trust Act*）（以下、『ナショナル・トラスト法』と表記）の規定に基づいて設立された非営利団体である。
- 2) 筆者は、1991 年から 2014 年にかけて、ベクウェイ島およびセント・ヴィンセント島において、捕鯨文化関連の現地調査を計 12 回、約 3 か月半、実施した。
- 3) アメリカの反捕鯨団体「動物福祉協会」（Animal Welfare Institute）は、第 64 回国際捕鯨委員会年次会議を間近に控えた 2012 年 6 月、ベクウェイ島の先住民生存捕鯨の継続に反対する報告書（AWI 2012）を発表している。SVGNT 理事長の年次会議における反捕鯨プレゼンテーションは、同報告書に依拠したものである（“Whaling in Bequia: Not ‘Aboriginal’…Learned from Yankees.” 〈<http://iwcblogger.wordpress.com/2012/07/04/whaling-in-bequia-not-aboriginal-learned-from-yankees/>〉 Accessed September 2, 2012）。
- 4) 2002 年まで捕殺されたザトウクジラの解体処理は、ベクウェイ島から船で 10 分程度の距離にあるプティ・ネイヴィス島の鯨体処理施設で行われていた。この施設および敷地は、銚手アスニール・オリヴィエールほか兄弟（およびその相続人が）が共有していたが、アスニールの死後、土地の相続問題がこじれ、2003 年以降プティ・ネイヴィス島の鯨体処理施設の使用は不可能となった。このため、捕鯨関係者は、ベクウェイ島から船で 2 分程度の小島サンプル・ケイ（国有地）に、日本から「草の根無償資金協力」を得て、新たに鯨体処理施設を建築した（浜口 2013: 263-271）。
- 5) この農水省の役人とは、「農業・水産業と観光業との結びつきを促進することをめざして、農水省内に新たに設置された特別な部門の長」である（“Bequia delegation on whale watching mission to Dominican Republic.” *Searchlight*, March 15, 2013. 〈<http://searchlight.vc/Bequia-delegation-on-whale-watching-mission-to-dominican-republic-p43564-82.htm>〉 Accessed April 19, 2013）。その職務から、ホエール・ウォッチング事業を担当していると考えられる。
- 6) SVGNT の資金源については、同団体のホームページに次のような記述がある。「SVGNT は、この海洋資源 [北大西洋ザトウクジラ] の非致命的利用を促進するプロジェクトを展開しています。おおよそ 2 万 8500 米ドルと見積もられているこのプロジェクトは、SVGNT の成員と協力者たち (friends) によって資金提供がなされています。このプロジェクトは、ベクウェイ島の捕鯨コミュニティと協力して、ホエール・ウォッチングが経済的に見込みのある代替生計手段であることの立証をめざしています」 (“The National Trust’s Plan to Save SVG’s Humpback Whales.” 〈<http://svgnationaltrust.moonfruit.com/#/humpback-whales/4568202208>〉 Accessed November 13, 2013) [下線筆者]。この資金提供を行っている協力者たちについて調べるのが、今後の課題である。
- 7) International Whaling Commission and its Working Group on Whale Watching, “Whale Watch Operators Workshop” (May 24–25, 2013, Brisbane, Australia).
- 8) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国『先住民生存捕鯨規則 2003』(*Aboriginal Subsistence*

- Whaling Regulations, 2003*) 第7条第1項において、「もし1頭の鯨が、海岸あるいは海上の2捕鯨チーム、もしくはそれ以上の捕鯨チームによって発見され、それらの捕鯨チームが追跡を始めたならば、最初に鯨から最短距離に近づいた捕鯨ボートに鉾打ちの優先権がある」と規定されている。
- 9) 写真2は、Aが入手した写真を、筆者がA宅において複写したものである。
  - 10) 筆者は以前、偉大なる鉾手アスニール・オリヴィエールを追悼する論文を書いたことがある (see Hamaguchi 2001)。
  - 11) ベクウェイ島の捕鯨ボートには通常、6人が乗り組む。先頭から順番に「鉾手」「ボウオールズ・マン」「ミッドシップ・マン」「タブ・オールズマン」「リーディングオールズ・マン」「キャプテン」である。鉾手は捕鯨のリーダーであり、鯨の捕殺に関して絶対的な権限を有している。キャプテンはボートの操船に関する全責任を担っている。一方、ボウオールズ・マンは見習い鉾手に相当し、鉾手の背後で彼の指示を受けながら、鉾打ちの技術を学ぶ。各人の役割の詳細については、浜口(2013: 254-256)を参照のこと。
  - 12) ベクウェイ島の捕鯨においては、捕殺されたザトウクジラの肉、脂皮などの鯨産物は、伝統的にシェア・システムによって分配がなされてきた。2001年以降は、捕鯨ボートの所有者に2シェア、捕鯨ボートの乗組員に1シェアという形で鯨産物の分配がなされている (浜口 2013: 260)。
  - 13) 筆者は、Aから捕鯨ボートをSVGNTに売却したこと、およびSVGNT理事長から捕鯨ボートをAから購入したことを直接確認したが、その金額については聞いていない。将来、SVGNTの決算書を読めば、その金額がわかるかもしれない。『ナショナル・トラスト法』第11条において、「本トラストを代表して受領、支出した金銭の完全かつ適切な決算書を作成し、毎年適切な時期に決算書を会計検査官に提出することが理事会の義務である」と年1回の決算書の提出義務が規定されている。
  - 14) ベクウェイ島ボート博物館を管理運営する「ベクウェイ島遺産財団」(Bequia Heritage Foundation)の理事長によれば、ある日突然、SVGNT理事長から同氏に電話で「SVGNTが、捕鯨ボート *Rescue* を購入したので、博物館に寄付したい」との申し出があった。SVGNT理事長自身もベクウェイ島遺産財団の理事ではあるが、*Rescue* の受け入れなどについて、理事会において議論したことは一度もなかった。今後、*Rescue* の受け入れの是非について、理事会で話し合われることになるが、SVGNT理事長の母が同財団の理事・事務局長であることに加えて、同理事長は他の理事にも影響力を持っているので、*Rescue* の寄付の申し出を拒否することはできないであろうとのことであった。
  - 15) 「ナンタケット」(Nantucket)とは、アメリカ合衆国マサチューセッツ州の沖合に位置する島の名前である。かつてナンタケット島は、アメリカ帆船式捕鯨の中心地であった (森田 1994: 57)。ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は、アメリカ帆船式捕鯨から捕鯨技術を習得した島民により創始された。捕鯨ボートについてもナンタケット型捕鯨ボートを模して製作された (Adams 1971: 60, 63)。
  - 16) 例えば、アメリカの反捕鯨団体、動物福祉協会はベクウェイ島の捕鯨における高速モーターボートの使用を、先住民生存捕鯨から逸脱するものとして批判している (AWI 2012: 6)。
  - 17) SVGNT理事長の姉(長女)と母は、ベクウェイ島において別個にホテル・レストラン事業を営んでいる。ベクウェイ島でホエール・ウォッチングが盛んになり、観光客が増加すれば、ホテル・レストラン事業を営む彼女の一族は潤うであろう。

## 文献

Adams, John Edward

1971 Historical Geography of Whaling in Bequia Island, West Indies. *Caribbean Studies* 11(3): 55-74.

Animal Welfare Institute (AWI)

2012 *Humpback Whaling in Bequia, St Vincent and the Grenadines: the IWC's Failed Responsibility*. 19 pp.

〈<http://awionline.org/sites/default/files/uploads/documents/SVGReport072012.pdf>〉 Accessed September 12, 2012.



浜口 尚

- 1998 「絶滅の危機を救った捕鯨ボート『レスキュー』-カリブ海ベクウェイ島の捕鯨の現在-」『鯨研通信』400: 12-20.
- 2012 「カリブ海・ベクウェイ島における先住民生存捕鯨」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』東京：成山堂書店、83-101頁。
- 2013 『先住民生存捕鯨再考-国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に-』博士学位請求論文、総合研究大学院大学、389頁。

Hamaguchi, Hisashi

- 2001 Bequia Whaling Revisited: To the Memory of the Late Mr. Athneal Ollivierre. *Sonoda Journal* 36: 41-57.

International Whaling Commission (IWC)

- 1988 Chairman's Report of the Thirty-Ninth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 38: 10-31.
- 2013 Chair's Report of the 64<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2012*: 7-152.
- 2014 Report of the Scientific Committee. *Journal of Cetacean Research and Management* 15 (Suppl.): 1-76.

Mitchell, James

- 2006 *Beyond the Islands: An Autobiography*. Cambridge: Macmillan.

森田勝昭

- 1994 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋：名古屋大学出版会。

Ward, Nathalie F. R.

- 1995 *Blows, Mon, Blow!: A History of Bequia Whaling*. Woods Hole, MA: Gecko Productions.

---

[はまぐち ひさし 文化人類学]

# 英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学

——ギデンズ、エスピン-アンデルセンらの社会哲学を中心に——

田 邊 泰 美

労働党（ブレア）政権では、復帰直後の二年間は財政規律が重視され、財政支出は厳しく抑えられた。しかし2000年に入ると教育、医療、社会保障に関する財政支出は増大し、とりわけ子どもに関連する予算の増額は目を見張るものがあった。このような子どもに関連する予算の増額には様々な理由が考えられるが、その一つをギデンズ、エスピン-アンデルセンらの社会哲学の中に見出そうとするのが本論の目的である。

とりわけ、ギデンズは労働党のブレーンとしてブレア政権に与えた影響は小さくない。ギデンズの著書『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（『第三の道』と略す）<sup>1)</sup>を読めば、ブレアがギデンズの影響を強く受けていたことが分かる。しかしながら『第三の道』には子どもをターゲットにした社会投資の重要性が訴えられているわけではなく、ましてやそのような政策が提示されているわけでもない。何がギデンズの社会哲学に変化をもたらしたのか。

EUでは2000年にリスボン会議が開催され、グローバル市場経済に対応できる新たな福祉国家の近未来像が議論された。財政均衡（健全な財政）、所得均衡（社会的格差の縮小）、高い雇用率をいかに同時達成することができるのかという難問への挑戦である。その回答の一つとしてエスピン-アンデルセンらの研究グループは、子どもとりわけ就学前の乳幼児期をターゲットにした積極的な社会投資の必要性を訴えた。すなわち子ども中心社会投資である。このような提言はギデンズの社会哲学に新たな視点をもたらした。ギデンズはエスピン-アンデルセンらの提言を高く評価し、ブレア政権二期の政策に反映されるよう進言することになる。

ギデンズの子どもの中心社会投資に関する高い評価は、けっして唐突なものではない。彼の社会哲学には、精神分析理論から導入された存在論的安心という概念がある。存在論的安心の源泉は乳幼児期の適切な養育環境のもとで培われた基本的信頼であり、それが自己アイデンティティを支える基盤を形成しているという。このようなギデンズ存在論的安心に関する理解は、心に留めておく必要があるだろう。

先ず一章では、新たな社会民主主義のモデルとされるギデンズ社会哲学を俯瞰する。とくに、自己アイデンティティを確かなものとするために必要とされる存在論的安心と社会共同性への関与を中心に考察する。続いて二章では、子ども中心社会投資が表舞台に現れてきた背景と経緯を、エスピン-アンデルセンやギデンズらの社会哲学と関連づけながら検討する。

## 1. ギデンズの社会哲学

### 〔1〕 自己とは何か：自己アイデンティティ

#### (1) 自己の再帰的モニタリングとアイデンティティ

ギデンズは、個人化が徹底し準拠枠を喪失した流動性の高い社会における個人の特徴を再帰性という言葉で表現する。再帰性とは、「自分自身を意識的に対象化し、メタレベルから反省的視点にたつて自己を再構築していく能力」<sup>2)</sup>あるいは「自分自身を振り返る能力」<sup>3)</sup>のことであり<sup>4)</sup>、その振り返りをギデンズは「行為の再帰的モニタリング」と呼ぶ<sup>5)</sup>。したがって、自己アイデンティティとは、ギデンズによれば、「生活史という観点から自分自身によって再帰的に理解された自己<sup>6)</sup>」であり、「行為主体によって再帰的に解釈される継続性」<sup>7)</sup>なる。行為状況を絶えず再帰的にモニタリングし、自らの環境に即した形に再構成していかねばならない<sup>8)</sup>。すなわち、「自分自身で選択し作り出してゆくものであり、常に書き加えられ書き直されてゆく自伝のようなもの」<sup>9)</sup>である。自己アイデンティティが自己物語という形式をとるのは、このような理由からである。準拠枠が揺らぎ規範や価値観が多様化／流動化している社会では、自らの行為そのものが自己アイデンティティの拠り所となり、不安から生活を守るための保護皮膜として個人のアイデンティティが一層重要になる<sup>10)</sup>。

もっとも自己アイデンティティは「自分自身で選択し作り出してゆくもの」であったとしても、他者の承認を必要とする。すなわち、共有知に基づいた行為の再帰的モニタリング（共有知による行為の制御）により最適な結果を生み出すことで、行為者は他者から相応しい能力をもつ存在とみなされ、他者との信頼関係を涵養する基盤が形成される<sup>11)</sup>。ここで留意すべきことは、「共有知に基づいた」とは個人が超個人的な社会共同性に参与していることを意味するが、決して個人に対する社会共同性の優越性を意味するものではない。社会共同性は、個人成立のための条件であるが、同時に個人による相互行為関係が社会共同性にフィードバックされ再生産されたものである<sup>12)</sup>。

#### (2) 存在論的安心

他者から信頼されているという確信は、自らの存在が他者にとって相互行為を営む上で前提になっているという確信、すなわち存在理由の確信を必然的に伴うことになる<sup>13)</sup>。それが行為者の存在論的な安心感（存在論的安心）につながっているのである。存在論的安心とは、「ほとんどの人が、自己のアイデンティティの連続性にたいして、また、行為を取り囲む社会的、物質的環境の安定性にたいしていただく確信」<sup>14)</sup>のことであり、「個人の直接の知覚環境にないものをも含む出来事に対する連続性や秩序の感覚」<sup>15)</sup>である。存在論的安心を基盤とする自己アイデンティティは安定しており、「未来に何が期待されているのかという観点から、様々に想起された自らの過去を利用する」<sup>16)</sup>ことができる。すなわち、「自己は過去から予期される未来へと続く発達の軌跡を形づくる」<sup>17)</sup>ことになり、その軌跡は一貫性を備えている。こうして現在を結末とする物語

の一貫性が未来へと続くことになる。

さらにギデンズは、何が存在論的安心の感覚を作り出すのか、その源泉についての議論を深めてゆく。その源泉は乳幼児期の適切な養育環境のもとで培われた基本的信頼であるという<sup>18)</sup>。基本的信頼とはアメリカの精神分析家エリクソンから引用された概念であり、それは人格に対する信頼に由来している<sup>19)</sup>。乳幼児期の個々の要求に対する親たちの適切な養育が、親に対する信頼すなわち相手の人間の誠実さに対する信頼（人格的信頼性）を育み、それは自分自身が誠実で信頼に足るという存在であるという感情をも育んでゆく<sup>20)</sup>。養育者との間に基本的信頼が確立されていない幼児は、ものごとのや他者の実在性に対する感覚がほとんど発達しない<sup>21)</sup>。そして人格に対する信頼は、何らかのかたちでおそらく終生持続する他者の信頼性に対する欲求を生じさせてゆく<sup>22)</sup>。

こうして培われた「他者に対する信頼」と「自己に対する信頼」は、ゆくゆく一体化され、自分は他の人たちが将来自分になってほしいと要望しているような人間になりたいという意識、すなわち他者の評価と結びついた自己アイデンティティの基盤を形成してゆくことになる<sup>23)</sup>。ギデンズは、自己アイデンティティを支えるものとして、再帰性の外部にある精神分析理論から存在論的安心という概念を導入している<sup>24)</sup>ことに留意を必要とする。自己アイデンティティは、言語の習得以前の、養育者との信頼関係によって培われた存在論的安心を基盤としており、身体にまで及んでいることが明らかにされている<sup>25)</sup>。

### (3) 脆弱な自己アイデンティティ：純粋な関係

自己の再帰的プロジェクト（自己の物語の再帰的組織化によって自己アイデンティティが構成される過程）<sup>26)</sup>は、自己実現と自己統制のためのプログラムであるが<sup>27)</sup>、その内実すなわち自己アイデンティティの物語は本質的に脆弱である<sup>28)</sup>。というのは、自己の再帰的プロジェクトの鍵となるのが「純粋な関係」だからである<sup>29)</sup>。純粋な関係とは、「外的な準拠枠（道徳的基準）を欠いている関係」すなわち「関係そのものが与える満足や見返りに根本的に依拠する関係」（内的準拠的な関係）<sup>30)</sup>のことである。個人化が徹底された社会では、人々はその関係が自らにもたらす満足感に基づいて人間（社会）関係を選択したり構築したりするようになり、そのような満足感もたらされない場合は、自らの意志によって関係性を自由に解消させるようになる<sup>31)</sup>。すなわち、当事者が十分に心理的見返りを得ているかぎりでは維持されるが、そうでない場合は随時に終わらすことが可能な人間（社会）関係である<sup>32)</sup>。純粋な関係は、伝統に縛られない新たな人間（社会）関係を創造することができるが、外的な準拠枠（道徳的基準）を欠いているために、運命決定的な時（重大な結果を伴う決定を下したり、そのような行為を始めなければならない瞬間）<sup>33)</sup>や人生の他の大きな局面においては安心の源泉として脆弱なものである<sup>34)</sup>。

個人化が徹底された社会では、制度やシステムそして対人関係において、一人で向き合わなければならないなくなる。自己アイデンティティが個人生活の中で再帰的に作りあげられるべきものとなったとき、個人が自らの生に対する道徳的な意味づけの機会（道徳的資源）から切り離されているため、「善きこと」や「共同性」に関与しているという感覚から遠ざかることになる。個人

は、自律的な行為主体である一方、根底に人格的無意味性への漠然とした恐れを抱えた不安な存在なのである<sup>35)</sup>。

## 〔2〕社会とは何か：「解放の政治」から「生き方の政治」そして「生成の政治」へ

再帰的自己は自己アイデンティティを確かなものとするために、社会共同性の関与を必要とする。ギデンズは「解放の政治」「生き方の政治」「生成の政治」という三つの政治モデルを提唱し、それぞれにおいて自己と社会の関係を検討している。

### 〔1〕「解放の政治」から「生き方の政治」へ

解放の政治とは、何よりも生活機会を不利にする束縛から個人や集団を解放することを目的とする。すなわち搾取、不平等、抑圧を除去すること、そして正義、平等、参加を普遍的なものにしてゆくことである<sup>36)</sup>。もっとも解放の政治は、搾取、不平等、抑圧から人々の解放を目的としているので、その基本的な方向性は「・・・に向けて」ではなく「・・・から離れて」ということになりやすい。未来に向かって生活を構築する行為者の主体性は明確ではない<sup>37)</sup>。

生き方の政治は、搾取、不平等、抑圧がある程度克服された段階を前提としている。階級としての共同性や地域での紐帯が弱体化し、そこに帰属しているという意識が弱まると、人々が自らの人生を第一に考える生活中心の過程に入っていくことになる<sup>38)</sup>。行為の再帰的モニタリングを働かせ、外的基準に制約されない自ら選択した人生を歩むことになる。解放の政治と生き方の政治を制度やシステムとの関わりという観点で比較すると、解放の政治とは、「抑圧や差別を除去し、社会を構成するすべての人々が自ら利益のために資源や機会を平等に使えることをめざす実践」すなわち「生活機会の政治」であるのに対し、生き方の政治は、「自己の再帰的プロジェクトとして自己アイデンティティに対して意識的になり、生活様式を選択を通じて自己実現と制度の改変を目指す実践」すなわち「生活様式の政治」となる<sup>39)</sup>。生き方の政治では、個人は急速に変化する社会生活の環境に注意を払い、自らの行為状況を絶えず再帰的にモニタリングして、自己アイデンティティの物語をその都度構築し、変更しながら維持しなくてはならない。無理のない一貫性のある仕方で未来の計画と過去の経験を結びつける能力が求められている<sup>40)</sup>。

### 〔2〕「生き方の政治」から「生成の政治」へ

自己実現としての「生き方の政治」における個人は、自己利益の最大化を目的とする「利己的な個人」ではなく「リベラルな個人」であり、ギデンズはそれをデュルケームに倣って「道徳的個人主義」と呼ぶ。自己の再帰的プロジェクトは他者の存在を前提として可能であり、自己実現には他者への配慮が含まれている。自己実現には他者の存在は不可欠であり、その自覚が他者の生き方を尊重することになる。それは社会全体の平等・公正・正義の始原となり得るはずであり、社会連帯の回復はこのような自覚（道徳的個人主義）を条件とするしかないと言及する<sup>41)</sup>。また国家についてもデュルケームに倣って「道徳規律の機関」と定義する。すなわち、国家は個人の自己実現が可能となるよう支援すること（制度の整備）に意義があり、「国家の本質的な機能は、個人の人格を解放すること」である<sup>42)</sup>。こうして「生き方の政治」と「生成

の政治」が関連づけられる。道徳的個人主義に基づく自己実現（生き方の政治）を支援するのが国家の役割（生成の政治）となり、具体的には社会投資国家となるわけである。社会連帯の回復もその担い手は個人であり、制度を通じて他者への配慮と敬意を備えた個人を育成することも国家の責任である<sup>43</sup>。

### (3) 「生成の政治」とコミュニタリズム

ところで個人と国家を具体的にどのように結びつけるのか、という問題がある。その役割を果たすのがコミュニティであり、ギデンズは自己実現を達成し社会連帯を回復させる場所として、また民主制を保障するものとして、コミュニティ（ローカルな小規模コミュニティ）を重視する。但し、特定の社会的、文化的、歴史的脈絡を強調するコミュニタリアンとは区別し、「あらゆるレベルの関係性における民主化の推進」を提唱する<sup>44</sup>。個人を自己完結として捉えるのではなく、その個人が属する「共同体」との関係において捉えるのがコミュニタリズムであり、共同体の中で培われる価値観が、各人の自己理解の基盤を提供していると理解される<sup>45</sup>。そのような価値観は伝統、慣習、儀礼、超越性として、コミュニティの内外を仕分ける境界線となり、排他的傾向を強める恐れがある。そうではなく、共同体的なものに拘束されていることを認識しながらも、それを善いこととは考えず、批判的に距離を取ろうとする立場である<sup>46</sup>。すなわち、コミュニティの開放性を維持することであり、その鍵となるのか市民的アソシエーションである。

ギデンズは市民アソシエーションという概念をマイケル・オークショットの市民結社からヒントを得ている<sup>47</sup>。オークショットは、統一体と社交体という概念を提示し、統一体とは「共通の目標によって統一された仲間意識を持った一団」あり、社交体とは「互いに保護し合うために協力しているが、同調することは避けようとする人々の一団」であるとす。前者では人間の魂の神秘的部分に由来するとみなされるのにたいして、後者は人間によって偶然に作り出されたものであり、時と場所と共に移り変わりするものであること、すなわち自分の属する共同体の価値観が偶然の産物であることを知っており、他者に強制すべきではないことを知っている<sup>48</sup>。この社交体という概念は市民アソシエーションと共通する。異なる複数の価値観が併存するコミュニティにおいて、個人の間で「自由」に展開される対話や討議を通して現れてくる合意にこそ普遍的妥当性を見出そうとする<sup>49</sup>。このような市民アソシエーションによるコミュニティ連帯の再生が、アクティヴで民主的な市民社会の基盤となるのである。

### 〔3〕 国家ヴィジョンとしての『第三の道：効率と公正の新たな同盟』

ギデンズの社会哲学を具体的な国家ヴィジョンとして明確にしたのが、『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（『第三の道』と略す）である。そこでなされた政策提言は、ギデンズの社会哲学を踏まえて検討すれば、けっして左派と右派の「折衷案」ではない「新たな社会民主主義」のヴィジョンであることが分かる。『第三の道』は、ブレア政権第一期に大きな影響を与えることになった<sup>50</sup>。『第三の道』の文脈に依りながらその骨格を要約しておこう。

## (1) 新しい個人主義と社会公正

ギデンズのヴィジョンは、新たな個人主義に基づく社会連帯を構築し社会民主主義を刷新することにある。新たな個人主義とは、伝統や習慣にとらわれることなく、また市場によって育まれた利己主義とも異なる。自己実現にあたって他者の存在を前提とし、共有知に基づいた行為の再帰的モニタリングによって最適の結果を生み出そうとする。すなわち共同性を前提とした自己実現を自覚しており、そこには社会連帯の始原がある<sup>51)</sup>。

刷新された社会民主主義は、社会公正に強い関心をもつ。そのためには個人と共同体の関係を再構築し、権利と責任のあり方を見直すことが求められている。その一つは「権利には責任が伴うこと」を政府と市民の間で確認することである。市民に対して政府は様々な責任を負っているが、個人主義が浸透するにつれ、無条件に権利を要求する声が強くなった。新たな公共空間の構築には、権利には責任を伴うことが福祉受給者だけでなく、すべての市民が遵守すべき倫理でなければならない<sup>52)</sup>。もう一つは、民主主義による権威の再構築である。国家、政府、家族等の諸制度における権威を正当化させる根拠として右派は伝統的シンボルを掲げる。伝統的価値基準がなくなれば権威が崩れ人々は正邪の識別する能力を失うという。ギデンズはこういう見解を否定する。伝統や慣習が影響力を失った社会では、民主主義なしに権威を確立することはできない。新しい個人主義は、人々の責任ある行動と参加による権威の再構築が求められている<sup>53)</sup>。

## (2) 民主主義の民主化とアクティブな市民社会

とりわけ、国家と政府の改革は民主主義の深化・拡大の過程でなければならない。同時に政府は市民社会の様々な組織と協力して、コミュニティの再生と発展を促すための方策を講じなければならない。すなわち「民主主義の民主化」である。その内容は、中央から地方への権限委譲、公共部門の刷新（腐敗防止のための透明性と開放性の確保）、行政の効率化、直接民主制の導入（多くの市民の政策決定への参画）、リスクを管理する政府（リスク管理における政府、専門家、一般市民との協働）、上下双方の民主化などである<sup>54)</sup>。

一方、「民主主義の民主化」を市民の側からみれば、市民には、異なる複数の価値観が併存するコミュニティにおいて、個人の間で「自由」に展開される対話や討議を通して現れてくる合意に普遍的妥当性を見出そうとする<sup>55)</sup>姿勢が求められる。このような「民主主義の民主化」によるコミュニティ連帯の再生が、「アクティブな市民社会」の基盤となるのである。その内容は、政府と市民社会の協力関係、地域主導によるコミュニティの再生、第三セクターの活用、地域の公的領域の保全、コミュニティを基盤とする犯罪防止、民主的な家族である。とくに民主的な家族に関しては、家族は市民社会の基本単位であり、刷新された社会民主主義の成否は家族政策にかかっているとギデンズはいう。具体的な内容はつまびらかではないが、伝統的家族への回帰は明確に否定されている。民主的な家族とは、感情と性の面での平等、家族内での対等の権利と義務、子どもの共同養育、子どもとの話し合いに基づく親の権威のあり方、社会的に統合された家族である<sup>56)</sup>。

このように新たな社会連帯の再生は、民主主義という政治過程の中にあるとギデンズは考えて

いる。民主的な意思決定過程にできるだけ多くの市民が参加でき、意思決定が十分な対話と討議に基づいて行われることが重要となる<sup>57)</sup>。それは、対話や討議を積み重ねることで、異なる他者の意見を受け止め自らの考え方を相対化させる機会を得るとともに、互いに政治的に対等な者として認めあう相互承認や信頼感が培われることになる<sup>58)</sup>。こうして策定させた制度は市民の信頼と支持を得ることになり、政府と市民社会のパートナーシップ（政府への信頼）へと発展してゆく。社会的排除の存在は、市民が共有する制度の不備によるものであり、そのような自覚は市民に制度を共有し合う他者への想像力と配慮を喚起させ、制度のあり方を見直すという責任を促す<sup>59)</sup>。それは、共有する制度のもとで個人の自由な生き方を保障（善き生の構想）することへの関心にとどまらず、同時どのような制度が社会公正を可能（正義の構想）にするのかという関心にまで及んでいる<sup>60)</sup>。

### (3) 新たな国家ヴィジョン：社会投資国家とポジティブ・ウェルフェア

最後に以上のようなヴィジョンを包括する新たな国家ヴィジョンとして社会投資国家が提案される。それは従来の福祉国家における根本原理の組み換えが目論まれている。

社会投資国家は「新しい混合経済」を前提とする。新しい混合経済とは、公共の利益に配慮しつつ、市場のダイナミックな力をうまく活用し、公的部門と私的部門を結合して相乗効果を発揮させることを目的とする<sup>61)</sup>。次に平等という意味の再検討が行われる。ネオリベリズムが主張する機会平等すなわち能力主義は、深刻な結果不平等をもたらし、社会的結束を揺るがすことになる。そこで平等は包含、不平等は排除と定義される<sup>62)</sup>。包含とは「市民権の尊重を意味する・・また機会を与えること、そして公共空間に参加する権利を保証することも意味する」<sup>63)</sup>。すなわち、平等・不平等の所得格差という量的尺度に還元せず<sup>64)</sup>、自律／自立的な市民生活を送れ、市民社会と連帯がもてる状態を包含、そうでない状態が排除となる<sup>65)</sup>。したがって、政府は市民が自律／自立した市民生活を送れるよう教育、医療、保育、福祉サービスを整備しそれを受け取る権利をすべての市民に保障しなくてはならない。「自尊心を満足させ、生活水準を高める上で、労働が中心的な役割を果たす社会では、仕事へのアクセスが機会を拡大する要因の一つ」であり、雇用の可能性を拡げる手段として教育の役割が重要となる<sup>66)</sup>。したがって教育の投資は「可能性の再分配」<sup>67)</sup>を目的としており、市民に十分な教育機会を保障し、与えられた機会を十分に生かす可能性（潜在能力）を平等に与えようとする<sup>68)</sup>。このような脈絡でポジティブ・ウェルフェアというヴィジョンが提唱される。生活費を直接支給するのではなく人的資本への投資が中心となる<sup>69)</sup>。こうして「所得の再分配」は後景し「可能性の再分配」が前景に出てくる。市民が権利を主張し政府から一方的に受け取る福祉ではなく、権利に伴う責任を自覚し政府から受け取る福祉ではなく、個人やNPOが中心となって積極的に対応し政府はそれを支援する福祉社会という構想である。



## 2. エスピン・アンデルセン、ギデンズらの子ども投資の社会哲学

### 〔1〕子ども投資の社会哲学に向けて

ブレア政権第一期（とりわけ最初の二年）では財政規律が優先され、財政出動は保守党政権以上に厳しく抑えられた。「増税と歳出増」という党のイメージを払拭し、経済政策に対する国民の信頼を広く取り付ける必要があった。ところがブレア政権第二期に入ると教育、医療、社会保障に関する財政支出は増大し、とりわけ子どもに関する予算は目覚ましいものであった。確かにギデンズの『第三の道』では家族政策（民主的な家族）への言及はあったし、ブレアも教育の重要性を訴えてはいたが、いずれも子どもをターゲットにした政策を明らかにしたわけではない。尤も、ギデンズは、乳幼児期における養育環境の重要性をよく理解しており、存在論的安心の感覚を作り出す源泉は、乳幼児期に培われた基本的信頼である<sup>70)</sup>と主張していたし、ブレアも1999年のベヴァリッジ講義で児童貧困について言及していたことを忘れてはならない<sup>71)</sup>。いずれにせよ、ブレア政権第二期では、子ども投資が政権党を支える屋台骨の一つになるまでに至った。その経緯を辿りながら、子ども投資の社会哲学を明らかにしてゆきたい。

### （1）ファンデンブロークの社会哲学：新たな社会民主主義のヴィジョン

#### （1）リスボン戦略とアクティヴな福祉国家

2000年3月、ヨーロッパ委員会（European Council）がリスボンで開催され、来る10年に向けてEUが取り組むべき新たな戦略（リスボン戦略）が明確にされた。それは、知識集約型経済において、持続可能な「経済成長」（雇用促進）とより強固な「社会連帯」の達成であり、「社会公正」の実現に向けての挑戦と言えるであろう。具体的にいえば、財政均衡、所得均衡、そして高い雇用率をいかに達成することができるのか、という難問である。この三つを同時達成することは不可能であるという通説もあるが、北欧諸国では健全な財政、低い不平等、高水準の雇用を達成しているところもある<sup>72)</sup>。

リスボン会議でベルギー社会保障・年金大臣ファンデンブローク（Frank Vandembroucke, Minister for Social Affairs and Pensions）は、持続可能な高齢者保障（年金問題）のヴィジョンを明確にするために、ヨーロッパ福祉国家の新たなアーキテクチャーに関する報告書の作成をエスピン・アンデルセンらの研究グループに依頼し、2001年10月レーベンで開催される会議に提出するよう要請した<sup>73)</sup>。その研究報告書が一冊の著書として出版されたのが、『なぜわれわれは新しい福祉国家を必要とするのか』（2002）<sup>74)</sup>である。その著書の序文をファンデンブロークが執筆している。その内容はEUが目指す新たな福祉国家の核心に触れている。ファンデンブロークの文脈に依りながら、その内容を一瞥しておこう。

ファンデンブロークのリスボン戦略に関する理解についてである。「リスボン会議では、アクティヴな福祉国家の建設が議論されている。アクティヴな福祉国家という理念は、EU加盟国では90年代に概ね合意に至っている。その特徴の一つは、積極的労働市場政策でありEU加盟国

共通の政策である。職業訓練や教育を通じて人的資本に投資し、雇用可能性を開花させ就労支援を行う（アクティベーション政策）。個人の自発性や責任が求められ点で社会投資国家と親和的である。さらに男性稼主雇用モデルから男女平等雇用モデルへの移行に伴い、新たに表面化するニーズやリスクに対して、従来の福祉国家が前提としていた家族単位から個人単位による社会政策や福祉サービスの充実が求められてきている<sup>75)</sup>。

このようなアクティヴな福祉国家の理解は通説の範囲にとどまる。しかしながら彼は、福祉国家の基本的人間像において「個人の脆弱さ」を認め、それを起点に社会的包含（連帯）の達成を追求している点で通説を凌駕している。確かにアクティヴな福祉国家では、個人は権利に伴う責任の行使が求められる。しかしそれは市場原理主義と親和的な新古典派経済学が前提とする人間像、すなわち「短期だけではなく長期の将来も合理的に見通して自己利益だけを追求する合理的経済人」<sup>76)</sup>とは異なる。アクティベーション政策のように個人の潜在能力の開花を積極的に支援しながら、一方では個人のもつ弱さを皆で共有し、何からの形ですべての市民が社会・経済活動へ参画できるよう支援すること、すなわち社会的包含（連帯）の達成が追求されている<sup>77)</sup>のである。

ここで興味深いのは、ファンデンブロークがロールズの社会哲学に言及し、参加という問題を取り上げ、自尊心の重要性を指摘していることである。ここで言われている参加とは労働市場への参加だけを意味するのではなく、社会生活への参加を含む広義の参加である。「人は参加を通じて自尊心を育むことができる。自尊心は各人が『自由な人生設計の追求を保障されているという感覚』と『所属するコミュニティの共有の利益に関わり、その関わりが仲間によって承認されているという自覚』から生まれる。それは社会的基本財の中でも最も重要なものであり、平等に分配されなくてはならない<sup>78)</sup>とファンデンブロークは言う。すなわち、自尊心が保障される社会は、各人が掛け替えのない存在として相互承認され多様性が認められる社会であり、このような社会こそ平等な社会であり社会的包含である、と考えているのである。

## (2) ロールズの社会哲学

なぜファンデンブロークがロールズの社会哲学に言及したのか。彼がロールズの社会哲学に共鳴したのは、「ヨーロッパ福祉国家の新たなアーキテクチャー」に多くの示唆を与えてくれると考えたからである。ここでロールズの社会哲学を一瞥しておこう。

### ①正義の二原理：格差原理とは

ロールズの社会哲学は「正義」(justice)を「公正さ」(fairness)として捉え直すことに特徴がある<sup>79)</sup>。まずロールズは、それぞれ各人がどのような人生設計(善の構想)を抱いていても、社会生活を続けるためにどうしても必要な「善いもの」、例えば自由、所得や富、生きがいをもって人生をおくるための基盤となる社会的地位などを「社会的基本財」(the social primary goods)と呼び、これをどう配分するかが社会制度の最重要課題になるという<sup>80)</sup>。ここで注目すべきことは、「社会的基本財」に「自尊心」(生きがいをもって人生をおくるための基盤となる社会的地位)が含まれていることである。自尊心とは、①各人が自分のやり方で自分の幸福を追求するこ

とができているという感覚（自らの生き方に価値と誇りをもつ）と②社会的協働に参加し社会的対等な成員のひとりであるという確信、である<sup>81)</sup>。各人の自尊心が守られる社会、すなわち互いに相手を尊重し社会的な協働の促進が保障される基本制度が、正義の二原理である。

第一原理は「平等な基本的自由の原理」であり、基本的自由（選挙権・被選挙権などの政治的自由、言論・集会の自由、思想および良心の自由など）に関しては、全員に平等な分配を保障する。しかし基本的自由を全員に平等に分配して社会生活を始めても、自由競争の結果、社会的・経済的格差（不平等）は必然的に生じる。このような格差（不平等）を是正するのが第二原理である。第二原理は、社会的・経済的格差（不平等）を、①公正な機会均等、および②最も不遇な人々の利益を最大化する（格差原理）、という二つの条件であわせて調整する<sup>82)</sup>。

もっとも「格差原理に皆が同意するのか」という疑問が生じる。その疑問に対してロールズは、格差原理の導入に先立つ原初状態において、各人に「無知のヴェール」（眼隠し）をかける<sup>83)</sup>。「無知のヴェール」とは、誰も社会の中での自分の境遇や階級上の地位、社会的身分を知らないだけでなく、親から受け取る資産や生まれつき諸能力、知性、体力その他分配も自分の場合はどれほど恵まれているのか分からない状態のことである<sup>84)</sup>。このような状況にあれば、最悪の事態を想定し、そのような状況に陥った場合にも救済され人並みの社会生活が保障させる仕組みを公正と考えるはずである<sup>85)</sup>。すなわち「最悪の事態に陥っている私」を想像し、それを起点に社会の他の構成員への配慮へと結びつけている<sup>86)</sup>。このように正義の二原理が、最も不遇な人の自尊心を阻害しないということが分かれば、格差原理に積極的な支持が与えられるはずである<sup>87)</sup>。

## ②財産所有デモクラシーと格差原理

このような格差原理の根本には、才能や能力など他者より優越した資質（の分配）は、偶然（自然の恵み）によるものであり、個人の所有物ではなく「共有資産」（common asset）である、と考えるロールズの哲学がある。したがって、その結果としての報酬は「その人のもの」であるとは認めない。だから才能や能力の資質の相違に基づく所有物の格差を正義に基づいて分配することが可能になる<sup>88)</sup>。ところが格差原理は事後的な資源の再分配に他ならない。そこでロールズは事前的な資源の再分配を提案する。それが財産所有デモクラシーである。財産所有デモクラシーとは、「・・・それはいわば各期の終わりに、さほどもたざる人々に所得を再分配することによってではなく、むしろ各期のはじめに、生産用資産と人的資本（つまり教育と訓練された技能）の広く行き渡った所有を確保すること、しかも、これらすべてを公正な機会の平等を背景にして確保することによってである。そのねらいは・・・適正な社会的・経済的平等を足場にして、自分自身のことは自分で何とかできる立場にすべて市民をおくということである」<sup>89)</sup>。

事前的資源分配とは、生を規定する様々な偶然性、例えば生まれもった才能という自然的偶然性、家庭環境などの社会的偶然性、自然災害などの予期しえぬ偶然性が及ぼす効果をできるかぎり緩和するための資源の分配である。とりわけ「負の偶然性」は各人にとって運命的・宿命的なものであり、各人の責任を問うことはできない。しかし「負の偶然性」はスタート時点で各人に

不利な条件を背負わせ、人生の展望を開いてゆくこと自体を断念せざるをえないようなことにもなりかねない<sup>90)</sup>。個人の責任を問う社会は、その前提条件をすなわち対等の立場でスタート地点に立てるよう制度的な保障が必要である<sup>91)</sup>。それは、正義の二原理を導くにあたって各人に「無知のヴェール」をかけ、他者より優越した資質の違いを含む自然的・社会的偶然性をできる限り排除し、最も不遇な人にとっても自尊心が損なわれないよう資源を分配する、という考え方に共通する<sup>92)</sup>。このように事前資源分配は、個人の不利な条件を是正するだけでなく、個人の潜在能力を開花させる機会を提供する。したがって、物的資本や制度設計だけでなく人的資本に対する積極的な資源分配が必要となる。

### (3) 機会の平等と再分配の原理

このように財産所有デモクラシーは、事前資源分配により生来的な社会的不利な条件を是正し、生の展望に希望を持たせる。各人は同じスタート地点にたつ対等で自由な個人として尊重される。そして最悪の事態に陥ったとしても制度的保障によって、自尊心が損なわれることなく再出発の機会が与えられる。社会が、各人を対等な個人として自尊心を守ってくれることが分かれば、人々はその社会を守っていかうとするはずであり、社会全体を豊かにしてゆくという方向で協働（連帯）することができるはずである<sup>93)</sup>。

ロールズの社会哲学をファンデンブロークの文脈で解釈すれば概ねこのような内容であろう。さらにファンデンブロークはロールズの社会哲学との共通性を確認しながら次の点を強調する。「私の考える平等は、人は自ら責任を負うことができない特質や環境によって不利益を被ることは不公平である、という確信を基本としている。自己責任という原理は、自ら統制の及ばない諸要因による犠牲者と連帯することを前提とする。また平等の追求は結果の平等を意味するのではないが、だからと言って機会の平等でよいわけではない。平等な機会が提供されても、個人の選択は生来のそして幼少期を通じて個人が受ける素質や才能によって大きく左右される。そのような差異を無視した機会の平等は、自己責任に関する狭い能力主義である。したがって人的資本への投資を必要とする。しかしそれは市場に適應できるよう準備するための投資ではない。幼少期も含めた人的資本への投資が行われ、そして機会が平等に提供され就労できたとしても、市場による報酬の格差をすべて個人の責任に帰することはできない。負の格差を余儀なくされる者に対して社会正義という観点から所得再分配が必要となる」<sup>94)</sup>。

## [2] 子ども投資の社会哲学

### (1) エスピン-アンデルセンの社会哲学：子ども中心社会投資戦略

ファンデンブロークの序文では、EUが進むべき福祉国家の近未来像が明らかにされた。そしてエスピン-アンデルセンらの研究グループが提出した報告書は、「子ども中心社会投資戦略」(child-centred social investment strategy)と題されて、具体的な政策提言がまとめられ、本書に収録されている<sup>95)</sup>。

子どもをターゲットにした政策は、ギデンズの社会哲学において深く掘り下げられていなかった

たし、ブレア政権第一期においても実施されていない。ところがブレア政権のブレーンである政策ネットワーク（Policy Network：ピーター・マンデルソンを委員長とする「第三の道」の政策集団。マンデルソンはブレア政権で重要閣僚を務めた後、EUの通商担当委員に就任<sup>96)</sup>は、エスピン-アンデルセンらの研究グループに、2003年7月、ロンドンで開催される国際進歩的統治管理会議（International Progressive Governance Conference）に提出する報告書の作成を依頼している<sup>97)</sup>。このようなことは、労働党が、子どもをターゲットにした社会投資戦略に大きな関心を寄せていることを物語っており、実際にブレア政権第二期では「すべての子どもはかけがえのない存在である」（Every Child Matters：2003）と称される「子ども期総合支援対策」が実施された。

このように本報告書（「子ども中心社会投資戦略」）は、ギデンズの社会哲学に新たな視点をもたらし、ブレア政権第二期の政策に大きな影響を与えた点で、重要な意味を持つ。エスピン-アンデルセンの文脈に依りながら、その内容を一瞥しておこう。

### （1）「負の社会的遺産」の連鎖の根絶

「EU加盟諸国はすべて共通の難問に直面している。知識集約型経済に対応できる競争力を涵養しながら、如何にして経済成長と社会公正を達成持続できるのか、という問題である。これらの難問に取り組むためには戦後福祉国家の根本的な再構築が必要である。このような再構築にあたって重要な提言をしたのが2000年3月のリスボン会議である<sup>98)</sup>。

「本報告書の目的は、EU加盟国が共通に取り組むべき課題と目標を検証し明確にすることである。それぞれ加盟国の事情もあり、何を政策目的の最優先におくかは加盟国に委ねられるが、社会的包含が重要課題としてあることは確かである<sup>99)</sup>。もちろん社会的包含の取り組みは、市民の連帯意識の再構築と軌を一にする。というのは、グローバルな市場経済は所得格差を広げ市民の分断と連帯意識の弱体をもたらした。とくに社会的排除の問題は社会的包含の大きな障壁となる。社会的排除の脅威とは、一時的な生活リスクが長期化し回復の目途が立たず深刻な貧困を引き起こし、家族のライフチャンスを決定づけ、さらに悪いことに次世代へと社会的遺伝してしまうことである。負の社会的遺伝（世代を跨る負の悪連鎖）は過去と同様に今日においても強い。戦後福祉国家は、社会保障と大衆教育のレベルを向上させ、市民の生活水準と社会的リスクに対する対応力を高めたが、社会的出自や家族背景が人々のライフチャンスに与える負の影響（負の社会的遺産の連鎖）を絶ち切ることはできなかった<sup>100)</sup>」。この問題への取り組みなくして経済成長と社会公正の実現は不可能である。

「福祉国家の再構築にあたってターゲットになるのが家族である。戦後福祉国家は、わずかな例外は別にして、子どもを持つ家族に対する政策は優先度が低かった。完全雇用を前提とする男性稼主と性的役割分担が家族の基盤を形成していた。このような基盤が安定している限り家族ニーズの顕在化を抑えることはできたが、今や基盤そのものが大きく揺らいでいる<sup>101)</sup>。にもかかわらず、家族は個人が生きていく上で必要とされる基本的能力を培う場所であり、また社会的リスクやニーズが最初に発見され、セイフティーネットが最初に作動する場所として重要であ

る<sup>102)</sup>」。

## (2) 子ども中心社会投資戦略

このように本報告書は、家族政策の重要性を訴えながらさらにターゲットを絞り、市民のライフチャンスの基盤となる子ども期とりわけ就学前乳幼児期に焦点を合わせている<sup>103)</sup>。子ども期こそ市民が認識能力と学習動機の基礎を身につける時期であり、子ども期の質がとりわけ重要になるという考え方である。それは「子どもに重点においた社会投資戦略」と換言できる。「社会公正と機会平等という視点から、負の社会的遺産（世代に跨る負の悪循環）絶ち切らなくてはならない<sup>104)</sup>。親の社会的・経済的諸条件がそのまま子のライフチャンスを左右することがあってはならない。親の貧困が子のライフチャンスを制約する『負の悪循環』は絶たなくてはならない<sup>105)</sup>。このような機会の不平等は過去と同様、今日でも強くある<sup>106)</sup>。そして経済成長という視点から、子どもの潜在能力を最大限引き出すために、子どもの認知能力の発達に投資する必要がある。つまり、子どもの認知能力への投資は、将来的にみれば、ライフチャンスを拡げるだけでなく、グローバル市場のなかで対応できる知識や技能を培い、経済成長に貢献する<sup>107)</sup>。というのも、成人を対象としたアクティベーションは、本人がすでに十分な能力と動機を持ちえている場合にのみ効果的である<sup>108)</sup>。基本的な認知能力や学習意欲が未熟なまま人生を始める者は、知識経済において、低賃金、雇用訓練機会の喪失、不安定な就労という困難なライフコースに直面するであろう<sup>109)</sup>。子ども期（とりわけ幼少期）の質は、子どものライフチャンス（学業達成や就労展望など）だけでなく、経済成長や社会公正（社会的排除の予防）の達成にも大きな影響力をもつ<sup>110)</sup>」。

「子ども期の質に大きな影響を与えるのが児童貧困である。貧困は衣食住の基本的な生活資源に大きな制約をもたらすばかりか、家庭での子どもの養育環境に負の影響をもたらす。基本的認知能力や学習動機を培うことができなければ、学業到達度に著しい支障をもたらす、ゆくゆくは就労機会を失うことにもなりかねない。それは世代間に跨る『負の悪連鎖』（貧困悪循環）に発展する恐れがある<sup>111)</sup>。したがって、子ども期への社会投資が重要になるわけだが、それは『将来の大人の福祉問題』すなわち高齢者貧困リスクも抑えることにも繋がる<sup>112)</sup>。子どもへの資源分配は高齢者を犠牲にすると考えられているが、これは誤った考えである。高齢者貧困や児童貧困は北欧諸国やベルギーではどちらも低い。一方、アメリカやイギリスは高い。高齢者貧困は国際的に減少傾向にあるが、児童貧困は国によって格差が激しい<sup>113)</sup>。もっとも児童貧困が低く抑えられている国々では、社会的再分配機能の充実とともに、男女稼主モデル（ジェンダー平等）を前提とした女性が就労しやすい環境が整備されている。児童貧困対策において親の就労は重要であり、とりわけ女性（単親）の就労参加を促進・支援する必要がある。それには子育てする就労女性の視点から労働条件や労働環境を是正し、育児支援の整備が求められる。すなわち、子ども期（とくに幼少期）への投資／介入には、児童貧困対策として女性の就労参加の促進・支援が伴わなければならない。それにはジェンダー平等の視点から、労働機会・条件・環境の是正（雇用政策）、社会手当の充実（所得保障）、育児支援の整備が不可欠となる。その結果、世代を跨る

『負の悪連鎖』を断ち切り社会的排除を克服することができる<sup>114)</sup>』。

## (2) ギデンズ、エスピン-アンデルセンの子ども中心社会投資戦略

### (1) ギデンズの子ども投資に対する積極的評価

2003年7月、国際進歩的統治管理会議（International Progressive Governance Conference）に提出された報告書が一冊の著書としてまとめられた。それが『進歩主義マニフェスト：中道左派のための新しい理念』（The Progressive Manifesto: New Ideas for the Centre-Left, 2003年）<sup>115)</sup>である。編著者はギデンズで、彼自身も序章「進歩主義：社会民主主義のための新しいアジェンダ」を執筆している。ここで興味深いのは、ギデンズが「負の社会的遺産の連鎖（貧困／不平等の世代連鎖）」の根絶を『第三の道』（ブレア政権第二期）の新たな政策として掲げるべきである<sup>116)</sup>と主張したことである。

その理由はこうである。ギデンズもリスボン戦略と同様に、グローバル市場経済のなかでいかに経済成長と社会公正を達成させることができるのか、という課題を共有している。確かにグローバル市場経済は社会的格差を拡げただけでなく、貧困／不平等の世代連鎖（負の社会的遺産の連鎖）をもたらした。貧困階層の固定化である。しかし、デンマークやスウェーデンは負の社会的遺産の連鎖が弱い。それは児童貧困の水準が低いからである。負の社会的遺産の連鎖を根絶するには、幼少期とりわけ就学前の子どもに対する普遍的な保育・教育制度、そして児童貧困に陥らないための女性の就労支援が必要である。このように彼は認識する。そして「認知能力や社会適応力の基礎は幼少期とりわけ就学前の生活経験に強く影響を受けており、負の社会的遺産の連鎖を根絶するには、すべての子どもを対象とした社会投資戦略が必要である」と主張したエスピン-アンデルセンをギデンズは高く評価する<sup>117)</sup>。そして第4章には「負の社会的遺産の連鎖との戦い」（Against Social Inheritance）と題されたエスピン-アンデルセンの報告書が記載されている。エスピン-アンデルセンの文脈に依りながら、その内容を一瞥しておこう。

### (2) エスピン-アンデルセンの社会哲学：子ども投資と機会の平等

「社会民主主義には、平等という概念の見直しが求められている。結果の平等に対して機会の平等が主張されるが、その機会の平等は余りにも市場経済と親和的な個人主義の影響を強く受けている。スタート時点において貧困／不平等の世代連鎖に縛られたなら、機会に巡り合えることもなく、巡り合えても活用することはできない。教育制度の充実と拡大は機会の平等をもたらすと考えられていた。しかし貧困／不平等の世代連鎖を断ち切ることはできていない。」<sup>118)</sup>

「知識経済では人的資本への投資が重要になる。どの様な知識や技能の修得が必要なのか特定はできないが、認知能力であることは確かである。情報を理解し、解釈し、要請や環境の変化に素早く対応できる能力全般というべきであろう。これらの認知能力が十分に備わっていなければ、アクティベーション政策も効果をもたない<sup>119)</sup>。そして何よりも重要なことは、この認知能力の基礎は就学前の段階で培われるものであり、それが不十分であると、年齢を重ねるにつれその格差は拡がってゆくことである。すなわち、ライフチャンスは就学前の子どもの生活体験に強

く影響を受けており、教育改革が貧困／不平等の世代連鎖を根絶できず、親の社会的地位が子どもの教育、所得、就労などへ影響を与え続けているのは、このような理由からである<sup>120)</sup>」。

「では、貧困／不平等の世代連鎖を根絶するには、どうすればよいのか。2つの格差是正が必要である。一つは経済的なもの。児童貧困に陥らないよう単親への就労支援および所得補償などである。もう一つは文化的なもの。子どもの認知能力や動機の発達向上には、家族のもつ認知的資源（教育力）が大きく左右する<sup>121)</sup>。すなわち、就学前の子どもを対象とする普遍的な保育／教育制度の充実が必要である。どのような家庭に生まれたとしても、家族背景による認知的刺激の不平等はあってはならない。家族背景とは関係なく、すべての子どもは同じような認知的刺激を受け、登校初日を迎えるべきである。認知能力の発達は就学前の生活経験に強く影響を受ける。というのも、学校は就学前の認知的ハンディキャップを是正・補償するための十分な資源を準備していないからである。このように機会の平等とは、就労支援だけでなく、就学前の子ども受ける認知的刺激の格差を是正する手段として理解されなければならない<sup>122)</sup>」。

### 3. 新たな福祉国家における子ども投資の社会哲学

最後にこれまでの考察をふまえ、新たな福祉国家における子ども投資の社会的意義を整理しておきたい。

ギデンズが構想する新たな福祉国家（ポジティブ・ウェルフェア）では、社会公正は、人的資本への投資すなわち「可能性の再分配」であり「教育機会の保障」であった。確かに、「機会を活かす能力を培うこと（教育機会の保障）」も国家の責任であることを明確にした点で、従来の「機会の平等」を凌駕しているが、就労可能性を高めることが中心であり、乳幼児を含めた子どもの潜在能力を対象としたものではない。もっとも、彼の社会哲学には、精神分析理論から導入された存在論的安心という概念がある。存在論的安心の源泉は乳幼児期の適切な養育環境のもとで培われた基本的信頼であり、それが自己アイデンティティを支える基盤を形成しているという。このようなギデンズの存在論的安心に関する理解は、エスピン-アンデルセンらの社会哲学と共鳴することになる。

ファンデンブロークの平等に関する優れた社会哲学は、新たな福祉国家における社会公正の意味を明確にする。それはギデンズの「結果の再分配」に対比される「可能性の再分配」の市場原理的な部分に歯止めをかけ、人的資本への投資に明確な根拠を与えることになる。ファンデンブロークは、機会の平等といっても機会を活かすだけの認知能力が備わっていなければ平等にならないと言う。すなわち、生来のそして幼少期を通じて個人が自ら責任を負うことができない特質や環境、たとえば、親の社会的・経済的諸条件によって不利益を被ることは不公平であり、このような不公平が是正されてこそ機会の平等であり、自己責任を引き受けることが可能となる。ファンデンブローグの社会哲学は、人的資本への投資に関する対象を「生来のそして幼少期を通じて個人が自ら責任を負うことができない特質や環境」に焦点を合わせた。このような考え方はロー



ルズが主張する格差原理、財産所有デモクラシーとも共通する。

そしてエスピン＝アンデルセンらの社会哲学では、「子どもを中心とした社会投資戦略」として明確に位置づけられることになる。戦後福祉国家は、市民の生活水準と社会的リスクに対する対応力を高めはしたが、社会的出自や家族背景が人々のライフチャンスに与える負の社会的遺産の連鎖（世代を跨る負の悪連鎖）を絶ち切ることはできなかった。この問題への取り組みなくして経済成長と社会公正の実現は不可能である。社会公正と機会平等という視点から、負の社会的遺産の連鎖を絶ち切るためには、市民のライフチャンスの基盤となる子ども期とりわけ就学前乳幼児期をターゲットにした社会投資が必要であると明言される。子ども期こそ市民が認識能力と学習動機の基礎を身につける時期であり、親の社会的・経済的諸条件によって阻害されてはならない。子どもの潜在能力を最大限引き出すために、子どもの認知能力の発達に投資する必要がある、それは将来的にみれば、ライフチャンスを拡げるだけでなく、グローバル市場のなかで対応できる知識や技能を培い、経済成長に貢献することにもなる。すなわち、子ども期（とりわけ幼少期）の社会投資は、子どものライフチャンス（学業達成や就労展望など）だけでなく、経済成長や社会公正（社会的排除の予防）の達成にも大きな影響力をもつとされる。

そして具体的な投資戦略として児童貧困対策があげられる。児童貧困は家庭での子どもの養育環境に負の影響をもたらし、基本的認知能力や学習動機を培うことができなければ、学業到達度に著しい支障をもたらしかねない。ゆくゆくは就労機会を失うことにもなりかねず、負の社会的遺産に発展する恐れがある。それを予防するために次の2点が提示される。1つは女性（単親）の就労支援である。子育てする就労女性の視点から労働機会・条件・環境の是正（雇用政策）、社会手当の充実（所得保障）、育児支援の整備が不可欠となる。もう1つは就学前の子どもを対象とする普遍的な保育／教育制度の充実である。どのような家庭に生まれたとしても、家族背景による認知的刺激の不平等はあってはならない。

#### 註

- 1) アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳（1999）『第三の道：効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社。
- 2) 樫村愛子（2007）『ネオリベラリズムの精神分析』、光文社新書、p.62
- 3) 同上、p.63.
- 4) 再帰性に関しては、畑本祐介の解説が詳しい。再帰性とは「行為の持続的な流れ」がモニタされただけの状況を指しており、モニタリングによってよい結果がもたらされるとは限らない。また意識的に結果が必ず統制されるということでもなく、「意図しない結果」「思わしくない状況」を招くことも起こりうる。反省のように「良い結果がもたらされるよう行為の不備を検討し改善してゆく」という「結果に対する意識的な統制」はされておらず、「思わしくない結果」も起こり得るという意味で中立的である。一方、反射のように「刺激に即応」するのではなく「主体的なモニタリング」が働いている状態である（①畑本祐介（2008）『再帰性と社会福祉・社会保障－（生）と福祉国家の空白化』、生活書院、p.82. ②畑本祐介（2007）「再帰性とグローバリゼーションの理論的検討－アンソニー・ギデンズの哲学的保守主義を中心に－」明星大学社会学研究紀要、No.27, pp.15-16.）。
- 5) アンソニー・ギデンズ著、松尾精文・小幡正敏訳（1993）『近代とはいかなる時代か？モダニティー

- の帰結』立書房、小幡の解説文、p.245.
- 6) アンソニー・ギデンズ著、秋吉美都、安藤太郎、筒井淳也訳（2005）『モダニティと自己アイデンティティ－後期近代における自己と社会』、ハーベスト社、p.57.
  - 7) 同上、p.57.
  - 8) 宮崎恒平（2004）「『第三の道』の基礎－構造化理論から「生き方の政治」へ」『名古屋大学社会学論集』（25）、pp.9-10. p.4.
  - 9) 浅野智彦「物語アイデンティティを越えて?」、上野千鶴子編（2005）『脱アイデンティティ』勁草書房所収、p.78.
  - 10) ①宮崎恒平（2003）「〈近代的主体〉の構成と時間－ギデンズ構造化理論に関する一考察」『名古屋大学社会学論集』（24）、p.150. ②宮崎（2004）、前掲論文、p.6. ③畑本（2008）、前掲書、pp.210-211.
  - 11) 宮崎（2003）、前掲論文、p.150.
  - 12) 同上、p.152.
  - 13) 同上、pp.150-151.
  - 14) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、pp.116-117.
  - 15) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.279.
  - 16) 同上、p.83.
  - 17) 同上、p.83.
  - 18) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.119.
  - 19) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.41.
  - 20) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.119, p.143.
  - 21) 同上、p.120.
  - 22) 同上、p.143.
  - 23) ①ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.121 ②ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.41.
  - 24) 榎村、前掲書、p.66.
  - 25) 片桐雅隆（2011）『自己の発見－社会学史のフロンティア』、世界思想社、pp.176-177.
  - 26) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.278.
  - 27) 同上、p.10.
  - 28) 同上、p.210.
  - 29) 同上、p.211.
  - 30) 同上、p.279.
  - 31) 浅野智彦（編）（2010）『社会学入門』、中経出版、pp.105-106.
  - 32) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.211.
  - 33) 同上、p.277.
  - 34) 同上、p.212.
  - 35) 宮崎恒平（2005）「政治的実践としての「自己実現」の可能性と限界－ギデンズ「生き方の政治」に関する一考察」『名古屋大学社会学論集』（26）、pp.138-139.
  - 36) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、pp.238-239.
  - 37) 同上、p.241.
  - 38) 畑本（2008）、前掲書、p.134.
  - 39) 宮崎（2005）、前掲論文、p.140.
  - 40) ①ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.243、②宮崎（2005）、前掲書、p.142.
  - 41) ①宮崎恒平（2006）「個人の「自己実現」と国家－ギデンズ政治社会学に関する一考察」『名古屋大学社会学論集』（27）、pp.4-6, p.9. ②宮崎（2005）、前掲書、pp.144-145.
  - 42) 宮崎（2006）、前掲論文、p.8.

- 43) 同上、p.11.
- 44) ①宮崎恒平（2006-12）「グローバル化時代における社会的連帯性の回復－ギデンズ政治社会学に関する一考  
察」『人間環境学研究』4(2)、p.62. ②宮崎（2006）、前掲書、p.11.
- 45) 仲正昌樹（2008）『集中講義 アメリカ現代思想－リベラリズムの冒険』、NHK 出版、p.138.
- 46) 同上、p.139.
- 47) 宮崎（2006-12）、前掲論文、p.61.
- 48) 仲正、前掲書、p.205.
- 49) 同上、pp.206-207、p.216.
- 50) アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳（1999）『第三の道：効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社。訳者の佐和隆光は「あとがき」の中で1998年9月21日の朝日新聞上にブレア首相が寄せた「第三の道」と題する論考は、ギデンズが著した本書の要約以外の何物でもなかったと述べている（pp.260-261.）。
- 51) 同上、pp.69-72.
- 52) 同上、p.116.
- 53) 同上、p.117.
- 54) 同上、pp.122-136.
- 55) 仲正、前掲書、pp.206-207、p.216.
- 56) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、pp.137-167.
- 57) 斉藤純一（2009）「制度による自由／デモクラシーによる社会統合」、斉藤純一（編）（2009）『社会統合－自由の相互承認に向けて』、岩波書店所収、p.35.
- 58) 同上、p.36.
- 59) 同上、pp.42-43.
- 60) 同上、p.46.
- 61) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、p.169.
- 62) 同上、p.173.
- 63) 同上、p.174.
- 64) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、佐和による訳者あとがき「第三の道はどこへ行く」p.269.
- 65) 宮本幸二（2007）「『第三の道』の社会理論－ギデンズの社会思想」『桃山学院大学社会学論集』第41巻第1号、p.9.
- 66) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、p.174.
- 67) 同上、p.184.
- 68) 佐和による訳者あとがき「第三の道はどこへ行く」、前掲論文、p.270.
- 69) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、p.196.
- 70) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.119.
- 71) Bair, T. (1999) Beveridge Lecture, Toynbee Hall, London, 18 March, Reproduced in Walker, R (ed) *Ending Child Poverty*, Policy Press, p.16.
- 72) アンソニー・ギデンズ、渡辺聡子（2009）『日本の新たな第三の道－市場主義改革と福祉改革の同時推進』、ダイヤモンド社、pp.137-138.
- 73) Vandenbroucke, F. Belgian Minister for Social Affairs and Pensions (2002), 'Forword' in Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press. pp.8-9.
- 74) Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press.
- 75) ① Vandenbroucke, *op.cit.*, pp.9-10 ②近藤、前掲論文、pp.53-55, pp.59-60, p.65.

- 76) 金田耕一 (2000) 『現代福祉国家と自由-ポスト・リベラリズムの展望』、新評論、pp.237-238
- 77) Vandenbroucke, *op.cit.*, pp.10-11.
- 78) ①Vandenbroucke, *op.cit.*, pp.11-12. ②斎藤純一 (2011) 「社会保障の理念をめぐって-それぞれの生き方の尊重」、斎藤純一・宮本太郎・近藤康史 (編) (2011) 『社会保障と福祉国家のゆくえ』、ナカニシヤ、出版所収、pp.8-10.
- 79) 仲正、前掲書、p.85.
- 80) 川本隆史 (2005) 『ロールズ-正義の原理』、講談社、p.288.
- 81) ①斎藤 (2011)、前掲論文、p.9. ②仲正、前掲書、p.97.
- 82) ①川本、前掲書、p.290. ②仲正、前掲書、p.97.
- 83) 仲正、前掲書、p.98.
- 84) 川本、前掲書、p.289.
- 85) 仲正、前掲書、p.99.
- 86) 同上、pp.100-10.
- 87) 井上彰 (2007) 「共和主義とリベラルな平等-ロールズ正義論にみる共和主義的契機」、佐伯啓思・松原隆一郎 (編) (2007) 『共和主義ルネサンス-現代西洋思想の変貌』所収、NTT 出版、p.87
- 88) 小林正弥 (2010) 『サンデルの政治哲学』、平凡社、p.131.
- 89) ジョン・ロールズ著、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 (2004) 『公正としての正義再説』、岩波書店、p.248.
- 90) 斎藤 (2011)、前掲論文、p.12.
- 91) 同上、p.108.
- 92) 井上、前掲論文、p.88.
- 93) 仲正、前掲書、p.102.
- 94) Vandenbroucke, *op.cit.*, p.14.
- 95) エスピン-アンデルセンらの研究グループが提出した報告書は、Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2001) *A New Welfare Architecture for Europe? Report submitted to the Belgian Presidency of the European Union* (Final version, September 2001)。この報告書の子どもに関する部分には、Esping-Andersen. G. (2002) 'A Child-Centred Social Investment Strategy' という題名で Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press. に所収されている。2002 論文は 2001 年報告書に依りながら部分的な編集や新たな書き下ろしがみられるが、基本的な主張はまったく変わっていない。
- 96) 山口二郎 (2005) 『ブレア時代のイギリス』、岩波新書、p.131.
- 97) Lister, R. (2004) 'The Third Way's Social Investment State', in Lewis, J. & Surender, R. (ed) (2004) *Welfare State Change: Toward a Third Way?* p.159.
- 98) Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2001) *A New Welfare Architecture for Europe? Report submitted to the Belgian Presidency of the European Union* (Final version, September 2001), p.2. p.11.
- 99) *Ibid.*, p.22.
- 100) *Ibid.*, p.23.
- 101) Esping-Andersen. G. (2002) 'A Child-Centred Social Investment Strategy' in Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press. p.52.
- 102) Esping-Andersen, Gallie, Hemerijck, & Myles, (2001) *op.cit.*, p.35.
- 103) *Ibid.*, p.3.
- 104) *Ibid.*, p.17.
- 105) *Ibid.*, p.35.
- 106) *Ibid.*, p.23.

- 107) *Ibid.*, p.4. p.35.  
108) *Ibid.*, p.4.  
109) *Ibid.*, p.20.  
110) *Ibid.*, p.4.  
111) Esping-Andersen, G. (2002), *op.cit.*, pp.54–55.  
112) *Ibid.*, p.51. p.55.  
113) *Ibid.*, p.52.  
114) Esping-Andersen, Gallie, Hemerijck, & Myles, (2001) *op.cit.*, p.35.  
115) Giddens, A. (2003) *The Progressive Manifesto : New Ideas for the Centre-Left*, Policy Network.  
116) ①Giddens, A. (2003) ‘Introduction. Neoprogessivism : A New Agenda for Social Democracy’ in Giddens, A. (2003) *The Progressive Manifesto : New Ideas for the Centre-Left*, Policy Network. p.21. ②Lister, R. (2004) *op.cit.*, p.160.  
117) ①Giddens, A. (2003) *op.cit.*, pp.22–24. ②Lister, R. (2004) *op.cit.*, pp.159–160.  
118) Esping-Andersen, G. (2003) ‘Against Social Inheritance’ in Giddens, A. (2003) *The Progressive Manifesto : New Ideas for the Centre-Left*, Policy Network. p.109.  
119) Esping-Andersen, G. (2003) *op.cit.*, p.109.  
120) *Ibid.*, p.110.  
121) *Ibid.*, p.111. p.113.  
122) *Ibid.*, p.105. p.114.

---

[たなべ やすみ 児童福祉学]

# 幼児の粘土作品と創造性との関連について

中見 仁美<sup>1</sup>・桂田恵美子<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 園田学園女子大学短期大学部

<sup>2</sup> 関西学院大学文学部

## 問 題

幼稚園教育要領（2008）の中に、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」がある。この「創造性を豊かにする」ために保育現場や教育現場で、様々な工夫がなされている（福田・三浦、1988；中川・清原、2010 など）。

創造性は一般的に新用途発見、装置考案、問題解決能力など、いくつもの答えを求める質問で測定される（松原、2002）。創造性の測定は、Table 1 に示したように、1. 思考の速さ、2. 思考の広さ、3. 思考の深さ、4. 思考の独自性の4点で行われる（松原、2002）。しかし、創造性の定義や基準は曖昧なものが多く、実際にどのようなものが創造的であるかは不明確とされている（吉田、2005 a）。そのため、創造性の測定について、近年、新たな手法として、あらかじめ基準を与えられない評定者が実際の作品を評定する手法が多くなってきている（吉田、2005 a）。さらに、吉田（2005 b）は、課題領域に慣れている適切な評定者の場合、主観的で偏った創造性の定義が評定に影響することになり、一般的な創造性を評定するには適さないとしている。一方で、吉田は不慣れな評定者である一般人が、どのような特徴を捉えて、実際の創造的作品が創造的であるかを詳細に調査する必要性を指摘している。本研究では、Table 1 に示した一般的な創造性の定義を用いることとする。

発達の視点から捉えると、創造性は5歳で低下する（Torrance, 1970/1972）、小学4年生の頃に停滞がみられる（城戸、1966）などの報告がある。創造性低下の考えられる要因について、田辺（1983 a）は5歳という年齢は性役割形成の時期にあたり、社会的圧力を受けることを挙げている。そこで、幼児の創造性について実際にどのように変化していくのかを測定する試みが行われ

Table 1 創造性の測定

		例
思考の速さ	素早く考えつく	交通事故の時、車のナンバーをメモする
思考の広さ	いく通りもの方法を考えつく	新聞紙で花を包む、床に敷くなど
思考の深さ	役立つことを考えつく	迷子になったらその場で待つ
思考の独自性	誰も思いつかないことを考えつく	新しい発明をする

（松原、2002）より引用

てきた。その中で、創造性と知能との関連の検討が多く行われた。

田辺（1983 b）は、幼稚園年長児 20 名を対象に、創造性と知能との関連をみている。その結果、動作性知能と創造性のうち、思考の活力を示す流暢性（思考の広さ）と、言語性知能は独自性と関連が示された。柴田（1988）も幼稚園年長児を対象に知能検査と創造性検査を実施している。その結果、高い知能を示した園児は、集中力があり、細かい手先の作業に優れ、状況を観察しながら自己の行動を統制できることが分かった。さらに、中程度の知能の園児のほうが高い知能の園児よりも「発想や行動がユニーク」、「失敗を恐れずに困難な仕事を試みる」傾向が高かった。つまり、中程度の知能の園児の方が創造性が豊かであるという結果も報告されている。このように、幼児期の創造性と知能について何らかの関連があることが示唆されている。

一方で、松原（2002）は、創造性と知能の関連はわずかであるとしている。松原によると、知能を測定する場合、言語能力、記憶力、思考力、数能力など、決まった答えを求める質問がほとんどである。一方、創造性の測定はいくつもの答えを求めるものであり、測定方法が異なることを理由に挙げている。

創造性と知能の関係について知見が全く異なる理由の 1 つに、年齢が挙げられる。城戸（1966）、恩田（1971, p.60）は知能と創造性の相関について、幼児期や小学校低学年では高く、小学校高学年、中学生でも相関はあるが次第に低くなり、高校生や成人では相関がないとしている。田辺（1983 a）は、幼児期では、創造性と知能の明確な区別が出来ず、加齢に従い区別が明らかとなり、青年期になるとかなり明確になるとまとめている。つまり、幼児など年齢が低いと、創造性と知能は未分化な部分があり、年齢とともに分化し、最終的に創造性と知能は全く異なったものになると言える。また、恩田（1971, p.61）は、一定の知能（IQ 120）くらいまでは、創造性と知能に関連がみられるが、一定の知能以上では、相関が低くなるとしている。

実際の保育現場や教育現場では、創造性が表出しやすい造形素材として、粘土が盛んに扱われている（廣川・上野、2008）。粘土は、ほかの造形素材に比べ視覚や触覚を刺激し、可逆性があり、予想外の変化が働くことがあり、子どものイメージや好奇心を刺激しやすい（中川、2005；廣川・上野、2008；南陽、2009）。さらに、粘土造形・遊びを通じて、幼児同士、保育者など周囲の人々との関わりまで影響すると考えられている（仲盛、2011；島田、2011）。

幼児の粘土製作において、Brittain（1979/1983）は、4 歳ごろは団子をくっつけ合ったり、複雑な形を作り、製作後に命名することが多いが、5 歳ごろには、製作前に内容を宣言して作製する発達の変化を報告している。また、作品製作において、ほとんどの保育園児（2 歳 11 か月～5 歳 10 か月）が粘土をレリーフのように平面的に使用しがちで、立体的に使用したのは、わずか 22 名中 3 名の園児のみであったとしている。中川（2001）は、実際に 4 名の園児について、2 歳から 6 歳の 4 年間の粘土作品の形態について調査している。その結果、作品形態の発達過程は、粘土を触るなど行為そのものである段階から、粘土作品が客観的な形態をなし、それによって自己表現する段階へ移行する過程であったとしている（p.80）。6 歳になると、作品の形態が具体的になり、完成度も高くなり、何らかの「質的な転換」が生じたとしている（p.87）。

粘土製作にあたっては、造り易い課題と造りにくい課題があり、その違いは幼児が課題対象の实物に対して、能動的に触れられるかの有無にあるとされている（中川、1997）。また神谷（2009）は、充実した粘土による表現活動において、園での園児の生活など経験を考慮した題材選択が重要であるとしている。

このように粘土における製作過程や作品形態の発達、課題選択についての先行研究はあるが、幼児の粘土作品と創造性との関連をみた研究はほとんどない。吉田（2005 b）は、創造性の支援、教育の効果を検証するために、実際の創造された作品を何らかの形で評定することが重要であるとしている。

そこで、本研究では幼児教育で盛んに用いられている粘土による作品と創造性検査で測定される幼児の創造性との関連をみることで、粘土作品が幼児の創造性を評価するために有用な指標となるのかを検討する。また、Torrance（1970/1972）、田辺（1983 a）が述べているように、5歳という年齢にあたる年中児・年長児による創造性の低下の有無、粘土作品に、中川（2001）が示すような6歳にあたる年長児とそれ以下の年中児による違いの有無、さらに園児の性別による違いについても検討する。

## 方 法

1. 調査対象者：A 幼稚園で保護者に調査同意書を配布し、保護者から調査参加の同意を得た園児 39 名（男児 16 名、女児 23 名、年中児 20 名、年長児 19 名）が本調査に参加した。しかし、調査途中で不参加となった園児 1 名（女児、年長児）を除く 38 名が分析対象となった。

### 2. 創造性の測定

幼児用がないため、小学生用 S-A 創造性検査 P 版（東京心理）を使用した。この検査は、テスト 1 と 2 は、無意味な未完成図形から意味のある絵にする課題（着眼力）、テスト 3 と 4 は、未完成な特定のおもちゃの絵を工夫して作り上げる課題（発想力）、テスト 5 と 6 は、問題に対する様々な方法を考える課題（構成力）の計 6 課題からなっている。それぞれの課題は各 5 分で実施し、合計 30 分の検査となっている。教示はマニュアルに従った。例えば、テスト 1 では「下の線を使ってなんでも好きな絵を描いてください。できるだけたくさん書いてください。誰もが考えつかないようなおもしろい絵を書くほうがよいのです」であった。

創造性の測定は、3つの活動領域（着眼力、発想力、構成力）と4つの思考の特性（速さ、広さ、独自性、深さ）から行われ、得点化される（松浦、1998）<sup>1)</sup>。創造性検査の採点は東京心理へ郵送し、そこで専門家により行われた。手引書（1976, p.28）によると、各問題について、それぞれ思考の特性を評価される。返送された採点は、問題ごとの得点ではなく、3つの活動領域は、各2課題の総合得点、4つの思考の特性は、6課題で求められた合計得点であった。総合は、3つの活動領域の合計得点であり、思考の特性のうち、広さ、独自性、深さの合計得点と一致す



Table 2 創造性の活動領域

着眼力	抽象的な図形を完成させる	ものの見方の角度の多様性、独自性の測定に適している
発想力	装置や機能を考える	思考や想像力の組織化が強く要求される
構成力	手段や方法を考える	手順を細かく考える、現実的、行動的な創造性、思考の深さの測定に適している

(S-A 創造性検査 P 版の検査結果の解説、および手引書、1976) より引用

る。

### 3. 粘土と粘土課題

粘土は普段、園児が使用することが多く、園児にとってなじみがある市販の油粘土を使用した。

粘土課題は中川（1997）などを参考に、園児が作製しやすく、日常生活、絵本やメディアなどで目にしやすい「動物」と「魚」の2つを課題とした。園児に「図鑑に載るような新しい、面白い動物（魚）を考えて作ってみましょう」と教示し、作製してもらった。製作時間は各15分とした。

粘土課題の創造性の評価は、発達心理学を専攻する女子大学生10名が行った。発達心理学専攻の学生にしたのは、評価者が基礎的な発達心理学を習得しており、ひととおりの子どもについて知識があるためである。一般的な創造性の評価を得るため、女子大学生に園児が作製した粘土作品の写真配布し、評価基準は与えず、主観的に創造性を1～5点で評価してもらった。各作品の評価得点は、10名の平均値を使用した。女子大学生のみに配布したのは、幼稚園教諭の多くが女性であるということ考慮したためであった。なお、評価者である女子大学生は、対象者である幼稚園児との面識や接触はまったくなかった。

### 4. 手続き

創造性検査や粘土課題の実施は、実験者2名（発達心理学を専攻する男子学生と筆者）で行った。園児の集中力の持続時間を考え、1回分を30分とし、2回に分けて行った。1回目は創造性検査の課題1～3（15分）と粘土課題「動物」（15分）、2回目は創造性検査の課題4～6（15分）と粘土課題「魚」（15分）とした。

1回の調査時間を30分としたのは、中川（2005, p.84）が、粘土に触れた瞬間から、おしまいというまでの時間の長さを測定した結果、テーマがある場合の平均作製時間が、4歳児で24分、5歳児で34分であったことを参考にした。

1回の調査には園児4名が1つのテーブルに座ったグループで、4～6グループが同時に行った。本研究では検査実施の途中で、1名の園児が課題への取り組みを嫌がったため、その場でその園児の検査を中止した。

本研究の手続きは、園田学園女子大学の生命倫理委員会の審査と承認を受けた。

## 結 果

### 1. 粘土作品の評価

女子大学生の評価において、評価が高かった年長児・年中児の粘土作品を Figure 1 から Figure 4 に示した。女子大学生による園児の粘土作品の評価得点について、年中児と年長児の学年別による平均、性別による平均を比較したが、有意な差は認められなかった (Table 3 参照)。



Figure 1 高得点の粘土作品 (魚) 年長児



Figure 2 高得点の粘土作品 (魚) 年中児

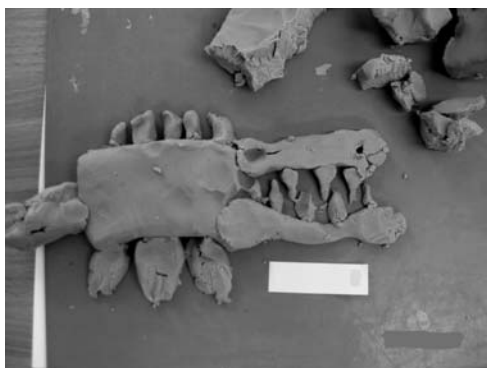


Figure 3 高得点の粘土作品 (動物) 年長児

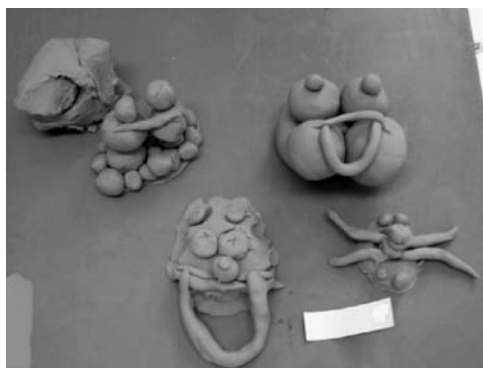


Figure 4 高得点の粘土作品 (動物) 年中児

Table 3 学年・性別による粘土作品の評価得点の平均と標準偏差

		学年		性別	
		年中児 (n=20)	年長児 (n=18)	男児 (n=16)	女児 (n=22)
魚	M	2.49	2.65	2.90	2.32
	SD	1.02	1.05	1.19	.834
動物	M	2.61	2.93	2.76	2.76
	SD	.82	1.18	1.00	1.03

## 2. 創造性の評価

創造性検査による得点について、年中児・年長児の学年別、性別による平均と標準偏差を Table 4 と Table 5 に示した。学年による平均を比較したところ、着眼力、思考の独自性に有意な差が認められ、年長児の方が高得点であった（着眼力： $t(36) = 3.85, p < .01$ ；思考の独自性： $t(36) = 3.62, p < .01$ ）。

また、構成力、思考の速さ、思考の広さ、思考の深さ、総合では正規分布が認められなかったため、Mann-Whitney の U 検定を行った結果、思考の速さ、思考の広さ、総合において、年長児の方が有意に高得点であった（思考の速さ：年中児の中央値 13.00、年長児の中央値 18.00、 $U = 111.00, p < .05$ 、思考の広さ：年中児の中央値 8.50、年長児の中央値 11.00、 $U = 86.50, p < .01$ 、総合：年中児の中央値 12.50、年長児の中央値 17.50、 $U = 94.00, p < .05$ ）。なお、園児の性別による有意な平均の差は認められなかった。

## 3. 粘土作品の評価と創造性検査得点との関連

女子大学生による園児の粘土作品の評価得点と創造性検査で測定された幼児の創造性得点との Spearman の相関係数を Table 6 と Table 7 に示した。粘土作品の動物、魚ともに、創造性の活動領域における着眼力、構成力に有意な正の相関が認められたが、発想力には認められなかった（Table 6 参照）。また粘土作品の動物、魚ともに思考の特性のすべてに有意な正の相関が認められた（Table 7 参照）。

**Table 4** 学年・性別による粘創造性検査（活動領域）の評価得点の平均と標準偏差

	学年		性別	
	年中児 (n=20)	年長児 (n=18)	男児 (n=16)	女児 (n=22)
着眼力	3.35 (2.30)	7.00 (3.48)	4.38 (3.26)	5.59 (3.51)
発想力	4.10 (2.53)	5.67 (3.37)	4.19 (3.02)	5.32 (3.46)
構成力	5.30 (2.81)	7.78 (4.24)	7.00 (4.55)	6.09 (3.05)

( ) 内は標準偏差

**Table 5** 学年・性別による粘創造性検査（思考の特性）の評価得点の平均と標準偏差

	学年		性別	
	年中児 (n=20)	年長児 (n=18)	男児 (n=16)	女児 (n=22)
思考の速さ	14.25 (6.66)	21.94 (10.11)	16.50 (10.44)	18.91 (8.32)
思考の広さ	8.05 (2.99)	12.17 (4.55)	9.38 (5.15)	10.45 (3.61)
思考の独自性	1.05 (1.32)	3.00 (2.35)	2.00 (2.19)	1.95 (2.08)
思考の深さ	3.65 (2.23)	5.28 (4.23)	4.19 (2.37)	4.59 (4.01)
総合	12.75 (5.43)	20.44 (10.21)	15.56 (9.11)	17.00 (1.88)

( ) 内は標準偏差

**Table 6** 粘土作品の評価と創造性の活動領域との相関

	動物	魚
着眼力	.44**	.59**
発想力	.23	.28
構成力	.38*	.45**

\*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ **Table 7** 粘土作品の評価と思考の特性との相関

	動物	魚
思考の速さ	.50**	.46**
広さ	.50**	.44**
独自性	.47**	.41*
深さ	.46**	.35*
総合	.54**	.45**

\*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ 

## 考 察

本研究では、粘土による作品と創造性検査で測定される幼児の創造性との関連をみることで、粘土作品が幼児の創造性を評価するために有用な指標となるのかを検討した。その結果、幼児の粘土作品と創造性検査との関連が認められた。女子大学生による主観的な創造性の評価と検査による客観的な創造性の評価が一致していたことから、粘土作品が創造性の測定に使用できる可能性が示唆された。特に、創造性の3つの活動領域のうち、着眼力と構成力との相関がみられた。着眼力は Table 2 より、「ものの見方の角度の多様性、独自性」、構成力は「現実的、行動的な創造性」を測定している。これらのことから、粘土作品を一般の評定者が評定する場合、現実的、つまり突飛すぎない、理解しやすい独自性や多様性が評価されやすいと考えられる。反対に相関が認められなかった発想力は、手引書(1976, p.9)に「概念に縛られない自由な連想や想像力」を要求されているとある。「概念に縛られない」という点で、課題領域に不慣れた評定者にとっては、日常生活ではあまり馴染みがなく、理解しにくいと、創造性として評価されにくいのではないだろうか。このように、不慣れた評価者では、創造性の3つの活動領域のうち、発想力を評価することはできないという限界がある。しかし、限界はあるものの、本研究で行った粘土作品によって創造性を評価する手法は、吉田(2005 a)の言う課題領域に慣れていない評定者、つまり専門家でない評定者が評価を行う手法として有用であることは示されたと言える。吉田(2005 b)が指摘している創造性の支援、教育の効果の測定・検証にも、本研究のように子どもたちが実際に作製した粘土作品が有効であると考えられる。

一方で、粘土作品の創造性と学年(年齢)は有意な差が認められなかった。粘土作品において、中川(2001)が示唆している本研究の年長児にあたる6歳ごろにあたる年長児の「質的な転換」は、本研究においては認められなかった。これはいくつかの理由が考えられる。まず、中川(2001)の研究では、縦断的に調査が行われていたが、本研究では横断的であったため、その変化が分かりにくいと考えられる。次に、園児の個人差が大きいことが挙げられる。学年のみで粘土作品を評価するのは難しいと考えられる。本研究では、絵画などの習い事をしているかなど、子どもの背景については全く調査していないため、そのような背景が影響している可能性もある。また、本研究では実際の粘土作品を観てではなく、あらかじめ作品が写った写真によって評

価を行った。粘土作品の写真の撮影時に、撮影の角度をそれほど考慮していなかった。子どもの発達に即して粘土作品をみると、Brittain (1979/1983) の言うレリーフのように作製するか、立体的に作製するかがある。写真による評価の場合、レリーフのような作品の方が、女子大学生には評価しやすかったかもしれない。また本研究の女子大学生にとって、創造性と相関が認められなかった発想力の評価は難しかったと思われる。つまり、女子大学生は創造性とはいえ、粘土作品で表現されている魚や動物において、既存の形がある程度保たれている作品に高得点をつけやすかったと考えられる。反対に、「概念に縛られない」作品を見て、理解の範疇を超えていると、高い評価を与えない傾向にあったのではないかと考えられる。今後、専門家による粘土作品の評価と創造性の関連を調査することも興味深い研究課題ある。

本研究では、創造性検査と学年は有意な差が認められ、学年が高くなると創造性が高くなることが示された。これは Torrance (1970/1972)、田辺 (1983 a) が述べた 5 歳という年齢を境にする年中児・年長児間で創造性が低下することはなかったことを示している。この相異について、本研究は 1 つの園のみのデータであり、データ数が少ないことが挙げられる。また、本研究において創造性の検査が横断的研究であったが、園児個人の成長をも鑑みた縦断的研究が必須であることも挙げられる。創造性の定義についても曖昧なままであることから、低年齢の子どもにあった定義を再考する必要があると思われる。これらのことから、創造性の発達については今後、定義を含めて再検討し、創造性の低下あるいは上昇を考える必要がある。

本研究で用いた創造性検査は本来、対象が小学生向けということもあり、年中児にとって、問題の題意を完璧に把握できたとは言いがたい。このことも先行研究と違った結果が出てしまった理由の 1 つかもしれない。しかし、現時点で幼児期の創造性を測定する検査は存在しないので、今後は、もう少し園児の年齢に考慮した材料を使うべきである。あるいは、小学生を対象に同様の調査をする必要があるのかもしれない。また調査実施時には、園児をもっと少人数のグループ、あるいは個別に行わなければならない。実際に、調査時の園児たちをみていると、アイデアが思いつかない子たちは隣や向かいの子の真似をよくしており、子どもの個人差を正確に反映していなかった可能性がある。正しい結果が得られたとは言いがたい。加えて、自由に着席するようにしたため、友達同士で模倣しやすい状況でもあったと言える。時間帯についても昼食前ということで集中力が持たなかったことも考えられる。これらのことから、今後さらに調査環境を調整し、データを増やし検討する必要がある。

#### 注

1) 3 つの活動領域、4 つの思考の特性について、詳細は Table 1 と Table 2 に示した。

#### 引用文献

Amabile, T. M. 1982 Social psychology of creativity : A consensual assessment technique. *Journal of personality and Social Psychology* 43 997-1013

Brittain, W. L. 1979 *Creativity, Art, and the Young Child* Macmillan Publishing Company, Inc. New York (黒川

- 建一監訳 1983 幼児の造形と創造性 黎明書房)
- 福田隆眞・三浦洋子 1988 保育における粘土活動 研究論叢第3部芸術・体育・教育・心理 38 181-192
- 廣川政和・上野弘道 2008 小学校と中学校の図形活動のつながりに関する考察-テラコッタ粘土を用いた授業実践から- 千葉大学教育学部研究紀要 56 141-150
- 神谷睦代 2009 幼児の粘土造形：基礎的な技術の習得及び題材（テーマ）についての実践と検証 美術教育学 30 175-189
- 城戸幡太郎 1966 生産性と創造性の関係についての研究（総合研究要約） 教育心理学年報 5 110-111, 151
- 松原達哉 2002 創造性テスト p.223-225 ナツメ社
- 松浦宏 1988 児童の問題作成能力と創造性 大阪教育大学紀要 第V部門教科教育 37(2) 189-198
- 南陽慶子 2009 粘土と遊ぶ〈特集〉子どもと土 幼児教育 18-22
- 文部科学省 2008 幼稚園教育要領 第2章ねらい及び内容 表現 p.8
- 中川香子・清原知二編 2010 保育内容表現 みらい
- 中川織江 1997 幼児の粘土造形作品における形態的発達：形態要素数と制作数、造り易さの分析 日本女子大学紀要人間社会学部 8 207-218
- 中川織江 2001 粘土造形の心理学的・行動学的研究-ヒト幼児およびチンパンジーの粘土遊び- 風間書房
- 中川織江 2005 粘土遊びの心理学-ヒトがつくる、チンパンジーがこねる- 風間書房
- 仲盛夫美子 2011 思いや考えを伝え合うための援助の工夫-「粘土遊び」における表現活動を通じて- 平成23年度第96期研究報告書 那覇市立教育研究所
- 恩田彰 1971 創造性の研究 恒星社厚生閣
- 柴田のみ子 1988 幼児の創造性に関する研究-知能、性格・行動特性との関係- 日本教育心理学会総会発表論文集 30 890-891
- 島田佳枝 2011 幼児の粘土造形の研究方法をめぐって-関係論的観点の意義と可能性について- 埼玉学園大学紀要人間学部篇 11 235-242
- 創造性心理研究会編 1976 S-A 創造性検査P版手引書 東京心理株式会社
- 田辺敏明 1983 a 幼児の創造性に関する文献的研究 高松短期大学研究紀要 13 45-54
- 田辺敏明 1983 b 幼児の知能と創造性に関する研究-Wallach & Koganの創造性テストと手続を用いて- 日本教育心理学会総会発表論文集 (25) 684-685
- Torrance, E. P. 1970 Encouraging creativity in the classroom. Brown, C. P. p.102 (扇田博元訳 1972 創造性と学習 明治図書)
- 吉田靖・服部雅史・尾田政臣 2005 a アイデア探索空間と創造性の関係 心理学研究 76(3) 211-218
- 吉田靖 2005 b 創造的産出物に基づいた創造性の定義と評定 立命館人間科学研究 8 41-56

## 謝辞

本論文作成に当たって、調査にご協力いただいた関西学院大学文学部4年花谷彰大さん（調査当時）、幼稚園の園長先生、先生方、保護者の方々、園児の皆様は心より感謝申し上げます。

[なかみ ひとみ 家族心理学]  
[かつらだ えみこ 発達心理学]

# 平成 25 年度 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 共同研究終了報告

\*以下の報告は、共同研究推進委員会委員長宛てに提出された「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 平成 25 年度共同研究終了報告書」に基づき、「論文集」編集委員会委員長が必要箇所を文書化したものである。

## 1 研究課題「保育者養成におけるマナー教育の重要性—日常生活と実習における効果の検証—」

研究代表者 近藤 綾 (児童教育学科 助教)

共同研究者 中見 仁美 (幼児教育学科 助教)

影浦 紀子 (児童教育学科 講師)

研究年度 平成 25 年度

研究テーマ

保育者養成におけるマナー教育の重要性—日常生活と実習における効果の検証—

研究目的

近年、保育者（保育士・幼稚園教諭）の専門性や資質向上に対する社会的要請が高まっており、保育者養成校では、より資質能力の高い人材を育成することが求められている。最近の学生の傾向としては、本来日常生活の中で身につけるべきマナー（あいさつ、身なり、態度、言葉遣いなど）が身につけておらず、実習先で指摘を受けることもしばしばである。例えば、佐藤（2003）は、実習園からの指摘の中で「きちんと挨拶できない」「言葉遣いに問題がある」という報告があることを挙げている。また、加藤・鈴木（2011）では、園側に新卒保育者の早期離職の理由や背景を尋ねており「社会人としてのルールやマナーに欠けている」などの回答を得たことから、保育者以前に社会人としての未熟な姿が浮き彫りにされたことを報告している。

これらの背景から、本研究では、保育者養成教育の一環としてマナー教育に焦点をあて、学生に社会人としての基本的マナーの重要性を意識化させ、定着させることを目的とする。具体的には、まず実習前の学生を対象にマナー講座を開講し、その直後にマナー教育の効果を確認する。その後、日常生活や初めての保育実習の中でのマナー教育の活用度や定着度について縦断的にみていくことにする。

保育士養成協議会では、マナー教育の重要性は当然のこととして唱えられてきたものの、マナー教育の効果について検証した研究はこれまでに行われていない。保育者養成とマナー教育に関しては、その必要性やアンケートをまとめた先行研究がわずかに存在する

だけである（藤田、2012；水谷・遠山・島田、2010；佐藤、2003）。よって、マナー教育について実証的に研究することは、今後の保育者養成教育において意義があると考えられる。

#### 研究計画・方法

現段階では、研究計画の手続き（以下参照）のうち、T1とT2の分析しか行えていない状況にあるため、対象、結果、考察等については現段階での成果を報告する。

#### 対象

園田学園女子大学人間教育学部児童教育学科2年生100名（平均年齢19.27歳・SD=.57）、このうち、マナー講座前・後両方の質問紙に回答した88名を分析対象とした。

#### マナー講座（全4回）

実習担当教員がマナー教育の重要性を講義し（第1回）、その後マナー講習を専門とする講師を招き、実践形式で3回の講義を実施した（1回目＝挨拶・表情・お辞儀、2回目＝電話の応答、3回目＝応接・応対）。なお実践形式の授業であったので、1クラスを50名とし、各回を2回ずつ実施した。

#### 調査項目

フェイスシート、マナー意識を測定する尺度（20項目、5件法）、社会的スキルを測定する尺度（Kiss-18、18項目、5件法）、キャリア意識を測定する尺度（成人キャリア成熟尺度、20項目、5件法）、自尊心を測定する尺度（自尊感情尺度、10項目、5件法）を用いた。

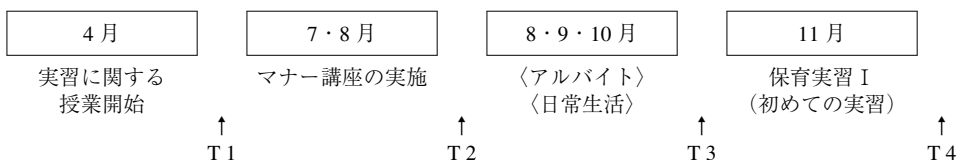
フェイスシートでは、氏名、年齢、学年、取得予定資格、これまでの実習経験、アルバイト経験の有無、居住形態（自宅、下宿）、マナー講座は役に立ったか（5段階評定）・またどのような点でそう感じたのか、の他に、自由記述の欄を設けた。

#### 手続き

実施手順は以下の通り。

T1～T4の時点でそれぞれ質問紙調査を実施し（計4回）、マナー教育の効果、対人関係スキル、キャリア意識および自尊心の変容を比較した。

#### 大学2年生



#### 倫理的配慮

調査実施時に調査対象者全員から同意を得て行った。



## 研究結果

現時点での分析はマナー意識と社会的スキルのみであるので、以下にはこの2点に関する結果および考察のみを報告する。

社会的スキル尺度の Cronbach の  $\alpha$  係数は、講座前 .859、講座後 .881 と高い信頼性が得られた。

Kiss-18 についても同様に、マナー講座前後での得点差を見たところ、有意差が見られた。このことから、マナー講座の実施により社会的スキルの向上が見られたと判断される。

マナー意識について、講座前後で天井効果が見られた 8 項目を分析から除外した。この 8 項目以外について、それぞれマナー講座前後で得点の差を検討した結果、5 項目で有意差が見られた (Table 1 参照)。

### 考察・現時点での結論

マナー教育の効果を検討したところ、講座受講直後に学生の意識の向上、社会的スキルの向上が認められた。特に、有意差の見られたマナー意識の 5 項目については、受講前からある程度意識していたが、講座を受講することによって具体的な対処法を学び、マナー意識がより高まったのではないかと考えられ、マナー講座受講は学生の意識に変化をもたらし、一定の効果があつたと考えられる。

しかし、他者評価では常識が身につけていないと評価される場合であっても、自分は社会人としての常識を身につけていると認識している学生が多い (佐藤、2003)、という先行研究があり、本研究の講座受講後の意識が向上した 5 項目、天井効果が認められた 8 項目についても、同様のことが考えられる。そのため今後は、他者からの評価データの収集が不可欠であり、マナー意識測定の問題項目についての再検討が必要となるであろう。

Table 1 講座前後のマナー意識と Kiss-18 の平均と標準偏差

項目	前		後		t 値
	平均	SD	平均	SD	
4 目上の人に自分の親のことを話すときには、「お父さん、お母さん」と言っている	2.36	1.30	2.65	1.28	2.44*
5 レポートや日誌などの人に見てもらふ文章はわかりやすく書くようにしている	3.77	.812	4.01	.625	2.93**
7 目上の人が掃除や片づけを行う前に、自分から進んで行うようにしている	4.09	.753	4.28	.694	2.68**
11 「ありがとうございました」などのお礼をするときには、お辞儀もするようにしている	3.92	.925	4.18	.687	2.75*
14 要件を話す前に「今よろしいでしょうか？」など必ず相手の都合を確認する	3.48	1.07	3.76	.994	2.59*
Kiss-18	56.22	8.26	57.86	8.89	2.62*

自由度はすべて 87

\*\* $p < .01$ , \* $p < .05$

### 今後の分析の観点

- (1) T1 と T2 時点のその他の尺度の分析・比較を行い、さらなる基礎データを得る。
- (2) T2 と T3 時点の比較により、日常生活における活用の程度を検証する。
- (3) T3 と T4 時点を比較することにより、実習における活用の程度を明らかにする。

- (4) これらのパターンを分類し、最終的に活用性や定着の度合いを明らかにすることを試みる。
- (5) また、それぞれの比較時において、対人関係スキル、キャリア意識や自尊心と、マナーの活用・定着がどのように関連しているかについても明らかにしていく。

#### 公表計画

分析の済んだデータに関しては、2014年5月17・18日に行われた日本保育学会第67回大会において、ポスター発表を行った（筆頭発表者：中見仁美、連名：影浦紀子・近藤綾）。

その他のデータに関しては、今後も継続して分析を行い、学会発表および論文として紀要等に発表する予定である。

## 2 研究課題「動脈硬化進展予防のための口腔ケアに関する研究」

研究代表者 大納 庸子（人間看護学科 准教授）

共同研究者 堤 かおり（つくば国際医療大学 教授）

長沢美和子（人間看護学科 助手）

鶴山 治（人間看護学科 教授）

研究年度 平成24年度～平成26年度

研究テーマ

動脈硬化進展予防のための口腔ケアに関する研究

研究目的

歯周疾患は、日本の人口の80%が罹患している口腔疾患であり、生活習慣病のひとつである。歯周疾患に影響を及ぼす要因として、個人の口腔ケアへの意識の低さ、口腔ケア不足、不適切な食行動があると考えられる。これらの要因が不良な口腔衛生状態につながり、やがて歯周疾患の発症・増悪を招くのではないかと推測する。

動脈硬化は、身体の組織や臓器全体に血行障害を起こす全身性疾患の要因であり、個人のQOLやADLの低下につながる。動脈硬化の発症・進展には、不良な口腔衛生や歯周疾患との関連が指摘されるが、明らかな見解はみられない。不良な口腔衛生状態が、動脈硬化と関連付けられれば、個人の身近で取り組みやすい口腔ケアがその予防につながる事が示唆されるが、動脈硬化予防の視点から口腔ケアの必要性を述べた研究は見当たらない。

本研究の目的は、口腔内衛生の状態と動脈硬化に関連があるかを検討し、動脈硬化進展予防を視座とした口腔ケア指針作成への示唆を得ることである。

研究計画・方法

### 1. 研究対象

研究協力の得られる本学職員、大学周辺の施設職員、地域住民のうち、30歳以上65歳

までの男女約 150 名とした。

2. 調査期間 平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月

3. データ収集方法

1) 実施場所・時間

場所は、園田学園女子大学 7 号館内の地域看護交流センターとした。

時間は、研究協力者と相談し実施した。

2) 研究協力者プロフィールについて

年齢、性別、身長、体重、内服薬、喫煙歴、飲酒歴、歯周病・動脈硬化などに関する認識について、研究者が作成した自己記入式の調査用紙を用いた。

3) 口腔衛生状態について

カイツック社製の自己記入式質問紙デンタルチェッカー<sup>®</sup>（歯に関する問診票）を用いた。

4) 食行動について

教育ソフトウェア社の食物摂取頻度調査票を用いた。

5) 動脈硬化度測定について

血圧脈波検査解析装置（コーリングメディカルテクノロジー）を用いた。

測定結果に誤差が生じないように、マニュアルを遵守し、同一測定者が対応した。

4. 分析方法

研究協力者プロフィール、デンタルチェッカー<sup>®</sup>、食行動質問紙、動脈硬化度測定で得られたデータは、統計解析ソフト SPSS（ver.20）を用いて分析した。

倫理的配慮

- ・研究協力は個人意思であること。
- ・データは個人が特定されることがないように、守秘義務を厳守すること。
- ・研究協力者へは口頭と紙面で説明し、同意書を取りかわすこと。また、協力撤回は自由であること。
- ・研究協力者から得られた回答の分析結果は、研究者がデータ入力のために管理し、その後、研究協力への感謝の意を込めた書面を添えて本人へ送付すること。
- ・研究協力者の個人名が記入された調査用紙、同意書、分析結果データ等は、鍵のかかるロッカーで保管し、研究終了後すみやかに裁断・焼却により処分すること。
- ・本学生命倫理委員会で承認後に研究を開始した。
- ・調査用紙の業者（カイツック社、教育ソフトウェア社）には使用許諾を得た。
- ・本研究結果は、学会や雑誌等で公表する予定であることの同意を得ること。

研究結果

1. 調査協力者について

本研究への協力者数は 136 名で、男性 61 名（44.9%）、女性 75 名（55.1%）で、平均年

齢は 45.77 (±8.54) であった。

## 2. 口腔保健行動の実態

全研究協力者のうち、デンタルチェッカー<sup>®</sup>への協力が得られた有効回答者数は 110 名で、男性 50 名 (45.5%)、女性 60 名 (54.5%) であった。協力者全体および男女別に 6 領域の相関を、スピアマンの順位相関係数を用いて分析した。

協力者 110 名全体において、各領域間の相関は見られなかった。しかし、歯の状態 - 態度 ( $p=0.31$ )、行動 - 意欲 ( $p=0.33$ ) で、正の相関にあった。

男性 50 名では、行動 - 意欲 ( $p=0.54$ )、歯の状態 - 意欲 ( $p=0.40$ )、歯の状態 - 態度 ( $p=0.38$ ) で、正の相関にあった。

女性 60 名では、態度 - 行動 ( $p=0.41$ )、態度 - 意欲 ( $p=0.34$ ) で、正の相関にあり、年齢 - 歯の状態 ( $p=-0.51$ )、年齢 - 知識 ( $p=-0.33$ ) で、負の相関にあった。

## 3. 食物摂取量の実態

全研究協力者のうち、食物摂取頻度調査への協力が得られた有効回答者数は 117 名で、男性 56 名 (47.9%)、女性 61 名 (52.1%) であった。

### 1) 食塩摂取量

#### (1) 食物摂取量との関係

食塩摂取量と BMI およびエネルギー・タンパク質・脂質・炭水化物の摂取量との相関を、スピアマンの順位相関係数を用いて分析した。エネルギーとは  $p=0.76$ 、タンパク質とは  $p=0.78$ 、脂質とは  $p=0.72$ 、炭水化物とは  $p=0.73$  で、いずれも正の相関にあった。

#### (2) 動脈硬化度測定との関係

動脈硬化度測定への協力者数は 25 名で、男性 10 名 (40.0%)、女性 15 名 (60%) で、平均年齢は 47.40 (±8.88) 歳であった。

食塩摂取量 10 g 以上と 10 g 未満との 2 群に分け、bapWV 値 (平均値、平均値より高い) と、ABI 値との比較をピアソンの  $\chi^2$  検定で行った。

bapWV 値では有意差はみられなかった。ABI 値は、協力者全員が正常範囲内であったために比較ができなかった。

### 2) 脂質摂取量

脂質摂取量と bapWV 値と ABI 値との比較をピアソンの  $\chi^2$  検定で行った。男性は有意差 ( $\chi^2=0.35$ 、5% 水準以下) がみられた。

### 3) 炭水化物摂取量

炭水化物摂取量と bapWV 値と ABI 値との比較をピアソンの  $\chi^2$  検定で行った。

男性は有意差 ( $\chi^2=0.35$ 、5% 水準以下) がみられた。

## 考察

成人期にある人の口腔保健行動への働きかけとして、口腔ケア行動の動機づけをはじめ

ることが、口腔ケア行動を促すといえる。男性は、歯の状態が意欲と態度の影響を受けやすい傾向にあるため、動機づけによって、歯の状態が健康に保たれると推察される。また、口腔ケア行動いわゆる歯磨きなどの必要性は、一般的に口腔を健康な状態に保つことが周知されている結果と考えられ、データからも裏付けされた。個人の口腔ケア行動を支えるためには、口腔の状態変化を個人が実感し、口腔ケアが習慣化されるように、他者が確認する、個人が前向きな気持ちを抱き続けるための介入が必要と推察される。女性は、年齢が個人の歯の状態に影響すると考えられるため、口腔を健康な状態に保つことが全身の健康維持につながるという、知識と意識を刺激する関わりが必要になると推測される。

これらから、成人期にある人の口腔ケア指針は、教育的介入の時期・内容や指導法だけでなく、個人の口腔ケア行動が習慣化され、口腔の状態が健康であると本人が納得できることで成果がみえるものが求められると考えられる。

今回の研究からは、食物摂取頻度と動脈硬化度との関係を明らかにすることはできなかったが、大塚らは、日本人中高年男性を対象としたメタボリックシンドロームと食習慣との研究のなかで、「食習慣への意識的な配慮が、その後のメタボリックシンドローム発症と強く関連する」「個人が自分自身の嗜好を把握し、意識的に食習慣を改善することがメタボリックシンドローム発症予防につながる」と述べている。個人の食習慣や食の味覚は、口腔の健康状態の影響を受けると考えられるため、健康な口腔状態に保てるようにすることは、全身疾患である動脈硬化を予防することにつながると思われる。

本研究の限界は、骨密度測定および動脈硬化度測定への協力者が25名と著しく少なかったため、調査用紙からのデータとの比較が十分に得られなかったことである。協力者数が得られなかったのは、測定場所が大学内に限られたため、協力者に移動していただくという負担をかけることになったためと考える。今後、器械による測定データを用いる際には、協力者の負担を考慮し、測定方法を考慮し、測定方法を検討するなど、研究方法の妥当性を吟味する必要がある。

#### 引用文献

- ・大塚礼・玉腰浩司・下方浩史他：職域中高年男性におけるメタボリックシンドローム発症に関する食習慣の検討、日本栄養・食糧学会誌、62(3)、p.123-129, 2009

#### 公表計画

- 1) 「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 論文集」への投稿
- 2) 日本健康科学学会第30回学術大会：平成26年9月20日(土)～21日(日)
- 3) 2015年国際看護師協会(ICN)学術集会：2016年6月19～23日(予定)

## 平成26年度 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 共同研究一覧

- 1 研究課題「女性アスリート食の開発・調査研究」  
研究代表者 松葉 真 (食物栄養学科 准教授)  
共同研究者 餅 美知子 (食物栄養学科 准教授)  
木田 京子 (総合健康学科 助教)  
松本 範子 (天理大学体育学部 講師)  
\*平成25年度からの継続研究 (平成27年度まで)
  
- 2 研究課題「終末期における意思決定の実態と看護師の支援モデルの確立」  
研究代表者 大西香代子 (人間看護学科 教授)  
共同研究者 西本 美和 (人間看護学科 講師)  
大島 弓子 (京都橘大学 教授)  
\*平成25年度からの継続研究 (平成27年度まで)
  
- 3 研究課題「和歌山県の伝統的な食文化の地域間比較」  
研究代表者 三浦加代子 (食物栄養学科 教授)  
共同研究者 川島 明子 (食物栄養学科 教授)  
川原崎淑子 (短期大学部 教授)  
青山佐喜子 (大阪夕陽丘学園短期大学 教授)  
橘 ゆかり (神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授)  
\*平成24年度からの継続研究 (平成26年度まで)
  
- 4 研究課題「都市部在住の高齢者が住みなれた地域で健康に暮らし続けるための集合住宅活用モデルの構築」  
研究代表者 林谷 啓美 (人間看護学科 助教)  
共同研究者 中村 陽子 (人間看護学科 教授)  
福井 恭子 (人間看護学科 助教)  
研究年度 平成26年度～平成28年度

# 園田学園女子大学・ 園田学園女子大学短期大学部 論文集編集規程

(平成 21 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、園田学園女子大学及び園田学園女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）における学術研究の成果の発表を目的として本学が発行する論文集（以下、「論文集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 論文集は「園田学園女子大学論文集（英語表記：SONODAJOURNAL）」と称する。

(発行)

第 3 条 論文集は、原則として年度 1 回発行する。

(論文集編集委員会)

第 4 条 論文集の発行にあたり、論文集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織し、図書館長を委員長とする。

- (1) 図書館長
- (2) 各学科長
- (3) 委員長の推薦する図書館委員 若干名

第 5 条 編集委員会は、第 6 条に定める論文集編集実務委員会の検討結果を参照する等により投稿論文を審査し、論文集への掲載の採否を決定する。

(論文集編集実務委員会)

第 6 条 編集委員会に論文集の編集等の実務を担当する論文集編集実務委員会（以下、「編集実務委員会」という。）を置く。

- 2 編集実務委員会は、編集委員の中から選出された委員若干名をもって組織し、編集委員会委員長を委員長とする。
- 3 編集実務委員会は、投稿原稿について事前に検討し、編集委員会にその結果を報告する。
- 4 編集実務委員会は、必要に応じて編集委員以外の専門研究者に投稿論文の審査を依頼又は意見を求めることができる。
- 5 前項の場合、その結果を編集委員会に報告することとする。

(投稿資格等)

第 7 条 投稿資格、その他論文の投稿に関し必要な事項は別に定める。

(所轄)

第8条 論文集の編集に関する事務は図書館事務室がこれを担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、論文集の編集に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。



# 園田学園女子大学・ 園田学園女子大学短期大学部 論文集投稿規程

(平成 10 年 4 月 30 日制定)

改正 平成 10 年 6 月 30 日 平成 17 年 5 月 19 日

平成 21 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集編集規程」(平成 21 年 4 月 1 日制定) 第 7 条の規定により、論文の投稿に関して必要事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第 2 条 論文を投稿できる者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任教育職員。ただし、共同執筆者として他の者を含むことができる。
- (2) その他、論文集編集委員会が認めた者

(掲載の採択)

第 3 条 投稿論文の論文集への掲載の採択は、論文集編集委員会が決定する。

(原稿の用紙、分量等)

第 4 条 投稿論文の原稿の用紙、分量等については次に定めるとおりとする。

- 2 用紙は、A4 縦長とする。
- 3 分量等は和文・欧文それぞれ次のように定める。
  - (1) 和文
    - ① ワードプロ使用・横書を原則とする。
    - ② 43 文字×34 行を 1 ページとし、20 枚以内とする。
    - ③ やむを得ない場合のみ例外として手書き原稿・縦書を認める。その場合の分量は、
      - 1) 手書きの場合は二万字(四百字詰め原稿用紙 50 枚)以内とする。
      - 2) ワードプロ使用縦書原稿の場合は(30 文字×23 行)×2 段を 1 ページとし、20 枚以内とする。
  - (2) 欧文
    - ① ダブル・スペースで打つ。
    - ② 86 letters×34 lines を 1 ページとし、20 枚以内とする。
- 4 その他
  - (1) 和文の場合は欧文タイトルをつけること。
  - (2) 要旨

- ① 論文が和文の場合は、欧文シノプスを 100 words 以内でつけてよい。
- ② 論文が欧文の場合は、和文要旨を 200 字以内でつけてよい。

(投稿の申し込み)

第 5 条 投稿希望者は、所定の用紙によって投稿を申し込む。

- 2 投稿の申し込み締め切りは、7 月末日とする。
- 3 申し込みは、所定の申込書を図書館事務室に提出する。

(原稿締め切り)

第 6 条 投稿原稿の締め切りは、9 月末日とする。

- 2 原稿は、それを収録した記録媒体 (CD・USB メモリ等) を添えて図書館事務室に提出する。

(投稿原稿の記載、校正等)

第 7 条 投稿原稿の記載及び校正等については、次のとおりとする。

- 2 図・表・写真は本文原稿とは別にし、挿入すべき位置と大きさの指定を本文原稿に明示する。
- 3 カラー写真の使用は原則として認めない。ただし、編集委員会が特別に認めた場合は使用することができる。
- 4 和文原稿の場合は、原則として常用漢字を使用し、新仮名遣いによる表記とする。
- 5 英語英文学関係等の場合は、MLA に準ずる。
- 6 欧文原稿の場合、ゴチック体・イタリック体にするものは、該当箇所にアンダーラインを付し、それぞれその下に「ゴチ」・「イタ」と指示する。
- 7 漢字使用国以外の外国の人名・地名・書名等には、原則として初出箇所て原綴りを付記する。
- 8 漢文の返り点・送り仮名は半字分として書く。
- 9 文献を脚注としない。
- 10 引用文献の書式は各自専門の書式に従う。
- 11 原稿末尾に、ひらがな書きの氏名と、専攻を記入する。(例) そのだ たろう 西洋史
- 12 完全原稿で提出し、校正時に組版等に影響を与えるような改変・書き換えは認めない。
- 13 原稿とは別に、論文題目・筆者名を和文・欧文で記入したものを提出する。
- 14 印刷校正は、筆者自身が 3 校まで行うが、校正原稿の返却の日時を厳守する。
- 15 抜き刷りは 30 部作成し、筆者に進呈する。

(著作権)

第 8 条 掲載論文の電子化及び web 上での公開に関する著作権は、編集委員会に委譲する。

付 則

この規程は、平成 10 年 4 月 30 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

「論文集」編集委員会

委員長 乾 安代

委員 大西 香代子

〃 小西 春江

〃 丹 進

〃 樋上 純子

〃 藤澤 正美

〃 三浦 加代子

園田学園女子大学論文集 第49号

平成27年1月31日 印刷

平成27年1月31日 発行

編集者 園田学園女子大学論文集編集委員会

発行所 〒661-8520 尼崎市南塚口町7丁目29番1号

園田学園女子大学

TEL (06) 6429-1201

FAX (06) 6422-8523

園田学園女子大学図書館

TEL (06) 6429-9931

FAX (06) 6429-2822

印刷所 〒615-0052 京都市右京区西院清水町13

協和印刷株式会社

TEL (075) 312-4010